

福岡県災害時受援計画 (資料編)

平成30年6月
(平成31年4月時点修正)
福岡県

目次

【資料編 1 拠点候補施設の一覧】	1
1-1 救助活動拠点	1
1-2 広域医療搬送拠点（SCU設置可能な航空搬送拠点）	8
1-3 物資拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）	8
【資料編 2 県災害対策本部の主な活動場所】	14
2-1 県庁本庁舎・各農林事務所（地方本部）	14
2-2 県庁本庁舎・各農林事務所（地方本部）以外	15
【資料編 3 防災関係機関連絡先等】	16
3-1 消防関係連絡先	16
3-2 警察関係連絡先	17
3-3 自衛隊関係連絡先	17
3-4 災害拠点病院一覧	18
【資料編 4 他都道府県、国等連絡先】	19
4-1 九州・山口9県災害時応援協定関係連絡先	19
4-2 九州・関西及び全国知事会との災害時応援協定関係連絡先	19
4-3 国（指定地方行政機関）関係連絡先	20
【資料編 5 物資関係協定締結先一覧】	21
5-1 物資関係協定締結先一覧	21
【資料編 6 受援対象業務】	22
6-1 受援業務内容整理表（①～⑭）	22
【資料編 7 その他】	69
7-1 緊急交通路指定想定路線一覧	69
7-2 緊急輸送道路ネットワーク図	70
7-3 ヘリコプター臨時離着陸場一覧（県指定）	71
7-4 海上輸送基地一覧	79
7-5 航空隊進出拠点一覧	79
<様式>	80
様式 1 人的ニーズ調査票（紙版・データ版）	81
様式 2 物資ニーズ調査票（紙版）	82
様式 2 物資ニーズ調査票（データ版）	83
様式 3 拠点施設状況報告書	84
様式 4 拠点施設開設要請書	85
様式 5 拠点施設閉鎖要請書	86
様式 6 拠点施設閉鎖（予定）報告書	87
様式 7 拠点施設開設に係る連絡先一覧（県有施設）	88
様式 8 拠点施設開設に係る連絡先一覧（市町村有施設）	89

【資料編 1 拠点候補施設の一覧】

1-1 救助活動拠点

No	市町村名	施設名称	施設 管理者名	所在地	敷地面積 (㎡)	適用条件*			合同 調整所 (候補)	避難所 等指定 の有無
						消 防	警 察	自 衛 隊		
1	北九州市	消防局訓練研修センター	北九州市	北九州市小倉北区東港 1-2-5	3,000	○	×	×		×
2	北九州市	勝山公園	北九州市	北九州市小倉北区城内 1~4 番	210,000	○	○	○		○
3	北九州市	長野緑地	北九州市	北九州市小倉南区大字長野・大字田代	123,000	○	○	×		○
4	北九州市	ひびきコスモス公園	北九州市	北九州市若松区向洋町	111,000	○	○	×		○
5	北九州市	響灘緑地	北九州市	北九州市若松区大字安屋・嶺田・竹並・小竹	196,000	○	○	○		○
6	北九州市	本城公園	北九州市	北九州市八幡西区御開 4-16	176,000	○	○	×		○
7	北九州市	香月中央公園	北九州市	北九州市八幡西区香月 4-1	73,000	○	○	×		○
8	福岡市	福岡市消防学校	福岡市	福岡市早良区西入部 1-15-10	13,000	○	×	×		×
9	福岡市	青葉公園	福岡市	福岡市東区青葉 4-467-1	108,000	○	○	○	●	○
10	福岡市	東平尾公園	福岡市	福岡市博多区東平尾公園 1, 2	881,000	○	○	○	●	○
11	福岡市	舞鶴公園	福岡市	福岡市中央区域内	393,000	○	○	○	●	○
12	福岡市	桧原運動公園	福岡市	福岡市南区桧原 5-754-1	133,000	○	○	○	●	○
13	福岡市	西部運動公園	福岡市	福岡市西区大字飯盛 109-1	111,000	○	○	○	●	○
14	福岡市	今津運動公園	福岡市	福岡市西区今津 2200	276,000	○	○	○	●	○
15	大牟田市	大牟田市延命庁舎	大牟田市	大牟田市黄金町 1-34	12,100			○		×
16	大牟田市	旧上官小学校	大牟田市	大牟田市宮坂町 6-3	9,152					○
17	大牟田市	旧延命中学校	大牟田市	大牟田市昭和町 240	13,416	○				○
18	大牟田市	中友公園	大牟田市	大牟田市新地町 3	11,000			○		×
19	大牟田市	手鎌北町公園	大牟田市	大牟田市大字手鎌 1520	22,000	○				×
20	大牟田市	諏訪公園	大牟田市	大牟田市岬町 1-3	100,000	○		○		×
21	久留米市	津福公園	久留米市	久留米市津福本町 586	25,500	○	○	○		×
22	久留米市	東部運動公園	久留米市	久留米市田主丸町中尾 1270	20,000	○	○	○	●	×
23	久留米市	西部防災ステーション	久留米市	久留米市大善寺町藤吉 434	10,000	○	○	×		×
24	久留米市	瞳ヶ池多目的広場	久留米市	久留米市上津町 2201-1 地先	5,000	○	○	×		×
25	久留米市	中央公園	久留米市	久留米市東櫛原町 1713	14,000	○	○	×		×
26	久留米市	久留米市百年公園多目的広場・運動広場	久留米市	久留米市合川町 2432-3	13,100	○	○	×		×

No	市町村名	施設名称	施設 管理者名	所在地	敷地面積 (㎡)	適用条件*			合同 調整所 (候補)	避難所 等指定 の有無
						消 防	警 察	自 衛 隊		
27	久留米市	久留米総合スポーツセンター(工事中)	久留米市	久留米市東櫛原町170-1	68,293	○	○	○	●	×
28	久留米市	筑後川左岸久留米市リバーサイドパーク駐車場	久留米市	久留米市東櫛原町	13,000	○	○	×		×
29	久留米市	久留米競輪場	久留米市	久留米市野中町2	19,000	○	○	○		×
30	久留米市	新宝満川公園	久留米市	久留米市小森野7丁目	8,500	○	○	×		×
31	久留米市	宮ノ陣クリーンセンター	久留米市	久留米市宮ノ陣町八丁島2225	8,000	○	○	×		×
32	久留米市	田主丸町流通センター	久留米市	久留米市田主丸町益生田1141	60,000	○	○	○	●	×
33	直方市	西部運動公園	直方市	直方市上新入2430-1	52,016	○	○	○	●	×
34	直方市	河川敷公園	直方市	直方市(遠賀川河川敷)	115,557	○	○	○	●	×
35	飯塚市	検討中								
36	田川市	田川市こがねが丘陵上競技場	田川市	田川市伊田2550-1	17,000	○	○	○		×
37	田川市	田川市総合グラウンド	田川市	田川市伊田2550-1	31,200	○	○	○	●	×
38	田川市	田川地区消防本部	田川地区消防本部	田川市大字川宮1570	17,000	○	×	×		×
39	田川市	成道寺公園グラウンド(大型車両進入困難)	田川市	田川市大字伊田2088-1	66,000	○	○	×		○
40	田川市	田川市猪位金球場	田川市	田川市大字猪国538	23,040	○	○	○	●	○
41	田川市	田川市環境対策課	田川市	田川市大字川宮1550	13,000	○	○	×		○
42	田川市	田川市市民球場	田川市	田川市大字伊田2745-2	13,153	○	○	×		○
43	柳川市	柳川市民三橋グラウンド	柳川市	柳川市三橋町正行431-2	9,900	○	○	×		○
44	柳川市	柳川市民大和グラウンド(B & G)	柳川市	柳川市大和町鷹ノ尾106	11,000	○	○	×		○
45	柳川市	有明地域観光物産公園	柳川市	柳川市上宮永町22-1	11,151	○	○	×		×
46	八女市	千間土居公園(大型車両不適)	八女市	八女市立花町北山811-5ほか	45,268	○	×	○		×
47	八女市	春の山公園	八女市	八女市上陽町北川内1121-5	19,475	○	○	○		×
48	八女市	駅跡イベント会場	八女市	八女市黒木町今2318-4ほか	11,603	○	○	×		×
49	八女市	矢部第1運動場	八女市	八女市矢部村北矢部鬼塚(河川敷)	8,853	○	○	×		×
50	八女市	小野地域交流センター	八女市	八女市星野村2400	8,078	○	○	×		×
51	八女市	鉄道記念公園及び八女観光物産館ときめき駐車場	八女市	八女市本町2番地561	10,122	○	○	×		×

No	市町村名	施設名称	施設 管理者名	所在地	敷地 面積 (㎡)	適用条件*			合同 調整所 (候補)	避難所 等指定 の有無
						消 防	警 察	自 衛 隊		
52	八女市	八女市総合体育館グラウンド	八女市	八女市馬場 434	6,000	○	○	×		○
53	八女市	筑南中学校	八女市	八女市立花町白木 6680	4,000	○	○	×		○
54	八女市	サンスポーツランド黒木	八女市	八女市黒木町北木屋 1180-3	22,788	○	○	×		×
55	八女市	久木原グラウンド	久木原区	八女市上陽町久木原 1732	4,000	○	○	×		×
56	八女市	池の山キャンプ場 (大型車両不通)	八女市	八女市星野村 10874	76,000	○	○	×		×
57	八女市	矢部中学校 (大型車両不通)	八女市	八女市矢部村北矢部 11047-2	4,000	○	○	×		×
58	八女市	八女市星野体育センター	八女市	八女市星野村 10780-35	6,470	○	○	×		×
59	筑後市	羽犬塚中学校グラウンド	筑後市	筑後市大字羽犬塚 80 番地	18,183	○	×	×		○
60	筑後市	筑後市北部交流センター多目的広場	筑後市	筑後市大字蔵数 515 番地 1	14,340	○	○	○		○
61	大川市	大川中央公園中央広場及び駐車場	大川市	大川市大字上巻 385 番地	7,000	○	○	×		×
62	大川市	筑後川総合運動公園グラウンド	大川市	大川市大字大野島 2923 番地、2924 番地 9 の地先	194,000	○	○	○	●	×
63	大川市	大川小学校グラウンド	大川市	大字向島 1850 番地	13,383	○	○	×		○
64	大川市	大川市水処理センター	大川市	大字小保 335 番地	25,000	○	○	○	●	×
65	行橋市	新田原グラウンド	行橋市教育委員会	行橋市大字稲童 245 番地 1	26,748	○	○	○	●	×
66	行橋市	行橋市総合公園内	行橋市教育委員会	行橋市大字今井 3759 番地	213,000	○	○	○	●	×
67	豊前市	天地山公園	豊前市	豊前市大字大村 1140-1	97,900	○	○	○	●	×
68	豊前市	築上中部高校跡地グラウンド	豊前市	豊前市大字今市 83-1	29,000	○	○	○	●	×
69	豊前市	平池公園	豊前市	豊前市大字八屋 1860-1	7,800	○	○	×		×
70	豊前市	岩屋活性化センター	豊前市	豊前市大字大河内 301-3	3,400	○	○	×		○
71	豊前市	山田公民館	豊前市	豊前市大字四郎丸 263	1,900	×	○	×		○
72	豊前市	合河公民館	豊前市	豊前市大字下川底 304-1	2,200	×	○	×		○
73	中間市	遠賀川河川敷(市役所駐車場、屋島公園前広場、中鶴グラウンド等)	中間市	中間市中間 1 丁目	69,630	○	○	○	●	×

No	市町村名	施設名称	施設 管理者名	所在地	敷地面積 (㎡)	適用条件*			合同 調整所 (候補)	避難所 等指定 の有無
						消 防	警 察	自 衛 隊		
74	小都市	小郡運動公園(多 目的広場)	小都市	小都市大保 444	8,836	○	○	×		×
75	小都市	立石地域運動公 園	小都市	小都市干潟 2047 番 地 1	4,545	○	○	×		×
76	筑紫野市	筑紫野市諸田多 目的グラウンド	筑紫野市	筑紫野市大字諸田 6 番 1 外	34,685	○	○	○	●	×
77	筑紫野市	県立総合射撃場 (クレ射撃場)	福岡県	筑紫野市大字柚須 原 223-25	18,790	○	○	○		×
78	春日市	春日公園 (市内に駐屯地 あり)	福岡県	春日市原町 3-1-4	30,000	○	○	×		○
79	春日市	白水大池公園 (市内に駐屯地 あり)	春日市	春日市下白水 209	150,715	○	○	×	●	○(北 ゾー ン)
80	大野城市	大野城総合公園	大野城市 体育協会	大野城市大字乙金 618-12	187,000	○	○	○	●	○
81	大野城市	仲畑中央公園	大野城市	大野城市仲畑 2-115	14,020	○	○	×		○
82	大野城市	大文字公園	大野城市	大野城市瓦田 4-722-1	7,318	○	○	×	●	×
83	宗像市	宗像ユリックス (南ゾーン)	(公財)宗 像ユリッ クス	宗像市久原 400	41,700	○	○	○		×
84	太宰府市	松川運動公園	太宰府市	太宰府市御笠 5-3-1	19,500	○	○	○		×
85	太宰府市	太宰府梅林アス レチックスポー ツ公園	太宰府市	太宰府市大字太宰 府 743 番地 1 外	13,000	○	×	×	●	×
86	古賀市	古賀グリーンパ ーク	古賀市	古賀市青柳町 587 番 1	186,751	○	○	○		○
87	古賀市	馬術競技場 (障害馬場競技 場)	福岡県	古賀市筵内 564	8,000	○	○	×		×
88	古賀市	馬術競技場 (馬場馬術競技 場)	福岡県	古賀市筵内 564	4,081	○	○	×		○
89	福津市	あんずの里運動 公園	福津市	福津市勝浦 1667-1	28,000	○	○	○		×
90	うきは市	道の駅うきは	国土交通 省	うきは市浮羽町山 北 729-2	13,300	○	○	×		○
91	うきは市	うきは市文化会 館	うきは市	うきは市吉井町 1001-4	11,500	○	○	×		×
92	うきは市	うきは市民ホー ル	うきは市	うきは市浮羽町朝 田 561-1	5,900	○	○	×		○
93	うきは市	吉井体育センタ ーグラウンド	うきは市	うきは市吉井町 983-120	2,029	○	○	×		×
94	うきは市	JA にじ園芸流通 センター	JA にじ	うきは市吉井町福 益 417-1	10,000	○	○	×		×

No	市町村名	施設名称	施設 管理者名	所在地	敷地 面積 (㎡)	適用条件*			合同 調整所 (候補)	避難所 等指定 の有無
						消 防	警 察	自 衛 隊		
95	宮若市	西鞍の丘総合運動公園	宮若市	宮若市乙野 644	150,000	○	○	○	●	×
96	宮若市	東部運動総合公園(光陵グリーンパーク)	宮若市	宮若市磯光 1668-2	137,000	○	○	○	●	×
97	宮若市	宮若市生涯学習センター(宮若リコリス)	宮若市	宮若市宮田 6-1	13,265	○	○	×		×
98	嘉麻市	嘉穂中学校	嘉麻市	嘉麻市上西郷 376	9,900	○	○	×		○
99	嘉麻市	県消防学校	福岡県	嘉麻市牛隈 1794 番地	83,700	○	○	○	●	×
100	朝倉市	あまぎ水の文化村スポーツゾーン	朝倉市、公益財団法人あまぎ水の文化村	朝倉市矢野竹 861-2	27,500	○	○	○	●	×
101	朝倉市	石成公園	朝倉市	朝倉市石成 564-2	23,729	○	○	○	●	×
102	朝倉市	杷木中学校グラウンド	朝倉市	朝倉市杷木池田 822-1	12,990	○	○	○		○
103	朝倉市	多目的グラウンド	朝倉市	朝倉市菩提寺 65	15,000	○	○	○		×
104	みやま市	高田町農村運動公園	みやま市	みやま市高田町濃施 780-1	12,000	○	○	×		×
105	みやま市	瀬高町中央公園(夢広場)	みやま市	みやま市瀬高町下庄 1908	10,000	○	○	×		×
106	みやま市	みやま市消防本部屋外訓練場	みやま市	みやま市瀬高町小川 2055	10,000	○	○	×		×
107	糸島市	検討中								
108	那珂川市	梶原運動広場(小学校運動場と隣接、拠点の拡大可能)	那珂川市	那珂川市上梶原 1-318-1	13,676	○	○	×		○
109	那珂川市	安德公園	那珂川市	那珂川市今光 4-168	22,368	○	×	×		○
110	宇美町	総合スポーツ公園	宇美町	宇美町ゆりが丘 1-2-1	20,000	○	○	○	●	○
111	篠栗町	カブトの森運動公園	篠栗町	篠栗町大字若杉 1091 番地	31,600	○	○	○	●	×
112	志免町	町民広場	志免町	志免町南里 1-1 外	8,036	○	○	×		×
113	志免町	シーメイト多目的広場	シーメイト	志免町大字志免 451-1	9,895	○	○	×		×
114	須恵町	健康広場	須恵町	須恵町大字上須恵 1167-3	8,482	○	○	×		○
115	新宮町	新宮中学校グラウンド	新宮町教育委員会	新宮町下府 2-5	12,400	○	○	×		×
116	久山町	久原小学校グラウンド	久山町教育委員会	久山町大字久原 3479	7,917	○	○	○		○
117	久山町	山田小学校グラウンド	久山町教育委員会	久山町大字山田 210	3,806	○	○	○		○

No	市町村名	施設名称	施設 管理者名	所在地	敷地 面積 (㎡)	適用条件*			合同 調整所 (候補)	避難所 等指定 の有無
						消 防	警 察	自 衛 隊		
118	久山町	久山中学校グラウンド	久山町教育委員会	久山町大字久原3553-3	13,225	○	○	○		○
119	粕屋町	粕屋西小学校グラウンド	粕屋町教育委員会	粕屋町大字仲原2445	4,500	○	○	×		○
120	粕屋町	粕屋中央小学校グラウンド	粕屋町教育委員会	粕屋町若宮2-2-1	4,500	○	○	×		○
121	粕屋町	中部消防署	粕屋南部消防本部	粕屋町大字上大隈55-1	6,000	○	×	×		×
122	芦屋町	芦屋競艇場駐車場	芦屋町 (モーターボート競走事業管理者)	芦屋町大字芦屋3540番地	38,000	○	○	○	●	×
123	芦屋町	芦屋町総合運動公園	芦屋町	芦屋町大字山鹿239	11,000	○	○	×		○
124	芦屋町	芦屋町立芦屋中学校グラウンド	芦屋町	芦屋町中ノ浜10-74	10,000	○	○	×		○
125	水巻町	水巻中学校グラウンド	水巻町	水巻町中央17-1	15,557	○	○	○		○
126	水巻町	水巻南中学校グラウンド	水巻町	水巻町下二東3-14-1	22,172	○	○	○	●	○
127	水巻町	みどりんぱあーく	水巻町	水巻町猪熊1-500-1	10,720	○	○			○
128	岡垣町	岡垣町総合グラウンド	岡垣町	岡垣町中央台6丁目204番2	31,888	○	○	○	●	○
129	岡垣町	岡垣町岡垣東中学校	岡垣町	岡垣町山田峠2丁目5番1号	32,662	○	○	○	●	×
130	遠賀町	遠賀総合運動公園(自衛隊及びヘリポート利用として選定)	宗像緑地建設㈱	遠賀町広渡23-6	44,945	×	×	○		×
131	遠賀町	遠賀町立遠賀中学校(ヘリポート利用として選定)	遠賀町教育委員会	遠賀町別府200	30,182	×	×	×		×
132	遠賀町	遠賀町立遠賀南中学校(ヘリポート利用として選定)	遠賀町教育委員会	遠賀町上別府652	37,715	×	×	×		×
133	小竹町	総合公園グラウンド	小竹町	小竹町勝野1757	43,501	○	○	○		○
134	鞍手町	鞍手町民グラウンド	鞍手町教育委員会	鞍手町大字小牧2226番地	14,400	○	○	×		○
135	桂川町	第一町民グラウンド	桂川町	桂川町土師1969番地1	12,305	○	○	○		×
136	桂川町	全天候型ゲートボール場	桂川町	桂川町土師2003番地	3,486	○	○			×
137	筑前町	ノリタケカンパニーリミテド夜須工場	夜須工場長	筑前町三並2160	2,950	○	○	×		×
138	東峰村	小石原グラウンド	東峰村教育委員会	東峰村大字小石原868-16	7,000	○	○	×		×
139	東峰村	宝珠山グラウンド	東峰村教育委員会	東峰村大字福井950-1	8,000	○	○	×		×
140	大刀洗町	下高橋官衙遺跡公園	大刀洗町教育委員	大刀洗町大字下高橋3266番地3他	54,000	○	○	○	●	×

No	市町村名	施設名称	施設 管理者名	所在地	敷地 面積 (㎡)	適用条件*			合同 調整所 (候補)	避難所 等指定 の有無
						消 防	警 察	自 衛 隊		
141	大刀洗町	大刀洗町運動公園	大刀洗町教育委員会	大刀洗町大字本郷 4120 番地 1 他	27,000	○	○	○	●	×
142	大木町	県営住宅跡地(旧 柏原団地跡地)	大木町教育委員会	大木町大字大角 648-1	7,847	○	○	×		×
143	大木町	道の駅おおき	大木町	大木町大字横溝 1131-1	8,900	○	○	○		×
144	大木町	大木町役場駐車場	大木町	大木町大字八町牟 田 255-1	3,280	×	×	○		×
145	大木町	木佐木小学校グラ ウンド	大木町教育委員会	大木町大字八町牟 田 623	4,000	×	×	○		○
146	広川町	広川球場(竜光寺 公園)グラウンド	広川町	広川町大字新代 1519-1	49,700	○	○	○	●	×
147	広川町	広川町運動公園 グラウンド	広川町	広川町大字久泉 307	18,300	○	○	○		×
148	香春町	香春町総合運動 公園(自衛隊の用 地は仮設住宅建 設予定地)	香春町	香春町大字高野 1390 番地	31,358	○	○	○	●	○
149	添田町	検討中								
150	糸田町	糸田町民グラウ ンド	糸田町	糸田町 3786 番地	12,147	○	○	×		×
151	川崎町	川崎町民運動公 園	川崎町教育委員会	川崎町大字川崎 1338	26,000	○	○	○	●	○
152	川崎町	川崎町立川崎小 学校グラウンド (出入口 1 箇所)	川崎町教育委員会	川崎町大字田原 714	7,000	○	○	×		○
153	川崎町	川崎町地域防災 センター(出入口 1 箇所)	川崎町	川崎町大字田原 770	3,000	○	○	×		×
154	大任町	町民グラウンド	大任町	大任町大字今任原 87-2	20,000	○	○	○	●	×
155	赤村	赤村役場	赤村長 道 廣幸	赤村大字内田 1188 番地	15,000	○	○	○		○
156	福智町	検討中								
157	苅田町	大熊公園	苅田町	苅田町小波瀬 2-1-1	18,500	○	○	○		○
158	苅田町	向山公園	苅田町	苅田町若久町 3-31	6,000	○	○	×		○
159	苅田町	苅田町総合保健 福祉センターグ ラウンド	苅田町	苅田町幸町 6-90	7,800	○	○	×		○
160	みやこ町	みやこ町役場本 庁舎	みやこ町	みやこ町勝山上田 960	14,036	○	○	×		×
161	吉富町	吉富中学校	吉富町外 一市中学 校組合	吉富町直江 612	23,011	○	○	○	●	○(必要面積 確保可能)
162	上毛町	上毛中学校運動 場	上毛町	上毛町下唐原 2141-1	15,000	○	○	○		○
163	上毛町	大池公園多目的 運動広場(グラウ ンドB)	上毛町	上毛町東下 1232-1	7,000	○	○	×		×
164	築上町	築上町役場 築 城支所	築上町	築上町大字築城 1096 番地	9,800	○	○	×		○

※ 適用条件は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における救助活動拠点候補地の考え方に準ずるもの。実際の災害時には、面積等の条件への該当の有無にかかわらず、利用の可否を確認することとする。

※ 合同調整所として活用可能な拠点は、原則として、19,500 m²以上あること（消防（3,000 m²）、警察（1,500 m²）、自衛隊（15,000 m²）が同じ場所に拠点を構えることが可能であること）を条件として選定。

1-2 広域医療搬送拠点（SCU設置可能な航空搬送拠点）

施設名	連絡先	緊急交通路等
福岡空港	092-621-2221（福岡空港事務所） 092-581-4647（航空自衛隊春日基地）	国道3号線
北九州空港	093-474-0204（北九州空港事務所）	国道10号線

1-3 物資拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）

1 広域物資輸送拠点（本県内）

No	県有施設等名称	所在地	面積	備考
1	日本通運(株)東部物流センター	福岡市東区蒲田2-22-33	12,540m ²	
2	佐川急便九州支店福岡営業所・天神営業所	福岡市東区箱崎ふ頭4-12-5	約1,000m ²	
3	九州西濃運輸(株)福岡物流センター	福岡市博多区井相田1-1-9	1,750m ²	
4	九州西濃運輸(株)福岡西物流センター	福岡市博多区東那珂3-7-58	1,856m ²	
5	佐川グローバルロジスティクス須恵営業所	糟屋郡須恵町新原16-10	約32,000m ²	
6	九州西濃運輸(株)福岡北支店	糟屋郡久山町大字山田2396-248	1,472m ²	
7	佐川グローバルロジスティクス福岡営業所	糟屋郡粕屋町甲仲原4-4-1	約33,000m ²	
8	日本通運(株)ひびき物流センターA、Bゾーン	北九州市若松区響町3-1-5	23,934m ²	
9	北九州緊急物資輸送センター	北九州市小倉北区西港町9-14	284.54m ²	
10	九州西濃運輸(株)豊前営業所	豊前市大字八屋322-4	1,178m ²	
11	佐川急便九州支店苅田営業所	京都郡苅田町幸町6-89	約10,000m ²	
12	筑豊緊急物資輸送センター	飯塚市平恒169-1	234.87m ²	
13	県消防学校	嘉麻市牛隈1794	518m ²	県有施設
14	日本通運(株)鳥栖営業支店	佐賀県鳥栖市藤木町1592-2	※県外 23,997m ²	
15	筑後緊急物資輸送センター	筑後市大字長浜2327-1	118.23m ²	

※ 民間営業倉庫については、毎年4月に情報を更新する。

※ 県内の広域物資輸送拠点は、上記施設のほか、九州運輸局が登録している民間物資拠点や協定締結先である福岡県倉庫協会の会員企業が有する倉庫等により補完する。

また、被災状況等に応じ、市町村等の協力を得て、地域内輸送拠点を広域物資輸送拠点として活用することを検討する。

2 広域物資輸送拠点（九州・山口各県）

県名	施設名称	所在地
山口県	山口県消防学校	山口市鑄銭司 6440-1
	山口きらら博記念公園	山口市阿知須 509-50
	下関新港ふ頭岸壁	下関市長州出島
佐賀県	佐賀競馬場	鳥栖市鳥栖市江島町字西谷 3256-228
長崎県	長崎県消防学校	大村市森園町 663-6
熊本県	グランメッセ熊本	益城町福富 1010
大分県	大分スポーツ公園	大分市横尾 1351
宮崎県	都城トラック団地協同組合	都城市上水流町 818-1
	高千穂家畜市場	高千穂町大字三田井 883-1
	九州西濃運輸(株)宮崎支店	宮崎市清武町船引 1013-1
	宮崎県経済連椎茸流通センター	日向市大字塩見 11974-1
	南郷くろしおドーム	日南市南郷町中村西町 1-1
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	霧島市国分広瀬 1629-1
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市東開町 11-1
沖縄県	沖縄県消防学校	中城村字北上原 910

(H30.4 九州地方知事会政策連合調査)

3 地域内輸送拠点

No	市町村名	拠点概要			施設基準 (※)					
		施設名称	住所	面積 (㎡)	① 耐震	② 屋根	③ 床	④ 大型	⑤ 電源	⑥ 避難所外
1	北九州市	旧大連航路上屋	北九州市門司区西海岸1-3-5	545	0	0	1	0	0	1
2	北九州市	北九州学術研究都市体育館	北九州市若松区ひびきの2-1	1,420	0	0	1	0	1	1
3	北九州市	西日本総合展示場新館	北九州市小倉北区浅野3-8-1	7,397	0	0	0	0	0	0
4	北九州市	西日本総合展示場本館	北九州市小倉北区浅野3-7-1	5,456	0	0	0	0	0	0
5	北九州市	北九州メディアドーム	北九州市小倉北区三萩野3-1-1	2,877	0	0	0	0	0	1
6	北九州市	北九州緊急物資輸送センター	北九州市小倉北区西港町9-14	353	0	0	0	0	0	1
7	北九州市	北九州穴生ドーム	北九州市八幡西区鉄竜1-5-2	3,823	0	0	0	0	1	1
8	福岡市	埋蔵文化財センター月隈収蔵庫	福岡市博多区月隈1-13-17	2,390	0	0	0	0	1	0
9	大牟田市	みなと小学校	大牟田市上屋敷町2-3-1	670	0	0	0	0	1	1
10	大牟田市	大牟田中央小学校	大牟田市笹林町1-1-3	451	0	0	0	0	0	1
11	大牟田市	明治小学校	大牟田市明治町2-21-1	720	0	0	0	0	1	1
12	大牟田市	吉野小学校	大牟田市大字白銀967-17	598	0	0	0	0	0	1
13	大牟田市	宮原中学校	大牟田市米生町2-26	725	0	0	0	0	1	1
14	大牟田市	天領小学校	大牟田市天領町1-145-1	696	0	0	0	0	1	1
15	大牟田市	大正小学校	大牟田市大正町5-5-9	734	0	0	0	0	1	1
16	大牟田市	白川小学校	大牟田市中白川町1-183	719	0	0	0	0	1	1
17	大牟田市	手鎌小学校	大牟田市大字唐船395	762	0	0	0	0	1	1
18	大牟田市	旧勝立中学校	大牟田市	794	0	0	0	0	1	1
19	大牟田市	駿馬北小学校	大牟田市	402	0	0	0	0	1	1
20	大牟田市	中友小学校	大牟田市中友町1-20	598	0	0	0	0	1	1
21	大牟田市	羽山台小学校	大牟田市大字草木587-3	595	0	0	0	0	1	1
22	大牟田市	宅峰中学校	大牟田市右京町1	514	0	0	0	0	1	1
23	大牟田市	白光中学校	大牟田市椿黒町32	741	0	0	0	0	0	1
24	久留米市	久留米市競輪場西側駐車場	久留米市野中町2	28,000	0	1	0	0	1	0
25	直方市	健康福祉課別館	直方市津田町7-20	525	1	0	1	0	1	1
26	飯塚市	筑豊緊急物資輸送センター	飯塚市平恒169-1	306	0	0	0	0	0	0
27	飯塚市	地方卸売市場	飯塚市菰田西3-6-1	49,747	1	0	0	0	1	0
28	田川市	田川市総合体育館	田川市大字伊田2550-1	1,666	0	0	1	0	0	0
29	柳川市	柳川市民体育館	柳川市本町53-1	4,730	0	0	1	0	0	1
30	八女市	八女市総合体育館	八女市馬場434	2,412	1	0	1	1	1	1
31	八女市	八女市黒木体育センター	八女市黒木町今2318-11	1,265	1	0	1	1	1	1
32	八女市	八女市農業活性化センター	八女市上陽町北川内461-1	857	0	0	1	0	1	0
33	八女市	八女市矢部体育館	八女市矢部村北矢部鬼塚	896	1	1	0	1	1	0
34	八女市	八女市星野支所	八女市星野村13102-1	2,936	1	0	1	1	1	1
35	八女市	八女市立花支所	八女市立花町原島95-1	1,726	0	0	1	1	0	0
36	筑後市	筑後緊急物資輸送センター	筑後市大字長浜2327-1	7,000	0	0	0	0	0	0
37	大川市	大川警部交番跡	大川市大字郷原483-2	1,278	1	0	1	0	1	0

No	市町村名	拠点概要			施設基準					
		施設名称	住所	面積 (㎡)	① 耐震	② 屋根	③ 床	④ 大型	⑤ 電源	⑥ 避難所外
38	行橋市	行橋公民館専用駐車場	行橋市西宮市1-700-4 西宮市2-716-6	850	0	1	0	1	1	0
39	行橋市	駐車場	行橋市西宮市2-723-2 723-3	1,496	0	1	0	1	1	0
40	行橋市	JR行橋駅西口第2駐車場	行橋市西宮市2-725-1 725-2	1,574	0	1	0	1	1	0
41	行橋市	行橋市武道館	行橋市大字今井3770	1,280	0	0	1	1	1	0
42	行橋市	旧椿市公民館	行橋市長尾494-1	350	1	0	1	1	1	0
43	豊前市	豊前市民体育館	豊前市大字八屋322-27	3,640	0	0	1	0	0	0
44	中間市	中間市生涯学習センター	中間市通谷1-36-16	2,234	0	0	1	0	0	0
45	小郡市	小郡市体育館	小郡市大板井279-1	1,184	0	0	0	0	1	0
46	筑紫野市	筑紫野市農業者トレーニングセンター	筑紫野市諸田172	9,906	0	0	1	0	1	0
47	春日市	春日市総合スポーツセンター	春日市大谷6-28	2,000	0	0	0	0	0	1
48	大野城市	大利小学校体育館	大野城市上大利1-7-1	530	0	0	0	1	1	1
49	宗像市	富地原ライスセンター	宗像市富地原6-1	1,043	0	0	0	0	1	0
50	宗像市	光岡カントリー	宗像市光岡828	2,012	1	0	0	0	1	0
51	宗像市	本店集荷場	宗像市東郷4-4-3	661	1	0	0	0	1	0
52	宗像市	玄海選果場	宗像市江口281	668	1	0	0	0	1	0
53	宗像市	上西郷集荷場	福津市内殿1012	1,640	1	0	0	0	1	0
54	宗像市	津屋崎集荷場	福津市津屋崎8-1-1	687	1	0	0	0	1	0
55	宗像市	道の駅むなかた	宗像市江口1172	2,241	0	0	0	0	0	1
56	太宰府市	太宰府市総合体育館	太宰府市大字向佐野21-2	1,570	0	0	1	1	0	1
57	古賀市	古賀中学校体育館	古賀市久保107	2,076	0	0	0	0	1	0
58	福津市	福津市役所	福津市中央1-1-1	800	1	1	1	1	0	1
59	福津市	福津市行政センター	福津市津屋崎1-7-2	180	1	1	0	1	0	1
60	うきは市	うきは市吉井体育センター	うきは市吉井町983-120	1,462	0	0	1	1	1	1
61	うきは市	うきはアリーナ（体育館）	うきは市浮羽町朝田215	2,949	1	0	1	1	1	1
62	宮若市	マリーホール宮田	宮若市宮田72-1	2,679	0	0	1	0	1	0
63	嘉麻市	筑豊緊急物資輸送センター	飯塚市平恒169-1	306	0	0	0	0	0	0
64	嘉麻市	嘉麻市稲築屋内球技場	嘉麻市岩崎65	2,337	0	0	0	0	1	0
65	嘉麻市	嘉麻市碓井屋内ゲートボール場	嘉麻市光代1097	2,470	0	0	0	0	1	0
66	嘉麻市	福岡県消防学校	嘉麻市牛隈1794	518	0	0	0	0	1	0
67	朝倉市	朝倉体育センター	朝倉市宮野2000-1	1,121	0	0	1	0	0	1

No	市町村名	拠点概要			施設基準					
		施設名称	住所	面積 (㎡)	① 耐震	② 屋根	③ 床	④ 大型	⑤ 電源	⑥ 避難所外
68	みやま市	検討中								
69	糸島市	検討中								
70	那珂川市	那珂川市市民体育館	那珂川市恵子4-1-1	2,222	0	0	1	0	1	1
71	宇美町	宇美町役場	宇美町宇美5-1-1	123	0	0	1	0	0	0
72	篠栗町	合併50周年記念体育館	篠栗町大字篠栗4755	536	0	0	1	0	1	1
73	志免町	町民センター	志免町志免中央1-2-1	34	1	0	0	0	0	1
74	志免町	シーメイト	志免町大字志免451-1	30	0	0	0	0	0	1
75	須恵町	検討中								
76	新宮町	シーオーレ新宮	新宮町大字下府425-1	314	0	0	1	0	0	1
77	新宮町	新宮町役場	新宮町緑ヶ浜1-1-1	200	0	0	1	0	0	0
78	久山町	検討中								
79	粕屋町	粕屋町総合体育館	粕屋町駕輿丁3-2-1	1,900	0	0	1	1	1	1
80	粕屋町	粕屋町立図書館・歴史資料館	粕屋町若宮1-1-1	120	0	0	1	1	1	1
81	粕屋町	粕屋町立生涯学習センター	粕屋町駕輿丁1-6-1	200	0	0	1	0	1	1
82	芦屋町	芦屋競艇場	芦屋町大字芦屋3540	14,000	0	0	0	0	0	0
83	芦屋町	芦屋中学校	芦屋町中ノ浜10-74	7,000	0	0	1	0	1	1
84	水巻町	検討中								
85	岡垣町	検討中								
56	遠賀町	遠賀コミュニティセンター	遠賀町大字広渡23-6	1,979	0	0	1	0	1	1
57	遠賀町	遠賀町中央公民館	遠賀町大字今古賀513	1,011	0	0	1	0	1	1
58	小竹町	小竹町中央公民館	小竹町勝野1757	1,647	1	0	1	1	1	1
59	鞍手町	鞍手町立武道館	鞍手町大字小牧2105	1,228	1	0	1	0	1	0
60	桂川町	桂川町武道場	桂川町土師2193-1	612	1	1	0	1	0	1
61	筑前町	JA筑前あさくら平成カントリーエレベーター	筑前町東小田2062	570	1	1	1	1	0	1
62	東峰村	東峰村役場宝珠山庁舎	東峰村大字宝珠山6425	100	0	0	1	0	0	0
63	東峰村	東峰村役場小石原庁舎	東峰村大字小石原941-9	100	0	0	1	0	0	0
64	大刀洗町	大刀洗ドリームセンター	大刀洗町大字富多819	1,079	0	0	1	0	1	1
65	大木町	検討中								
66	広川町	検討中								
67	香春町	香春町体育センター	香春町大字高野987-1	1,595	1	1	0	1	0	1

No	市町村名	拠点概要			施設基準					
		施設名称	住所	面積 (㎡)	① 耐震	② 屋根	③ 床	④ 大型	⑤ 電源	⑥ 避難所外
73	添田町	添田町役場庁舎(見直中)	添田町大字添田2151	1,224	0	0	0	0	0	0
74	糸田町	道の駅 いとだ	糸田町162-4	12,383	0	0	1	0	0	1
75	川崎町	川崎町地域防災センター	川崎町大字田原770	268	0	0	0	0	0	0
76	川崎町	川崎町B & G海洋センター	川崎町大字川崎1348-2	1,182	1	1	1	0	0	0
77	大任町	町立体育館	大任町大字大行事3090	1,102	0	0	0	0	1	1
78	赤村	赤村役場	赤村大字内田1188	15,000	0	0	1	0	0	1
79	福智町	福智町役場本庁	福智町金田937-2	500	0	0	0	0	0	1
80	苅田町	苅田町役場	苅田町富久町1-19-1	1,000	1	0	1	0	0	1
81	みやこ町	みやこ町役場本庁舎別館	みやこ町勝山黒田971		0	0	1	0	0	1
82	吉富町	吉富中学校体育館	吉富町大字直江612	1,660	0	0	1	0	1	1
83	上毛町	上毛中学校体育館	上毛町大字下唐原2141-1	3,622	0	0	1	0	1	1

※ 施設基準は、以下のとおりとする。

施設基準 「0」：適合、「1」：不適合

- ①【耐震】新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設も可）
- ②【屋根】屋根があること
- ③【床】フォークリフト等を利用できるよう、床の強度が十分であること
- ④【大型】12mトラック（大型）が接車できる若しくは建物内に入れること
- ⑤【電源】非常用電源が備えられていること
- ⑥【避難所外】避難所となる行政庁舎、学校、体育館でないこと

【資料編 2 県災害対策本部の主な活動場所】

2-1 県庁本庁舎・各農林事務所（地方本部）

地域	庁舎名	住所
福岡	県庁 (県災害対策本部)	福岡市博多区東公園 7 番 7 号
	福岡西総合庁舎 (福岡地方本部)	福岡市中央区赤坂 1 丁目 8 番 8 号
北九州・遠賀	八幡総合庁舎 (北九州地方本部) (北九州県土整備建築班)	北九州市八幡西区則松 3 丁目 7 番 1 号
京築	行橋総合庁舎 (京築地方本部) (京築保健福祉環境班)	行橋市中央 1 丁目 2 番 1 号
筑豊	飯塚総合庁舎 (筑豊地方本部) (嘉穂・鞍手保健福祉環境班) (飯塚県土整備建築班)	飯塚市新立岩 8 番 1 号
筑後北部	朝倉総合庁舎 (両筑地方本部) (北筑後保健福祉環境班) (朝倉県土整備建築班)	朝倉市甘木 2 0 1 4 番地 1
筑後南部	筑後農林事務所 (筑後地方本部)	筑後市大字和泉 6 0 6 - 1

2-2 県庁本庁舎・各農林事務所（地方本部）以外

地域	庁舎名	住所
福岡	吉塚合同庁舎	福岡市博多区吉塚本町 1 3 - 5 0
	筑紫総合庁舎 (筑紫保健福祉環境班) (那珂県土整備建築班)	大野城市白木原 3 丁目 5 - 2 5
	粕屋保健福祉事務所 (粕屋保健福祉班)	糟屋郡粕屋町戸原東 1 - 7 - 2 6
	糸島総合庁舎 (糸島保健福祉班)	糸島市浦志 2 丁目 3 - 1
	宗像総合庁舎 (宗像・遠賀保健福祉環境班)	宗像市東郷 1 丁目 2 番 1 号
	粕屋総合庁舎 (福岡県土整備建築班)	福岡市東区箱崎 1 丁目 1 8 - 1
北九州・遠賀		
京 築	豊前総合庁舎 (京築県土整備建築班)	豊前市大字八屋 2 0 0 7 - 1
筑 豊	田川総合庁舎 (田川保健福祉班)	田川市大字伊田 3 2 9 2 - 2
	直方総合庁舎県土整備事務所棟 (直方県土整備建築班)	直方市日吉町 9 - 1 0
	田川県土整備事務所 (田川県土整備建築班)	田川市大字伊田 4 5 4 3 - 1
筑後北部	久留米県土整備事務所 (久留米県土整備建築班)	久留米市新合川 1 - 7 - 2 7
筑後南部	柳川総合庁舎 (南筑後保健福祉環境班)	柳川市三橋町今古賀 8 - 1
	大牟田総合庁舎 (南筑後県土整備建築班)	大牟田市小浜町 2 4 番地 1
	八女総合庁舎 (八女県土整備建築班)	八女市本村 2 5 番地

【資料編 3 防災関係機関連絡先等】

3-1 消防関係連絡先

区分 (※)	消防本部名等	〒	住所	電話番号	FAX 番号	構成市町村
福岡	福岡市消防局	810-8521	福岡市中央区舞鶴 3-9-7	(代表) 092-725-6600 (指令) 092-725-6595	092-791-2535	福岡市
	糸島市消防本部	819-1113	糸島市大字前原 1783-1	092-322-4222	092-324-4514	糸島市
	筑紫野太宰府消防 組合消防本部	818-0084	筑紫野市針摺西 1-1-1	092-924-5034	092-924-3397	筑紫野市、太宰 府市
	春日・大野城・那 珂川消防組合消防 本部	816-0814	春日市春日 2-2-1	092-584-1191	092-584-1194	春日市、大野城 市、那珂川町
	粕屋南部消防本部	811-2204	糟屋郡志免町大字 田富 170	092-935-5111	092-935-4882	宇美町、篠栗町、 志免町、須恵町、 久山町、粕屋町
	宗像地区消防本部	811-3431	宗像市田熊 5-1-3	0940-36-2425	0940-37-0011	宗像市、福津市
	粕屋北部消防本部	811-3131	古賀市今在家 167-1	092-944-0131	092-944-0462	古賀市、新宮町
北九州・ 遠賀	北九州市消防局	803-8509	北九州市小倉北区 大手町 3-9	(代表) 093-582-3802 (指令課) 093-582-3811	(代表) 093-582-6898 (指令課) 093-592-6805	北九州市
	中間市消防本部	809-0034	中間市中間 2-2-2	093-245-0901	093-246-0119	中間市
	遠賀郡消防本部	811-4302	遠賀郡遠賀町広渡 1639	093-293-1231	093-293-7140	芦屋町、水巻町、 岡垣町、遠賀町
京 築	行橋市消防本部	824-0005	行橋市中央 1-9-9	0930-25-2323	0930-26-3074	行橋市
	荏田町消防本部	800-0351	京都郡荏田町京町 2-4-4	093-434-0119	093-434-5236	荏田町
	京築広域圏消防本 部	828-0061	豊前市大字荒堀 525-1	0979-82-0119	0979-83-2630	豊前市、みやこ 町、吉富町、上毛 町、築上町
筑 豊	直方市消防本部	822-0015	直方市新町 2-5-10	0949-25-2300	0949-25-2308	直方市
	飯塚地区消防本部	820-0068	飯塚市片島 3-16-8	0948-22-7600	0948-28-4363	飯塚市、嘉麻市、 桂川町
	田川地区消防本部	826-0042	田川市大字川宮 1570	0947-44-0650	0947-46-1404	田川市、香春町、 添田町、糸田町、 川崎町、大任町、 赤村、福智町
	直方鞍手広域市町 村圏事務組合消防 本部	823-0011	宮若市宮田 16-1	0949-32-1130	0949-32-9425	宮若市、小竹町、 鞍手町
筑後 北部	久留米広域消防本 部	830-0003	久留米市東櫛原町 999-1	0942-38-5151	0942-32-4603	久留米市、大川 市、小郡市、うき は市、大刀洗町、 大木町
	甘木・朝倉消防本 部	838-0065	朝倉市一木 18-20	0946-22-0119	0946-24-1334	朝倉市、筑前町、 東峰村
筑後 南部	大牟田市消防本部	836-0844	大牟田市浄真町 46	0944-53-3521	0944-53-7460	大牟田市
	筑後市消防本部	833-0031	筑後市大字山ノ井 900	0942-52-2020	0942-53-6658	筑後市
	柳川市消防本部	832-0061	柳川市本城町 4-2	0944-74-0119	0944-74-0185	柳川市
	八女消防本部	834-0063	八女市大字本村 22-1	0943-24-0119	0943-25-1119	八女市、広川町
	みやま市消防本部	835-0023	みやま市瀬高町小 川 2062	0944-62-5125	0944-62-3234	みやま市

(※) 消防本部（局）所在地域ごとに区分

3-2 警察関係連絡先

機関名	電話番号
警察本部警備部警備課	092-641-4141 (5723) (700-7202)

3-3 自衛隊関係連絡先

自衛隊要請関係機関					備考
	駐屯地等	所在地	電話番号	指定部隊の長	
陸上自衛隊	福岡駐屯地	春日市大和町	(092)591-1020	第4師団長	福岡・筑紫野・春日・大野城・宗像・太宰府・糸島・古賀・福津市・筑紫・糟屋郡 ※
	小倉駐屯地	北九州市小倉南区北方	(093)962-7681	第40普通科連隊長	北九州・中間・行橋・豊前市・遠賀・築上・京都郡
	久留米駐屯地	久留米市国分町	(0942)43-5391	西部方面混成団長	大牟田・久留米・柳川・八女・筑後・大川・うきは・みやま市・三潴・八女郡
	飯塚駐屯地	飯塚市大字津島	(0948)22-7651	第2高射特科団長	直方・飯塚・田川・嘉麻・宮若市・鞍手・嘉穂・田川郡
	小郡駐屯地	小郡市大字小郡	(0942)72-3161	第5施設団長	朝倉・小郡・筑前・大刀洗、東峰
航空自衛隊	春日基地	春日市原町	(092)581-4031	西部航空方面隊司令官	※
	芦屋基地	遠賀郡芦屋町	(093)223-0981	芦屋基地司令	
	築城基地	築上郡築上町	(0930)56-1150	築城基地司令	
海上自衛隊	佐世保地方総監部	長崎県佐世保市	(0956)23-7111	佐世保地方総監	※
	下関基地隊	山口県下関市	(0832)86-2323	下関基地隊司令	※
	第22航空群司令部	長崎県大村市	(0957)52-3131	第22航空群司令	※

※は、県知事の派遣要請窓口を示す。

3-4 災害拠点病院一覧

区分 (※)	医療機関名	所在地	備考	ヘリポート
福岡	九州大学病院	福岡市東区馬出 3-1-1	救命救急センター 救急告示病院 特定機能病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	福岡和白病院	福岡市東区和白丘 2-2-75	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	(基幹災害拠点病院※) 九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-8-1	救命救急センター 救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神 1-3-46	救命救急センター 救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠 3-1-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	福岡大学病院	福岡市城南區七隈 7-45-1	救命救急センター 救急告示病院 特定機能病院 DMAT 指定医療機関	敷地内
	福岡記念病院	福岡市早良区西新 1-1-35	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	近接地
	済生会二日市病院	筑紫野市湯町 3-13-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	近接地
	福岡徳洲会病院	春日市須玖北 4-5	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	宗像水光会総合病院	福津市日蔭野 5-7-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	隣接地
	福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	地域救命救急センター 救急告示病院 DMAT 指定医療機関	敷地内
	福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原 800-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	近接地
北九州	新小文字病院	北九州市門司区大里新町 2-5	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見 2-5-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	近接地
	北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町 1-1	救命救急センター 救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	DMAT 指定医療機関	近接地
	健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町 15-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	近接地
	九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町 1-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉 2-6-2	救命救急センター 救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1	救急告示病院 特定機能病院 DMAT 指定医療機関	敷地内
	JCHO 九州病院	北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
京 筑	新行橋病院	行橋市道場寺 1411	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津 1598	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	敷地内
筑 豊	飯塚病院	飯塚市芳雄町 3-83	救命救急センター 救急告示病院 DMAT 指定医療機関	近接地
	田川市立病院	田川市大字糺 1700-2	救急告示病院 DMAT 指定医療機関 DMAT 指定医療機関	近接地
筑後北部	久留米大学病院	久留米市旭町 67	高度救命救急センター 特定機能病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	聖マリア病院	久留米市津福本町 422	救命救急センター 救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	朝倉医師会病院	朝倉市来春 422-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	敷地内
筑後南部	大牟田市立病院	大牟田市宝坂町 2-19-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	近接地
	筑後市立病院	筑後市大字和泉 917-1	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上
	ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施 480-2	救急告示病院 DMAT 指定医療機関	屋上

(※) 医療機関所在地域ごとに区分

(平成 29(2017)年 9 月末現在)

【資料編 4 他都道府県、国等連絡先】

4-1 九州・山口9県災害時応援協定関係連絡先

各県担当者	連絡先（電話番号等）
佐賀県統括本部消防防災課	N T T回線 0952-25-7026 F A X 0952-25-7262 衛星通信系無線 41-721 F A X 41-728
長崎県危機管理監危機管理課	N T T回線 095-824-3597 F A X 095-821-9202 衛星通信系無線 42-7222 F A X 42-7339
熊本県知事公室危機管理防災課	N T T回線 096-333-2115 F A X 096-383-1503 衛星通信系無線 43-7605 F A X 43-7610
大分県生活環境部防災危機管理課	N T T回線 097-506-3067 F A X 097-533-0930 衛星通信系無線 44-152 F A X 44-159
宮崎県総務部危機管理局危機管理課	N T T回線 0985-26-7066 F A X 0985-26-7304 衛星通信系無線 45-2140 F A X 45-2540
鹿児島県危機管理局危機管理防災課	N T T回線 099-286-2256 F A X 099-286-5519 衛星通信系無線 46-22 F A X 46-23
沖縄県知事公室防災危機管理課	N T T回線 098-866-2143 F A X 098-866-3204 衛星通信系無線 47-1224 F A X 47-1220
山口県総務部防災危機管理課	N T T回線 083-933-2370 F A X 083-933-2408 衛星通信系無線 35-821 F A X 35-868

4-2 九州・関西及び全国知事会との災害時応援協定関係連絡先

県名	担当部局	担当係	連絡先	
			一般加入電話	衛星通信系無線（F A X）
大分県 ※ブロック 幹事県	生活環境部 防災危機管理課	政策班	N T T回線 097-506-3155 F A X 097-533-0930	消防防災無線（F A X） 44-152（44-159） E-mail：a13550@pref.oita.lg.jp

4－3 国（指定地方行政機関）関係連絡先

機関名	電話番号
九州管区警察局（広域調整第2課）	092-622-5000
福岡財務支局（総務課）	092-411-7281
九州厚生局（総務課）	092-707-1115
九州農政局（企画調整室）	096-353-3561
九州農政局福岡県拠点（地方参事官室）	092-281-8261
九州森林管理局（企画調整室）	096-328-3511
福岡森林管理署	092-843-2100
福岡森林管理署直方森林事務所	0949-26-4041
九州経済産業局（総務課）	092-482-5405
九州産業保安監督部（管理課）	092-482-5927
九州運輸局（総務部安全防災・危機管理調整官）	092-472-2312
九州運輸局福岡運輸支局（総務企画関係）	092-673-1190
九州運輸局福岡運輸支局（輸送関係）	092-673-1191
九州地方整備局（企画部防災課）	092-471-6331 092-414-7301(災害時)
大阪航空局福岡空港事務所（空港保安防災課）	092-621-2221 内線 2111
第七管区海上保安本部	093-321-2931 (985-70)
門司海上保安部	093-321-3215
荏田海上保安署	093-436-3356
小倉分室	093-571-6091
若松海上保安部	093-761-2497
福岡海上保安部	092-281-5865
三池海上保安部	0944-53-0521
唐津海上保安部	0955-74-4323
福岡管区気象台（予報課）	092-725-3604 (981-70)
九州総合通信局（陸上課）	096-326-7857
福岡労働局（総務課）	092-411-4861
九州防衛局	092-483-8816
九州地方測量部	092-411-7881
九州地方環境事務所	096-322-2400

【資料編 5 物資関係協定締結先一覧】

5-1 物資関係協定締結先一覧

項目	協定名	相手方	主な内容	担当課
食糧関連	災害時における食糧供給協力に関する協定	(株)東筑軒、北九州駅弁当、(株)リョーユーパン	おにぎり、パンの確保	福祉総務課
	災害時における食糧等物資の供給に関する協定	(株)ローソン、(株)セブンイレブン・ジャパン	おにぎり、パンの確保等（生活必需品等も可能）	福祉総務課
	災害時における物資の供給に関する協定	全国農業協同組合連合会福岡県本部	米（要精米）、インスタント食品、肉類、飲料水等の供給	団体指導課
	災害時における物資の供給に関する協定	公益財団法人 福岡県学校給食会	パン、米飯、精米、副食等の調達又は製造	体育スポーツ健康課
	災害時における飲料水供給に関する協定	(株)伊藤園	県内被災地への飲料水の供給	福祉総務課
	災害時における飲料水供給に関する協定	(株)アベックス西日本	県庁舎への避難者等への自動販売機による飲料水の提供	財産活用課
	災害時における物資の供給に関する協定	福岡県パン共同組合連合会 全日本パン共同組合連合会九州ブロック（3者協定）	パン、米飯の供給	福祉総務課
医療関連	災害時における医薬品等の供給に関する協定	福岡県医薬品卸業協会 福岡県医療機器協会	医薬品、医療機器の確保	薬務課
生活必需品・日用品関連	災害時における物資供給協力に関する協定	九州百貨店協会	寝具、被服、光熱材料、日用品等	商工政策課
	災害時における物資の供給に関する協定	イオン九州(株)、(株)イズミ、(株)サンリア、(株)西鉄ストア、(株)ミスターマックス、マックスバリュ九州(株)	寝具、被服、光熱材料、日用品等（食糧も可）	商工政策課
	災害時における物資の供給に関する協定	ユニ・チャームプロダクツ(株)	生理用品、紙オムツ、マスク	商工政策課
	災害時における県民生活安定に関する基本協定	福岡県生活協同組合連合会	応急生活物資の確保	生活安全課
	災害時における物資の供給に関する協定	嘉穂無線(株)【ゲッテイ】、(株)ナフコ、NPO法人コリ災害対策センター	ブルーシート、レジャーマット、バケツ、ロープ、ポリタンク等（生活必需品も可）	防災企画課
	災害時における木造応急仮設住宅の建設及び物資の供給に関する協定書	タマホーム(株)	ブルーシート、ヘルメット、飲料水等の応急資材の供給	防災企画課
	災害時における機材の供給に関する協定	(株)アキティオ、太陽建機レンタル(株)、(株)レンタルのニッケン	移動トイレ、発電機、車椅子等	防災企画課
	災害時におけるリース機材の供給に関する協定	九州建設機械器具リース業協会福岡県支部	移動トイレ、発電機、その他の保有する機材	防災企画課
	災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	県内被災地への福祉用具の供給	福祉総務課
	避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定書	特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク	避難所用間仕切りシステムの供給	防災企画課
	災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定書	南日本ダンボール工業組合	段ボール製品の供給	防災企画課
緊急輸送、保管・荷役	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	日本通運(株)福岡支店、九州西濃運輸(株)、九州福山通運(株)、久留米運送(株)、(株)博運社、(株)ランテック、丸善海陸運輸(株)、三友通商(株)、佐川急便(株)九州支社、公益社団法人福岡県トラック協会	他県からの支援物資等の緊急輸送	防災企画課
	災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定	福岡県倉庫協会	緊急支援物資の保管・荷役の実施、物流に関する専門的な知識を有する者の派遣	防災企画課
	災害時における物資の保管及び荷役等に関する協定書	福岡県冷蔵倉庫協会	物資の保管・荷役、物流に関する専門的な知識を有する者の派遣	防災企画課

（平成 31（2019）年 4 月末現在）

【資料編 6 受援対象業務】

6-1 受援業務内容整理表 (①～④)

受援業務内容整理表

① 避難所運営、家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援	
担当部・課	関係各課
連絡先（内線）	XXX-XXX-XXXX（内線）
担当部・課	総務部人事課
連絡先（内線）	092-643-3038
担当部・課	企画・地域振興部市町村支援課
連絡先（内線）	092-643-3072（内線2705）

（受援の目的）

避難所運営、家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等、災害により生じた膨大な市町村事務及び職員の死傷等により担い手を失った市町村事務の処理を補完する。

■ 基本事項

業務名	被災市町村事務全般の支援	
実施時期	■ 初動期（発災から概ね３日間） ■ 応急対応期 ■ 復旧期（仮設住宅期）	
受援側の業務内容		
本県	1. 災害関連事務等の支援 ・ 災害関連事務等に関する助言を行う。 2. 応援要員の派遣要請、受入れ支援 ・ 被災市町村の人員が不足する場合は、県内市町村に応援要員の派遣を要請する。 ・ 県内で応援要員を確保できない場合は、国や他都道府県等に市町村応援要員の派遣を要請する。 ・ 被災市町村の応援要員の受入れを支援する。	
	1. 災害関連事務等の実施（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 2. 応援要員の派遣要請 ・ 人員が不足する場合は、近隣市町村又は県に応援要員の派遣を要請する。 3. 応援要員の受入れ ・ 応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 ・ 応援要員が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。	
受援上の留意点	● 被災者の救援は被災県・市町村の責務であることから、応援県・市町村に全てを任せるといった、いわゆる丸投げにならないよう留意する。 ● 県は、被災市町村に連絡要員を派遣する等により、応援職員の派遣に関する支援及び被災市町村が行う災害マネジメントに関する支援を行うものとする。	
必要な資機材	・ 特になし	
応援側への求め		
応援者に求める要件	☐ 一般職員 ☐ 住家の被害認定に携わる応援職員は経験・知見を持った職員が望ましい	
応援者の活動場所	被災市町村等	
応援者に求める業務	・ 応援要員の派遣 ・ 災害関連事務等の実施	

受援業務内容整理表

② 応急給水（給水車、給水要員）

担当部・課	総務部防災危機管理局防災企画課
連絡先（内線）	092-643-3112（内線2470）
担当部・課	県土整備部水資源対策課水道整備室
連絡先（内線）	092-643-3376（内線4352）

（受援の目的）

災害時における配水管の破損等による断水や汚染などによる緊急の水需要に対応するため、被災地に必要とされる応急給水を迅速かつ円滑に実施する。

■ 基本事項

業務名		避難者対策
実施時期		☒ 初動期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☐ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
本県	本県	1. 情報収集 - 被災市町村と連携し、必要な給水量及び給水に係る情報を把握する。 - 県内市町村に給水に係る応援を要請する。 - 県内の水道施設の被害状況を取りまとめ、厚生労働省に報告する。 2. 給水車等の要請 - 九州・山口9県災害時応援協定に基づき、飲料水の提供に係る応援を要請する。 - 自衛隊に対して給水応援を要請する。 - 海上保安庁に対して給水応援を要請する。
	被災市町村（水道事業者）	1. 給水量の把握 - 断水区域、断水戸数、給水人口、復旧作業計画を把握し、必要な給水量のうち、保存飲料水による対応とは別に、給水車による給水が必要な区域、必要な給水量、給水場所、給水車の補給場所を把握する。 2. 給水車の要請 - 必要な給水量と給水場所に関する情報（給水場所、給水場所ごとの給水量等）に基づき、県もしくは（社）日本水道協会へ給水車を要請する。 3. 応急給水拠点の設置 - 県と連携し、住民等への給水場所、給水車への補給場所を開設・運営する。 - 給水、補給に係る作業要員を確保する。 4. 給水車の受入れ - 給水車の給水場所に要員を待機させ、給水車を受け入れ、住民等に供給する。 - 給水車への補給場所に要員を待機させ、給水車に飲料水を補給する。 5. 給水状況の確認 - 飲料水が末端の断水となった住民等まで届いているかを確認し、届いていない場合は、速やかに給水車の手配等により給水を行う。
受援上の留意点		☒ 給水支援については（社）日本水道協会を主体とする支援体制を基本とし、県はその支援が円滑に遂行されるよう協力する。
必要な資機材		・ 給水車（医療用水給水には加圧式が必要）、給水タンク車、ポリタンク、ポリ袋 等
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ 特になし
応援者の活動場所		県又は被災市町村が指定する被災地域等
応援者に求める業務		・ 給水車等の手配、派遣 ・ 給水活動の実施

受援業務内容整理表

③ 健康対策（保健師等）					
担当部・課	保健医療介護部健康増進課				
連絡先（内線）	092-643-3270（内線3052）				
（受援の目的）					
被災者が健康で自立した生活を送ることができるよう被災者の健康相談等を実施する。 （※保健師の派遣調整は厚生労働省が実施）					
■ 基本事項					
業務名	避難者対策				
実施時期	☒ 初動期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☐ 復旧期（仮設住宅期）				
受援側の業務内容	<table border="1"> <tr> <td>本県</td> <td> 1. 必要な物資の把握・要請 ・ 被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握するとともに、被災市町村が必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）をとりまとめ、協定締結事業者等に対し、物資の提供を要請する。 2. 必要な応援要員の把握・要請 ・ 被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。 ・ 被災市町村及び県が必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）をとりまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。 3. 業務の割当て ・ 応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、保健所長等は保健医療の関係機関や被災市町村と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。 4. 保健活動の実施（「☒ 応援者が従事する業務の内容」に記載） </td> </tr> <tr> <td>被災市町村</td> <td> 1. 必要な物資の把握・要請 ・ 避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握するとともに、必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）を県へ連絡する。 2. 必要な応援要員の把握・要請 ・ 避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。 ・ 必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）を県へ連絡する。 3. 業務の割当て ・ 応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、管轄保健所長等と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。 4. 保健活動の実施（「☒ 応援者が従事する業務の内容」に記載） </td> </tr> </table>	本県	1. 必要な物資の把握・要請 ・ 被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握するとともに、被災市町村が必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）をとりまとめ、協定締結事業者等に対し、物資の提供を要請する。 2. 必要な応援要員の把握・要請 ・ 被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。 ・ 被災市町村及び県が必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）をとりまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。 3. 業務の割当て ・ 応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、保健所長等は保健医療の関係機関や被災市町村と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。 4. 保健活動の実施（「 ☒ 応援者が従事する業務の内容」に記載）	被災市町村	1. 必要な物資の把握・要請 ・ 避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握するとともに、必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）を県へ連絡する。 2. 必要な応援要員の把握・要請 ・ 避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。 ・ 必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）を県へ連絡する。 3. 業務の割当て ・ 応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、管轄保健所長等と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。 4. 保健活動の実施（「 ☒ 応援者が従事する業務の内容」に記載）
本県	1. 必要な物資の把握・要請 ・ 被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握するとともに、被災市町村が必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）をとりまとめ、協定締結事業者等に対し、物資の提供を要請する。 2. 必要な応援要員の把握・要請 ・ 被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。 ・ 被災市町村及び県が必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）をとりまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。 3. 業務の割当て ・ 応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、保健所長等は保健医療の関係機関や被災市町村と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。 4. 保健活動の実施（「 ☒ 応援者が従事する業務の内容」に記載）				
被災市町村	1. 必要な物資の把握・要請 ・ 避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握するとともに、必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）を県へ連絡する。 2. 必要な応援要員の把握・要請 ・ 避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。 ・ 必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）を県へ連絡する。 3. 業務の割当て ・ 応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、管轄保健所長等と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。 4. 保健活動の実施（「 ☒ 応援者が従事する業務の内容」に記載）				
受援上の留意点	● 特になし				
必要な資機材	・ 血圧計、体温計等の物品 ・ 健康教育用媒体・教材・リーフレット 等				
応援側への求め					
応援者に求める要件	○ 保健師				
応援者の活動場所	県又は被災市町村が指定する避難所等				
応援者に求める業務	派遣された応援要員は、県・市町村が実施する被災者の健康対策に従事するほか、以下により県・市町村を支援する。 ・ 被災市町村の受援ニーズの把握 ・ 保健医療の連携調整業務への支援 ・ 県・市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援 ・ ミーティングでの活動報告、情報提供（記録、リスト作成等） ・ 被災市町村の保健活動の計画策定への助言				

受援業務内容整理表

④ 健康対策（管理栄養士）

担当部・課	保健医療介護部健康増進課
連絡先（内線）	092－643－3269（内線3050）

（受援の目的）

被災者自らが健康を回復・維持増進し、健康な食生活が送れるよう、栄養的に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、食料や特殊食品の確保・分配、栄養指導等を実施する。
（※管理栄養士の派遣調整は厚生労働省が実施）

■ 基本事項

業務名		避難者対策
実施時期		☒ 初動期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☐ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 必要な物資の把握・要請 ・ 栄養・食生活上の特別の配慮を要する人を確認し、必要な物資（離乳食、高齢者食等）の種類、数量、送付場所等を被災市町村と連携して把握し、食料調達担当者、関係機関へ要請する。 ・ 離乳食・アレルギー等の小規模で調理するためや、避難所や仮設住宅等において被災者が調理するための調理器具や熱源、食品保管のための冷蔵庫等必要物資を被災市町村と連携して把握し、物資担当者へ要請する。 ・ 食品衛生担当と連携し、仕出し業者等支援食の製造可能な業者を把握する。 2. 必要な応援要員の把握・要請 ・ 被災市町村と連携し、必要な応援要員（管理栄養士）の人数を把握するとともに、必要な応援要員（管理栄養士）の人数、活動期間、活動地域、活動内容等を取りまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。 3. 業務の割当て ・ 被災市町村と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。 4. 食生活改善活動の実施（「 ☒ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 5. 活動状況の把握 ・ 応援要員の活動状況や市町村業務の進捗状況を把握し、適宜必要な支援、助言を行う。
	被災市町村	1. 必要な物資の把握・要請 ・ 栄養・食生活上の特別の配慮を要する人を確認し、必要な物資（離乳食、高齢者食等）の種類、数量、送付場所等を把握し、食料調達担当へ要望し、他の生活物資とあわせ、県へ連絡する。 ・ 離乳食・アレルギー等の小規模で調理するためや、避難所や仮設住宅等において被災者が調理するための調理器具や熱源、食品保管のための冷蔵庫等必要物資を把握し、物資調達担当から県へ要請する。 ・ 仕出し業者など、支援食の製造可能な業者について管轄する保健所から情報を得る。 2. 必要な応援要員の把握・要請 ・ 避難所数、食料供給状況等の情報を収集し、食生活支援・栄養指導体制を整備するために必要な応援要員数を把握するとともに、応援要員の役割、活動期間、活動地域、活動内容等を明確にして、必要な応援要員の人数を要請する。 3. 業務の割当て ・ 応援要員の活動期間等を考慮し、応援要員に業務を割り当てる。 4. 食生活改善活動の実施（「 ☒ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 5. 活動状況の把握 ・ 応援要員の活動状況や業務の進捗状況を把握する。
受援上の留意点		☒ 特になし
必要な資機材		・（初動期）離乳食、高齢者食、アレルギー食等の特殊食品やビタミン剤 ・（応急対応期）離乳食・アレルギー食等を小規模で調理するための調理器具、熱源、衛生資材等（ポット、電子レンジ、カセットコンロ等） ・（応急対応期）被災者の自炊用の調理器具等、仮設住宅の集会所等に、調理・喫食のための調理器具、熱源、衛生資材等

受援業務内容整理表

⑤ 心のケア（DPAT）

担当部・課	保健医療介護部健康増進課
連絡先（内線）	092-643-3265（直通）

（受援の目的）

災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。また、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がいのある人に対する保健・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

■ 基本事項

業務名		避難者対策
実施時期		☒ 初期期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☐ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 被災者数等の把握 ・ 被災市町村と連携し、被災者数、避難者数、要配慮者数等を把握する。 2. 必要な応援要員の把握・要請 ・ 被災市町村と連携し、必要な応援要員の人数を把握するとともに、県内の精神科医療機関にふくおかDPATの派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、DPATの派遣を要請する。 3. 活動拠点の開設及び運営 ・ ふくおかDPAT調整本部を設置し、被災地のDPATの総括を行う。また、必要に応じて、DPAT活動拠点本部を設置し、保健所圏域、市町村等での総括を行う。 4. DPAT受入れ ・ 被災市町村と調整し、応援都道府県等から派遣されるDPATの活動地区を割り当てる。 5. 活動状況の確認 ・ DPATからの活動状況報告を集約し、必要に応じて、厚生労働省及び応援都道府県等に対して追加派遣を要請する。
	被災市町村	1. 被災者数等の把握 ・ 被災者数、避難者数、要配慮者数等を把握し、必要なDPAT数及び活動方針について県と調整する。 2. 派遣要請 ・ 必要なDPATによる救護活動を県へ要請する。 3. DPAT受入れ ・ 県と調整し、第一陣のチームに対して被災状況、地勢、文化的特性、活動方針等をオリエンテーションする。
受援上の留意点		● 特になし
必要な資機材		・ 特になし
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ 精神科医師、看護師又は保健師、精神保健福祉士又は臨床心理士、事務職員 等
応援者の活動場所		県が指定する精神科医療機関、避難所、仮設住宅等
応援者に求める業務		・ DPAT派遣 ・ 精神医療システムの支援 ・ 被災地での心のケア

■ 応援者が従事する業務の内容

	項目	内容
1	D P A T 派遣	☐ 被災地のニーズを把握する。 ☐ 厚生労働省等からD P A T の派遣の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、D P A T の人員を関係機関・団体と調整し、確保する。 ☐ 上記の調整が整った場合は、D P A T を派遣する。
2	精神医療システムの支援	☐ 被災した地域精神科医療機関の機能の補完 ☐ 避難所、在宅の精神疾患をもつ被災者に対する継続的で適切な精神医療の提供
3	被災地での心のケア	☐ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応 ☐ 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健師等）の支援

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 第一陣チームは県、被災市町村からオリエンテーションを受ける。オリエンテーション時の情報及び日々の活動状況、今後の見通しなどの後続チームへの引継ぎ事項は、各チーム間で円滑に行い、できる限り現地の負担を減らす。
- 生活環境の変化による身体及びこころの問題等健康上の課題が長期化することから、保健師等のチームとの連携した支援が必要である。
- 被災者に加え、支援者の心のケアにも配慮する必要がある。支援者は自らの心身の問題に気付きにくく、必要な休息や治療などが後回しになりがちであるため、仲間同士の助け合いも含めて早期に対処することが重要である。

■ 【参考】～・

- ・ 「災害時健康管理支援マニュアル」（福岡県、平成29年3月策定、平成30年3月改訂）
- ・ 「D P A T 活動マニュアル ver. 2.1」（D P A T 事務局、平成27年1月策定、平成31年3月改訂）

受援業務内容整理表

⑥ 生活衛生対策（災害廃棄物（し尿）の処理）					
<table border="1"> <tr> <td>担当部・課</td> <td>環境部廃棄物対策課</td> </tr> <tr> <td>連絡先（内線）</td> <td>092-643-3363（内線3453）</td> </tr> </table>		担当部・課	環境部廃棄物対策課	連絡先（内線）	092-643-3363（内線3453）
担当部・課	環境部廃棄物対策課				
連絡先（内線）	092-643-3363（内線3453）				
（受援の目的）					
し尿の処理により、指定避難所や被災地域における生活環境を確保し、衛生状態を保持する。					
■ 基本事項					
業務名	避難者対策				
実施時期	☒ 初期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☐ 復旧期（仮設住宅期）				
受援側の業務内容					
本県	1. 情報収集 ・ し尿の発生量の算定及び運搬ルートの検討を行うため、県災害対策本部より、指定避難所及び避難者数、上下水道、浄化槽の被害及び復旧状況、道路・橋梁の被害等に関する情報を収集する。 ・ 広域的な処理体制を迅速に構築するため、被災市町村より、し尿発生量、収集運搬車両の不足状況や処理施設の被災状況に関する情報収集を行う。 2. 応援要請及び全体調整 ・ 市町村からの要請に基づき、県内市町村や協定を締結した関係団体等に対して、広域的な応援要請をするとともに、受援に係る全体調整を行う。 ・ 被災市町村や県内市町村のみでし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、他都道府県や国に支援を要請するとともに、受援に係る全体調整を行う。				
被災市町村	1. し尿発生量及び処理可能量の算出 ・ 市町村災害対策本部から指定避難所の仮設トイレ数、上下水道、浄化槽の被災状況や断水区域等に関する情報収集を行った上で、し尿発生量を算出し、県に対し情報提供を行う。 ・ し尿処理施設の被災状況、道路・橋梁の被害、収集運搬車両の不足状況に関する情報収集を行った上で、し尿の処理施設の処理可能量を算定し、県に対し情報提供を行う。 2. 応援要請 ・ 被災市町村のみで対応できない場合は、県に対し、県内市町村や協定を締結した関係団体による応援について要請を行う。 3. し尿処理の実施 ・ 可能であれば、被災市町村（一部事務組合を含む。）のし尿処理施設及び運搬車両により、し尿処理を実施する。				
受援上の留意点	● 指定避難所における仮設トイレ設置を所管している部署及び下水道を所管する部署等との情報交換が必要である。				
必要な資機材	・ し尿運搬車両（バキュームカー）、し尿処理施設				
応援側への求め					
応援者に求める要件	○ 特になし				
応援者の活動場所	県又は被災市町村が指定する避難所や被災地域等				
応援者に求める業務	【処理に関する支援】 ・ し尿の収集運搬及び処理の実施 【人的支援】 （県への派遣） ・ 被災市町村等からの情報収集 ・ 応援者との連絡調整 （市町村への派遣） ・ 被災現場や応援者からの情報収集 ・ 県及び関係機関との連絡調整 ・ 被災現場や避難所における支援				

■ 応援者が従事する業務の内容

	項目	内容
1	【処理に関する支援】 し尿の収集運搬及び処理の実施	□被災市町村及びし尿処理業者等と調整し、し尿の収集運搬及び処理を実施
2	【人的支援】 (県への派遣) 被災市町村や応援者からの情報収集及び関係機関との連絡調整	☐ 県災害対策本部より、指定避難所と避難者数、上下水道、浄化槽の被害及び復旧状況の把握等に関する情報を収集 ☐ 被災市町村より、し尿発生量、収集運搬車両の不足状況やし尿処理施設の被災状況に関する情報を収集 ☐ 市町村からの要請に基づき、県内各市町村や協定を締結した関係団体等に対して、広域的な応援要請の手続きを実施するとともに、必要に応じて、受援に係る連絡調整を行う。 ☐ 必要に応じて他都道府県や国に応援を要請し、受援に係る連絡調整を行う。
3	【人的支援】 (市町村への派遣) 被災現場や応援者からの情報収集及び関係機関との連絡調整	☐ 市町村災害対策本部より指定避難所の仮設トイレ数、上下水道、浄化槽の被災状況や断水区域等に関する情報を収集 ☐ 処理施設の被災状況、道路・橋梁の被害、収集運搬車両の不足状況に関する情報を収集 ☐ し尿発生量及びし尿の処理施設の処理可能量を算定し、県に情報提供 ☐ 被災市町村で対応できない場合は、県に対し、県内市町村や協定を締結した関係団体に係る応援要請の手続きを行う。 ☐ 必要に応じて、応援者との連絡調整を行う。

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 浸水地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- その他、福岡県災害廃棄物処理計画に基づいた処理に留意。

■ 【参考】～．

- ・「福岡県災害廃棄物処理計画」（福岡県、平成27年度策定）
- ・「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」（県と福岡県産業廃棄物協会、福岡県環境整備事業協同組合連合会、福岡県建造物解体工業会、福岡県清掃事業協同組合連合会、平成29年2月締結）

※福岡県産業廃棄物協会とは平成15年に締結しており、他都道府県における災害廃棄物処理の応援に関する事項を追加

受援業務内容整理表

⑦ 生活衛生対策（災害廃棄物（生活ごみ）の処理）

担当部・課	環境部廃棄物対策課
連絡先（内線）	092－643－3363（内線3453）

（受援の目的）

生活ごみの処理により、指定避難所や被災地域における生活環境を確保し、衛生状態を保持する。

■ 基本事項

業務名		避難者対策
実施時期		☒ 初動期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☐ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 情報収集 - 生活ごみの発生量の算定及び運搬ルートの検討を行うため、県災害対策本部より、指定避難所及び避難者数、道路・橋梁の被害等に関する情報を収集する。 - 広域的な処理体制を迅速に構築するため、被災市町村より、生活ごみ発生量、収集運搬車両の不足状況、処理施設の被災状況や仮置場設置状況に関する情報収集を行う。 2. 応援要請及び全体調整 - 被災市町村からの要請に基づき、県内市町村や協定を締結した関係団体等に対して、広域的な応援要請をするとともに、受援に係る全体調整を行う。 - 被災市町村や県内市町村のみで生活ごみの処理を行うことが困難であると認められる場合には、他都道府県や国に支援を要請するとともに、受援に係る全体調整を行う。
	被災市町村	1. 生活ごみの発生量及び処理可能量の算出 - 市町村災害対策本部から指定避難所の避難者数や生活ごみの収集が滞っている区域等に関する情報収集を行った上で、生活ごみの発生量を算出し、県に対し情報提供を行う。 - ごみ処理施設の被災状況、道路・橋梁の被害、収集運搬車両の不足状況等に関する情報収集を行った上で、生活ごみの処理施設の処理可能量を算定し、県に対し情報提供を行う。 2. 仮置場の確保及び管理等 - あらかじめ定めている候補地から選定し、周辺住民との調整の上、仮置場を確保する。 - 害虫対策、有害物質の漏洩対策及び火災対策等を実施し、仮置場を適切に管理する。 - 住民に対し、仮置場の場所、開設日・時間、受入対象物及び条件等について広報を実施する。 3. 応援要請 - 被災市町村のみで対応できない場合は、県に対し、県内市町村や協定を締結した関係団体による応援について要請を行う。 4. 生活ごみの処理の実施 - 可能であれば、被災市町村（一部事務組合を含む。）のごみ処理施設及び運搬車両により、生活ごみの処理を実施する。
受援上の留意点		● 応援者（ごみ処理施設）の受入れ条件（運搬車両の派遣の可否、受入可能量、受入可能車両の積載量、廃棄物の荷姿、受入困難物等）を把握しておく必要がある。
必要な資機材		・ ごみ収集運搬車（パッカー車）、ごみ処理施設
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ 特になし
応援者の活動場所		県又は被災市町村が指定する避難所、被災地域や仮置場等
応援者に求める業務		【処理に関する支援】 ・ 生活ごみの収集運搬及び処理の実施 【人的支援】 （県への派遣） ・ 被災市町村等からの情報収集 ・ 応援者との連絡調整 （市町村への派遣） ・ 被災現場や応援者からの情報収集 ・ 県及び関係機関との連絡調整 ・ 被災現場や仮置場における支援

■ 応援者が従事する業務の内容

	項目	内容
1	【処理に関する支援】 生活ごみの収集運搬及び処理の実施	□被災市町村及び生活ごみの処理業者等と調整し、生活ごみの収集運搬及び処理を実施
2	【人的支援】 （県への派遣） 被災市町村や応援者からの情報収集及び関係機関との連絡調整	□県災害対策本部より、指定避難所と避難者数、道路・橋梁の被害等に関する情報を収集 □被災市町村より、生活ごみ発生量、収集運搬車両の不足状況、ごみ処理施設の被災状況や仮置場設置状況等に関する情報を収集 □市町村からの要請に基づき、県内各市町村や協定を締結した関係団体等に対して、広域的な応援要請の手続きを実施するとともに、必要に応じて、受援に係る連絡調整を行う。 □必要に応じて、被災市町村や県内市町村で他都道府県や国に応援を要請し、受援に係る連絡調整を行う。
3	【人的支援】 （市町村への派遣） 被災現場や応援者からの情報収集及び関係機関との連絡調整	□市町村災害対策本部より指定避難所の避難者数や生活ごみの収集が滞っている区域等に関する情報を収集 □処理施設の被災状況、道路・橋梁の被害、収集運搬車両の不足状況等に関する情報を収集 □生活ごみの発生量及び処理施設の処理可能量を算定し、県に情報提供 □被災市町村で対応できない場合は、県に対し、県内市町村や協定を締結した関係団体に係る応援要請の手続きを行う。 □必要に応じて、応援者との連絡調整を行う。
4	【人的支援】 （市町村への派遣） 被災現場や仮置場における支援	□仮置場において、搬入車両の受付、分別方法及び防虫・火災対策に係る指導等を実施 □住民に対し、広報誌や広報車、防災無線等をつうじて、仮置場やごみ収集等に関する情報について広報を実施

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 発災後3～4日以内（特に、夏季は早期に行うことが必要）に開始することが望ましい。
- 処理困難物の処理先・回収業者等の確保に迅速に対応する必要がある。
- 住民に対し、ごみの収集処理方針を周知し、削減・分別及び便乗ごみ防止への協力要請を行う。
- その他、福岡県災害廃棄物処理計画に基づいた処理に留意。

■ 【参考】～．

- ・「福岡県災害廃棄物処理計画」（福岡県、平成27年度策定）
- ・「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」（県と福岡県産業廃棄物協会、福岡県環境整備事業協同組合連合会、福岡県建造物解体工業会、福岡県清掃事業協同組合連合会、平成29年2月締結）

※福岡県産業廃棄物協会とは平成15年に締結しており、他都道府県における災害廃棄物処理の応援に関する事項を追加

受援業務内容整理表

⑧ 愛護動物の救護等（被災動物の受入れ）

担当部・課	保健医療介護部生活衛生課
連絡先（内線）	092-643-3281（内線3082）

（受援の目的）

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、飼い主が愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。また、被災した愛護動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人と動物の共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。

このことを踏まえ、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や飼い主への適正な飼育の支援を行う。

■ 基本事項

業務名		避難者対策
実施時期		■ 初期期（発災から概ね3日間） ■ 応急対応期 ■ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 被災地における愛護動物の保護等 ・ 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ・ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ・ 飼養困難な愛護動物の一時保管 ・ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 2. 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等の協力 ・ 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握 ・ 避難所におけるベツスペース確保、資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 ・ 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ・ 愛護動物に関する相談の実施 3. 応援要請 ・ 県及び県内の関係機関では愛護動物の救護の実施が困難な場合、他県等関係機関との連絡調整及び応援要請を行う。
	被災市町村	1. 被災地における愛護動物の保護等の協力 ・ 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ・ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ・ 飼養困難な愛護動物の一時保管 ・ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 2. 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 ・ 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握 ・ 避難所におけるベツスペースの確保、運営・管理 ・ 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ・ 愛護動物に関する相談の実施 3. 応援要請 ・ 被災市町村内で愛護動物の救護の実施が困難な場合は、近隣の市町村等に応援を要請し、救護体制を確保する。 ・ 近隣の市町村等で応援体制が確保できない場合は、県に応援を要請する。
受援上の留意点		● 政令市、九州・山口各県等関係機関、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力する。
必要な資機材		・ 動物捕獲器 ・ 動物飼養管理資材（ケージ、フード、ペットシーツ等）
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ 獣医師 ○ 動物の取扱いを熟知した者
応援者の活動場所		・ 県動物愛護センター、各保健福祉（環境）事務所犬抑留所、九州災害時動物救援センター等 ・ 県又は被災市町村が指定する避難所等
応援者に求める業務		・ 応援要員の派遣 ・ 愛護動物の保護等 ・ 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 ・ 飼い主が現れなかった保護・収容動物の譲渡

■ 応援者が従事する業務の内容

保護動物の収容・治療・保護等		内容
1	愛護動物の保護等	☐ 負傷した愛護動物を収容・治療・保管する。 ☐ 飼い主不明の愛護動物を収容・保管する。 ☐ 被災者が飼養困難な愛護動物を一時保管する。 ☐ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報を収集、提供する。 ☐ 愛護動物に関する相談を実施する。
2	指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等	☐ 各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。 ☐ 指定緊急避難場所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
3	飼い主が現れなかった保護・収容動物の譲渡	☐ 九州・山口各県及び政令市等関係機関の収容施設において、飼い主が現れなかった保護・収容動物を預かり、新たな飼い主探しを行う。

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 愛護動物の保護等にあたっては、人の安全の確保を最優先とすること。

[illegible]

- ・「福岡県災害時ペット救護マニュアル」（福岡県、平成29年3月策定）
- ・「福岡県地域防災計画」

受援業務内容整理表

⑨ ボランティア、ボランティアコーディネーター

担当部・課	総務部防災危機管理局消防防災指導課
連絡先（内線）	092-643-3113（内線2494）
担当部・課	人づくり・県民生活部社会活動推進課
連絡先（内線）	092-631-4411（内線81-3783）
担当部・課	福祉労働部福祉総務課
連絡先（内線）	092-643-3243（内線3221）
担当部・課	県社会福祉協議会
連絡先（内線）	092-584-3377

（受援の目的）

NPO等を含む災害ボランティアを積極的に受け入れるとともに、それらの活動を促進することで、被災地の迅速な復旧・復興に資する。

■ 基本事項

業務名		災害ボランティアの活動促進
実施時期		□ 初期期（発災から概ね 3 日間） ■ 応急対応期 ■ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
本県（県社会福祉協議会含む）		1. 災害ボランティアセンターの設置 ・ 被害状況を踏まえ、県社会福祉協議会等が中心となり、災害ボランティアセンターを設置する。 ・ 被災市町村に対し、センターを設置するよう働きかけるとともに、運営を支援する。 2. ボランティアニーズの把握 ・ 被災地でのニーズの把握に努める。 ・ 必要に応じて、被災市町村へ応援職員を派遣する。 3. 県内外からのボランティアの受入れ表明 ・ 広報媒体等を通じて、県内外からのボランティアの受入れを表明する。 4. ボランティア活動の呼びかけ依頼 ・ 災害ボランティア活動を促進するための呼びかけを、インターネットを通じて行う。 5. 募集に係る広報等 ・ 被災市町村における募集情報を集約し広報する。 ・ 災害派遣等従事車両証明書の発行（センターでは受入れ確認業務）を行う（防災企画課）。 6. ボランティアコーディネーターの派遣、派遣要請 ・ 県社会福祉協議会等と調整の上、被災市町村へボランティアコーディネーターを派遣する。 7. 県災害ボランティアセンターの運営 ・ 県災害ボランティアセンターの運営等に参画する。 ・ ボランティア保険への加入等活動支援を行う。 8. NPOと行政等が連携した被災地支援情報の共有 ・ 県、県社会福祉協議会、NPO等が連携した情報共有の場を設ける等、ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制を整備する。
被災市町村		1. 災害ボランティアセンターの設置 ・ 被害状況を踏まえ、社会福祉協議会等が中心となり、災害ボランティアセンターを設置する。 2. ボランティアニーズの把握 ・ 避難所や被災家屋、仮設住宅の住民等からのニーズの把握に努める。 3. 県内外からのボランティアの受入れ表明 ・ 広報媒体等を通じて、県内外からのボランティアの受入れを表明する。 4. 災害ボランティアの募集 ・ 活動内容や活動予定場所とともに、必要とするボランティアの規模を示し、広報媒体等を通じて募集する。 ・ ボランティア用資機材を確保する。 ・ 災害派遣等従事車両証明書の発行（センターでは受入れ確認業務）を行う。 5. ボランティアコーディネーターの派遣要請 ・ 災害ボランティアセンターの運営等でボランティアコーディネーターが不足する場合は、市町村社会福祉協議会等と調整の上、県（県社会福祉協議会）へ要請する。 6. NPOと行政等が連携した被災地支援情報の共有 ・ 県、県社会福祉協議会、NPO等が連携した情報共有の場に参画する等、ボランティア活動を円滑に実施するための情報共有を行う。
受援上の留意点		● 県社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを速やかに設置するとともに、市町村の災害ボランティアセンターが速やかに設置されるよう必要な支援を行うこと。また、災害ボランティアセンターの設置が遅れている市町村にも必要なボランティアが円滑に入ることができるように配慮する。 ● 被災県が複数にわたる場合、県は災害ボランティアセンター間の情報共有を図ることにより、被災地全体にボランティアが過不足なく支援に入ることができるように配慮する。 ● ボランティアバス運行については、必要に応じ、被災していない他都道府県に対して応援（運行）要請を行う。その際、一部の被災市町村に過度に集中しないよう依頼する。
必要な資機材		・ 特になし

受援業務内容整理表

⑩ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

担当部・課	福祉労働部福祉総務課
連絡先（内線）	092-643-3246（内線3215）

（受援の目的）

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給業務及び災害援護資金の貸付業務を円滑に行い、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図る。

■ 基本事項

業務名		被災者の生活支援
実施時期		☐ 初期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☒ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 支給等対象者の把握、事務の支援 - 被災市町村へ状況を確認する。 - 被災市町村への応援要員派遣の支援を行う。 - 被災市町村等からの情報入手体制を確保する。 - 被災市町村と連携し、支給等対象者数を把握する。 - 市町村からの質問を集めてQ & A集を作成し、定期的に市町村に配布するとともに、必要に応じ、被災市町村への助言を行う。 2. 疑義照会 - 必要に応じ、内閣府に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する疑義について照会する。 3. 応援要員の確保 - 被災市町村へ応援要員を派遣する。 - 県内市町村に応援要員派遣を要請する。 - 必要に応じ、他都道府県に応援要員派遣を要請する。
	被災市町村	1. 対象被災者調査等 - 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給対象者、災害援護資金の貸付対象者を調査する。 - 防災行政無線、広報車、CATV等により住民への広報PRを行う。 2. 被災者、遺族からの申し出等の対応 3. 審査書等の審査 4. 被災者、遺族への支給等手続き 5. 応援要員の派遣要請 - 事務処理要員が不足する場合は、県に支援を要請する。
受援上の留意点		● 特になし
必要な資機材		・ 特になし
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ 一般職員
応援者の活動場所		県、被災市町村等
応援者に求める業務		- 応援要員の派遣 - 被災者、遺族からの申し出等の対応 - 審査書等の審査 - 被災者、遺族への支給等手続き

項目	内容
1 応援要員の派遣	□ 応援要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援都道府県及び管内市町村で調整し、応援要員を確保した上で、被災市町村へ派遣する。
2 被災者、遺族からの申し出等の対応	□ 申込書等の書類を交付する。
3 審査書等の審査	□ 被災者、遺族から提出のあった書類を審査する。 □ 災害弔慰金の支給において、（死因が災害に起因するか否かの判定や遺族の特定等で専門的な医学や法律の知識が必要なことから、）審査委員会等を設けて審査する。
4 被災者、遺族への支給等手続き	□ 給付金を口座振込方式等で給付する。 □ 貸付金の借入申込者に対して、貸付（不承認）決定通知書を交付する。

○ 被災者の立場に立った迅速かつ公正な制度の運用に努め、被災世帯が円滑に弔慰金等の支給を受けられるよう配慮する。

--

受援業務内容整理表

⑪ 義援金の募集・配分

担当部・課	福祉労働部福祉総務課
連絡先（内線）	092-643-3243（内線3221）

（受援の目的）

義援金の募集・配分業務を円滑に行い、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図る。

■ 基本事項

業務名		被災者の生活支援
実施時期		☐ 初期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☒ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 義援金の募集・受付 ・ 発災後早急に、募集要領を定め、義援金を募集する。 ・ 義援金の募集を広報する（記者発表、HP掲載等）。 ・ 義援金の募集に対する問合せへの対応。 ・ 義援金贈呈式の調整と開催。 2. 義援金の配分 ・ 一定額応募のあった段階で、義援金の配分基準を決定する。 ・ 配分基準決定後、市町村を通じて速やかに義援金の配分を開始する。 3. 要員派遣要請 ・ 被災市町村から応援要員の派遣要請があった場合は、自らの職員を派遣するとともに、県内市町村に応援要員の派遣を要請する。 ・ 県内で必要な要員を確保できない場合は、必要に応じ、他都道府県等に応援要員派遣を要請する。
	被災市町村	1. 義援金の募集・受付 ・ 発災後早急に、募集要領を定め、義援金を募集する。 ・ 義援金の募集を広報する（記者発表、HP掲載等）。 ・ 義援金の募集に対する問合せへの対応。 ・ 義援金贈呈式の調整と開催。 2. 義援金の配分 ・ 一定額応募のあった段階で、義援金の配分基準を決定する。 ・ 配分基準決定後、速やかに義援金の配分を開始する。 3. 要員派遣要請 ・ 上記事務に係る職員が不足する場合、必要人数を県に連絡し、応援要員の派遣を要請する。
受援上の留意点		● 特になし
必要な資機材		・ 特になし
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ 一般職員
応援者の活動場所		県、被災市町村等
応援者に求める業務		・ 応援要員の派遣 ・ 義援金の募集・受付

■ 応援者が従事する業務の内容

応援者が従事する業務の内容	
項目	内容
1	応援要員の派遣 □応援要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援都道府県及び管内市町村で調整し、応援要員を確保した上で、県又は被災市町村へ派遣する。
2	義援金の募集・受付 □義援金の募集に対する電話やメール等での問合せへの対応を行う。 □義援金の贈呈式を希望される方と贈呈式の日程や出席者等を調整し、贈呈式を開催する。

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 被災者を元気づけるためにも、義援金はできるだけ早期にわかりやすい基準で配分される必要がある。配分の基準策定に当たっては、迅速・公平・透明の三原則に加え、被災者の状況に応じたきめ細かな配分が行われるよう配慮しつつ、義援金配分委員会等において十分協議の上、定めること。また、配分方法についても協議し、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速に被災者に届くよう工夫する。
- 県民の寄付による救済物資については、善意によるものとはいえ、仕分け、被災者への配布が困難な物資の処分等では被災地に負担をかけるおそれがあることに鑑み、できるだけ義援金による支援を行うよう呼びかける。

[illegible]

--	--

受援業務内容整理表

⑫ 被災者生活再建支援金の支給

担当部・課	福祉労働部福祉総務課
連絡先（内線）	092-643-3246（内線3215）

（受援の目的）

被災者生活再建支援金の支給業務を円滑に行い、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図る。

■ 基本事項

業務名		被災者の生活支援
実施時期		☐ 初期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☒ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 住宅被害状況等の把握、取りまとめ - 住宅被害状況等を把握し、取りまとめる。 - 住宅被害状況等を内閣府及び被災者生活再建支援法人（（公財）都道府県センター）に報告する。 2. 被災者生活再建支援法の適用 - 被災者生活再建支援法対象災害を内閣府及び被災者生活再建支援法人（（公財）都道府県センター）に報告する。 - 被災者生活再建支援法対象災害の公示を行う。 3. 応援要員の確保 - 被災市町村が必要とする人員に関する情報（人数、派遣場所等）を取りまとめ、被災市町村に応援要員を派遣する。 - 上記で不足する場合、県内市町村に応援要員の派遣を要請する。 - 上記で不足する場合、必要に応じ、他都道府県等に応援要員派遣を要請する。 4. 申請書の受理（審査）、送付 - 支給申請書等の内容確認、取りまとめを行い、被災者生活再建支援法人（（公財）都道府県センター）に送付する。 - 必要に応じ、受付体制や事務処理等被災市町村への助言を行う。 5. 疑義照会 - 必要に応じ、内閣府及び被災者生活再建支援法人（（公財）都道府県センター）に対して被災者生活再建支援金の支給に関する疑義について照会する。
	被災市町村	1. 住宅被害状況等の把握 - 住宅被害状況等を調査し、把握する。 - 住宅被害状況等を県に報告する。 - 防災行政無線、広報車、CATV等により住民への広報・PRを行う。 2. 応援要員の派遣要請 - 必要とする人員に関する情報（人数、派遣場所等）を県に連絡し、応援要員の派遣を要請する。 3. 応援要員の受入れ - 応援要員を受け入れ、配置する。 4. 申請書の受理、送付 - 支給申請書等の内容確認、取りまとめを行い、県に送付する。 - 被災者等からの問合せ等、相談窓口等における対応を行う。
受援上の留意点		● 特になし
必要な資機材		・ 特になし
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ 一般職員
応援者の活動場所		県、被災市町村等
応援者に求める業務		・ 応援要員の派遣 ・ 申請書の受理、送付

受援業務内容整理表

⑬ 教育支援要員

担当部・課	教育庁教育総務部教職員課
連絡先（内線）	092-643-3894（内線5443）
担当部・課	教育庁教育振興部高校教育課
連絡先（内線）	092-643-3905（内線5507）
担当部・課	教育庁教育振興部義務教育課
連絡先（内線）	092-643-3911（内線5522）
担当部・課	教育庁教育振興部特別支援教育課
連絡先（内線）	092-643-3909（内線5525）

（受援の目的）

学校教育活動の早期回復を図り、児童・生徒の精神的な負担を軽減する。

■ 基本事項

業務名		学校の教育機能の回復	
実施時期		☐ 初期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☒ 復旧期（仮設住宅期）	
受援側の業務内容			
本県		1. 応援教職員・スクールカウンセラー等の派遣要請 ・被災市町村の応援要請（校種・教科・人数・期間等）の内容を集約する。 ・管轄学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約する。 ・県内で必要とする教職員を確保できない場合は、文部科学省等に支援を要請する。 2. 応援教職員の受入れ ・応援都道府県・応援市町村から派遣された教職員を受け入れる。 3. スクールカウンセラー等の受入れ ・応援都道府県から派遣されたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを受け入れる。	
被災市町村		1. 応援教職員・スクールカウンセラー等の派遣要請 ・管内の学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約し、県に応援を要請する。 2. 応援教職員の受入れ ・県から報告のあった応援教職員を管内の学校・教育施設等に連絡する。 ・受入態勢を整える（宿泊場所の確保等）。 ・応援都道府県・応援市町村から派遣された教職員を受け入れる。 3. スクールカウンセラー等の受入れ ・県から報告のあったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを管内の学校・教育施設等に連絡する。 ・受入態勢を整える（宿泊場所の確保等）。 ・応援都道府県から派遣されたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを受け入れる。	
受援上の留意点		● スクールカウンセラーは、その多くが、臨床心理士会に所属していることから、派遣に当たっては、県の臨床心理士会と十分に連絡をとる必要がある。 ● 学習スペースを確保する（避難者との棲み分け）。	
必要な資機材		・特になし	
応援側への求め			
応援者に求める要件		☐ 応援教職員（教諭、養護教諭） ☐ 心のケアの専門家（スクールカウンセラー） ☐ 学校と福祉をつなぐ専門家（スクールソーシャルワーカー） ☐ 教育復旧の経験者・専門家	
応援者の活動場所		県又は被災市町村が指定する学校・教育施設等	
応援者に求める業務		・ 応援教職員等の派遣 ・ 被災児童・生徒へのメンタルケア	

■ 応援者が従事する業務の内容

項目	内容
1 応援教職員等の派遣	□ 応援要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援都道府県及び管内市町村で調整し、応援教職員等を県、被災市町村へ派遣する。 □ 応援要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、県臨床心理士会へ派遣可能なスクールカウンセラーの照会を行う。また、必要に応じて県社会福祉士会等の協力を得て、スクールソーシャルワーカーの派遣調整を行う。 □ 派遣が決定したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを県、被災市町村へ派遣する。
2 被災児童・生徒へのメンタルケア	(県・市町村教委、校長、教職員) □ 保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを実施する。

■ 本業務実施上のポイント・注意点

O

[illegible]

--

受援業務内容整理表

⑭ 公立学校施設復旧支援要員

担当部・課	教育庁教育総務部総務企画課
連絡先（内線）	092-643-3858(内線5315)
担当部・課	教育庁教育総務部施設課
連絡先（内線）	092-643-3900(内線5473)

（受援の目的）

公立学校施設の迅速な復旧を行い、学校教育活動の早期回復、児童生徒の精神的な負担軽減を図る。

■ 基本事項

業務名		学校のエデュケーション機能の回復（公立学校施設の機能復旧）
実施時期		■ 初期（発災から概ね3日間） ■ 応急対応期 ■ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	- 被害状況の把握、報告 - 県内の被災した公立学校施設の被害状況を把握し、直ちに文部科学省に報告する。 - 県内で判定士が不足する場合は、市町村の派遣申し出を取りまとめ、他都道府県又は文部科学省に判定士の派遣を要請する。 - 応急復旧の実施、国庫負担（補助）事業計画書の提出 - 緊急を要する管理施設への応急復旧工事を実施する。 - 管理施設の復旧工事に係る設計を行い、補助申請を行うための事業計画書を作成する。 - 被災市町村から受領した事業計画書の内容確認及び助言等を行う。 - 事業計画書を文部科学省に提出し、ヒアリングを受ける。 - 国の現地調査、国庫負担（補助）の交付申請 - 文部科学省及び財務支局による現地調査を受ける。 - 交付申請書を作成し、文部科学省に提出する。 - 被災市町村から受領した交付申請書の内容を確認し、文部科学省に提出する。 - 災害復旧工事の実施、国庫負担（補助）事業の実績報告 - 管理施設の復旧工事の発注、工事監理、検査を行う。 - 管理施設の復旧工事が完了次第、実績報告書を作成し、文部科学省へ提出する。 - 被災市町村から受領した実績報告書の内容を確認し、額の確定通知を行う。
	被災市町村	- 被害状況の把握、報告 - 現地調査等により公立学校施設の被害状況を把握し、直ちに県に報告する。 - 判定士が不足する場合は、県に判定士の派遣を要請する。 - 応急復旧、国庫負担（補助）事業計画書提出 - 緊急を要する管理施設への応急復旧工事を実施する。 - 管理施設の復旧工事に係る設計を行い、補助申請を行うための事業計画書を作成し、県に提出する。 - 国の現地調査、国庫負担（補助）の交付申請 - 文部科学省及び財務支局による現地調査を受ける。 - 交付申請書を作成し、県に提出する。 - 災害復旧工事の実施、国庫負担（補助）事業の実績報告 - 復旧工事の発注、工事監理、検査を行う。 - 復旧事業完了後、実績報告書を作成し、県に提出する。
受援上の留意点		● 国及び被災市町村と連携して、公立学校施設の迅速かつ円滑な機能復旧の実施に努める。
必要な資機材		判定資機材（登録証、判定調査表、ヘルメット、筆記用具、ガムテープ、雨具 等）
受援側への求め		
受援者に求める要件		○ 被災文教施設応急危険度判定士の資格を有する者 ○ 一般職員 ○ 建築、機械、電気、土木等の技術職員（設計、工事監理の業務経験を有する職員）
受援者の活動場所		県又は被災市町村が指定する学校・教育施設等
受援者に求める業務		危険度判定の実施、被害状況の調査、災害復旧工事に係る設計・工事監理、災害補助申請・現地調査対応

■ 応援者が従事する業務の内容

項目	内容
1 被害状況の把握、報告	□県内の被害状況の把握、報告等
2 応急復旧・国庫負担（補助）事業計画書提出	□応急復旧工事に係る設計、事業計画書の作成、被災市町村の事業計画書の内容確認、文部科学省ヒアリング対応等
3 国の現地調査、国庫負担（補助）の交付申請	□現地調査の日程調整、随行、交付申請、被災市町村の交付申請書の内容確認等
4 災害復旧工事の実施、国庫負担（補助）事業の実績報告	□復旧工事の発注、工事監理、実績報告書作成、被災市町村の実績報告書の内容確認、額の確定通知等

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 被災文教科施設応急危険度判定の実施にあたっては、「被災文教科建築物応急危険度判定に係る技術的支援実施要領」（文部科学省文教科施設企画部）及び「被災文教科施設応急危険度判定方法について」（文部科学省施設企画部、平成26年7月）に基づき、適切に実施する。
- 現地での作業を行うに当たっては、作業者の安全管理について十分に配慮する。

[illegible]

- ・「被災文庫建築物応急危険度判定に係る技術の支援実施要領」（文部科学省大臣官房文庫施設企画部、平成18年12月）
- ・「被災文庫施設応急危険度判定方法について」（文部科学省大臣官房文庫施設企画部、平成26年7月）
- ・「文庫施設災害実務ハンドブック 第二次改訂版」（文庫施設災害復旧法研究会、平成25年8月）

受援業務内容整理表

⑮ 文化財緊急保護要員

担当部・課	教育庁教育総務部総務企画課
連絡先（内線）	092-643-3858（内線5315）
担当部・課	教育庁教育総務部文化財保護課
連絡先（内線）	092-643-3875・3876（内線5392・5387）

（受援の目的）

被災文化財を緊急に保護するとともに、二次的な被災や、建物撤去等に伴う破棄・散逸のおそれがある文化財について、緊急の保護措置を行う。

各復旧事業に伴って土地の掘削を行う場合、事業者との事前協議・調整に基づき、史跡指定地や周知の埋蔵文化財包蔵地の確認、遺跡の有無のための確認調査、或いは記録保存のための発掘調査が必要となる。これらの業務に応援を要請する。

■ 基本事項

業務名		文化財の緊急保護
実施時期		☐ 初期期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☒ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 文化財の被災情報の把握と緊急保護活動の実施 ・ 県内市町村と連携しながら、文化財の被災状況を確認するとともに情報を整理する。 ・ 被災した文化財や、二次的な被災及び破棄・散逸のおそれがある文化財について、搬出や応急処理等の緊急保護措置を行う。 ・ 搬出した文化財を博物館等保存機能のある施設で一時保管を行う。 2. 応援要員の派遣要請、受入れ ・ 県内で保護活動を実施する専門家等が不足する場合は、他都道府県等に応援要員の派遣を要請する。 ・ 応援要員の執務スペースを確保し、業務を適切に割り当てる。 3. 文化財の一時保管要請、搬送 ・ 県内で文化財を一時保管する施設が不足する場合は、他都道府県等に一時保管を要請する。 ・ 文化財を県外の一時保管施設へ搬送する。 4. 試掘確認調査、発掘調査 ・ 各種復旧事業を把握し、事業に伴う掘削地が文化財として指定・認定・登録された地域又は埋蔵文化財包蔵地か否かを確認する。 ・ 各種復旧事業との調整により、遺跡の保護と復旧事業の迅速化を両立する。 ・ 止むをえず遺跡が損壊する場合は、記録保存のための発掘調査を実施する。
	被災市町村	1. 文化財の被災情報の把握と緊急保護活動の実施 ・ 文化財の被災状況を確認し、県への報告と対応策を確認する。 ・ 被災した文化財や、二次的な被災及び破棄・散逸のおそれがある文化財について、搬出や応急処理等の緊急保護措置を行う。 ・ 搬出した文化財を博物館等保存機能のある施設で一時保管を行う。 2. 応援要員の派遣要請、受入れ ・ 管内で保護活動を実施する専門家等が不足する場合は、近隣市町村又は県に応援要員の派遣を要請する。 ・ 応援要員の執務スペースを確保し、業務を適切に割り当てる。 3. 文化財の一時保管要請、搬送 ・ 管内で文化財を一時保管する施設が不足する場合は、近隣市町村又は県に一時保管を要請する。 ・ 文化財を被災市町村外の一時保管施設へ搬送する。 4. 試掘確認調査、発掘調査 ・ 各種開発事業を把握し、事業に伴う掘削地が文化財として指定・認定・登録された地域又は埋蔵文化財包蔵地か否かを確認する。 ・ 各種復旧事業との調整により、遺跡の保護と復旧事業の迅速化を両立する。 ・ 止むをえず遺跡が損壊する場合は、記録保存のための発掘調査を実施する。
受援上の留意点		● 文化財の取扱いには分野に応じた専門的な知識と技術が必要となる。受援の際には文化財の種類や状態に応じた各専門家を要請する。 ● 試掘確認調査や発掘調査には長期に亘る受援が必要となる。 ● 文化財の保護と迅速な各種復旧事業を両立するため、円滑な協議調整が必要となる。
必要な資機材		・ 運搬車、運搬用箱、文化財梱包用資材、埋蔵文化財調査用重機、建機、発掘器材

受援業務内容整理表

⑯ 建築職員等

担当部・課	建築都市部県営住宅課
連絡先（内線）	092-643-3736（内線4757）

（受援の目的）

応急仮設住宅建設の業務に係る職員等の派遣により、住宅を失った被災者に対し安定した生活ができる住宅の早期確保を図る。

■ 基本事項

業務名		応急仮設住宅の建設
実施時期		☐ 初期期（発災から概ね3日間） ☐ 応急対応期 ☒ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	◎ 1 は住宅計画課・県営住宅課共管 1. 要望戸数の確定（随時更新） ・ 被害状況からの推計や被災市町村の要望戸数を踏まえて、応急仮設住宅の必要（見込み）戸数を確定させる。なお、随時再調査を行い、より正確な必要戸数を確定させる。 2. 協定に基づく建設要請 ・ 応急仮設住宅の建設に向け、協定に基づきブレハブ建築協会や福岡県建築物災害対策協議会、タマホーム、日本木造住宅産業協会、全国木造建設事業協会へ協力を要請する。 3. 応急仮設住宅建設の支援要請 ・ 建設規模等を踏まえ、応急仮設住宅建設業務に係る必要な応援要員の人数等を九州・山口9県災害時応援協定に基づき応援都道府県等に連絡する。 ・ 他自治体からの応援要員を受け入れ、業務を分担する。なお、建設工事の段階に応じて、建築、機械、電気、土木の各職種の派遣時期等の調整を行う。 4. 応急仮設住宅の建設 ・ 協定団体へ建設戸数を提示し、建設事業者の斡旋要請を行う。 ・ 市町村へ建設候補地の状況調査を依頼する。必要に応じて、県土整備事務所及び協定団体にも状況調査の協力を依頼する。 ・ 市町村からの建設候補地の状況報告を基に、必要に応じて、協定団体の協力を得て、建設候補地の現地確認を行い、建設用地を確定する。 ・ 協定団体に建設用地の配置計画等を求め、その内容を確認する。 ・ 定められた仕様に加えて、被害や避難者の状況に応じて追加仕様等の検討を行う。 ・ 協定団体から斡旋を受けた建設事業者等と、配置計画案などの協議を行い、工期の予定や見積等を徴収し、建設指示を行う。 ・ 工事の進捗管理を行い、工事の節目に可能な範囲で検査を行う。 ・ 検査は、緊急性を要する仮設建築物であることを踏まえ、合理的に行う。 ・ 検査終了後、引渡しを受け、管理者となる市町村へ引き継ぐ。
	被災市町村	1. 必要戸数の調査・連絡（随時更新） ・ 避難者へのヒアリング等により、応急仮設住宅の必要（見込み）戸数を調査・推計し、県に報告する。なお、随時再調査を行い、より正確な必要戸数を把握し、県に報告する。 2. 建設可能用地の確保（随時更新） ・ 建設候補地の被災状況、使用可能性等の調査を行うとともに、避難者の意向等を聴取又は想定の上、選定された候補地の状況を県に報告する。 3. 県内での応急仮設住宅の受入れ ・ 他自治体からの応援要員を受け入れ、入居事務等を分担する。 ・ 早期に入居者の募集を開始するとともに、完成後の速やかな供与に備え、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じた募集方法や入居管理の方針を検討・決定する。
受援上の留意点		○ 県・市町村において定期的に建設候補地リストの更新を行う。
必要な資機材		・ 特になし

受援業務内容整理表

⑪ 建築職員等

担当部・課	建築都市部住宅計画課
連絡先（内線）	092-643-3731（内線4746～4747）

（受援の目的）

民間賃貸住宅やURなどの既存の賃貸住宅を活用したみなし応急仮設住宅の迅速な確保・供与に係る職員等の派遣依頼、事務の受付開始により、住宅を失った被災者に対する住生活の早期確保を図る。

■ 基本事項

業務名		応急仮設住宅の整備・確保（みなし仮設住宅の供与）
実施時期		☐ 初期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☒ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	◎1は県営住宅課所管 1. 要望戸数の確定（随時更新） ・ 被災状況からの推計や被災市町村の要望戸数を踏まえて、応急仮設住宅の必要（見込み）戸数を確定させる。なお、随時再調査を行い、より正確な必要戸数を確定させる。 2. 協定等に基づく不動産事業者等への協力要請 ・ みなし仮設住宅の供与に向け、協定等に基づき、不動産事業者、福祉団体等へ協力を要請する。 ・ 供与可能戸数の調査・報告。 ・ 避難所等での物件案内の依頼。 ・ 契約審査などに関する職員の派遣。 3. 県内でのみなし仮設住宅の供与 ・ みなし仮設住宅の供与予定戸数を踏まえ、借上げ手続きや入居事務等に係る必要な応援要員の人数等を不動産団体や応援都道府県等に連絡する。 ・ 不動産業界団体、他自治体等からの応援要員を受け入れ、借上げ手続きや入居事務等を分担する。 4. 県外でのみなし仮設住宅の供与 ・ 県外に避難した被災者に対する、みなし仮設住宅の供与を応援都道府県等に依頼する。 ・ 応援都道府県等が行った、みなし仮設住宅等供与情報の提供を依頼する。 ・ 県内外のみなし仮設入居決定した各世帯情報について、被災元市町村へ提供する。 5. 入居後のフォロー ・ みなし仮設住宅の入居者は、従来のコミュニケーションから隔絶されるため、応援市町村に定期的訪問等を依頼し、避難者の生活をフォローする。
	被災市町村	◎1は県営住宅課所管 1. 必要戸数の調査・連絡（随時更新） ・ 被災状況、避難所の収容状況等により、みなし仮設住宅の必要（見込み）戸数を調査・推計し、県に報告する。なお、随時再調査を行い、より正確な必要戸数を把握し、県に報告する。 2. 県内でのみなし仮設住宅の受入れ ・ 他自治体からの応援要員を受け入れ、受付・入居事務等を分担する。その際、高齢者・障害者等、個々の世帯の必要度に応じた募集方法の方針を検討・決定する。 3. 県内外でのみなし仮設住宅の入居者への情報提供 ・ 県内外のみなし仮設住宅の入居者へ災害支援情報等を提供する。
受援上の留意点		・ 県外でのみなし仮設住宅の供与のための他都道府県等への要請は、単独ではなく災害救助法により行われる他の救助の要請と併せてなされるべきであるため、庁内の連携が必要。
必要な資機材		・ 特になし

■ 応援者が従事する業務の内容

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- [illegible]

- 55 -

受援業務内容整理表

⑩ 被災建築物応急危険度判定士

担当部・課	建築都市部建築指導課
連絡先（内線）	092-643-3721（内線4680）

（受援の目的）

被災した建築物の倒壊や部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。
（※九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会により派遣調整が行われる。）

■ 基本事項

業務名		危険度判定
実施時期		☒ 初動期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☐ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 危険度判定の実施支援 - 被災状況を把握する。 - 支援実施計画（応援判定士の派遣、判定資機材の提供等）を作成する。 - 応援判定士を派遣する。 2. 応援判定士の派遣要請 - 被災市町村で判定士が不足する場合は、県内市町村や建築関係団体に応援判定士の派遣を要請する。 - 県内で判定士が不足する場合は、九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会に判定士の派遣を要請する。 3. 応援要員の受入れ調整 - 応援市町村の派遣申し出を取りまとめ、県内市町村や建築関係団体への応援要員の振り分けの調整を行う。
	被災市町村	1. 危険度判定の実施（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 2. 応援判定士の派遣要請 - 判定士が不足する場合は、県に応援判定士の派遣を要請する。 3. 応援判定士の受入れ - 応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 - 応援判定士が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。
受援上の留意点		- 事前に判定士の活動拠点や宿泊場所の候補となる施設を確認しておく。 - 平時から危険度判定士の登録者の確保を図る。
必要な資機材		判定資機材（登録証、判定調査表、ヘルメット、筆記用具、ガムテープ、雨具 等）
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ 被災建築物応急危険度判定士の資格を有する者
応援者の活動場所		県又は被災市町村が指定する被災地域等
応援者に求める業務		- 応援判定士の派遣 - 危険度判定の実施

■ 応援者が従事する業務の内容

	項目	内容
1	応援判定士の派遣	(応援都道府県、市町村) ☐被災地のニーズを把握する。 ☐応援判定士の派遣要請(九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会、国土交通省、地方整備局)があったときは、応援都道府県と管内市町村で連携し、応援判定士を派遣する。 ☐派遣状況を適正に管理し、現地支援本部等に派遣状況を報告する。 (都市再生機構(UR)、建築関係団体) ☐国土交通省又は地方整備局からの要請に基づき、応援判定士を被災市町村へ派遣する。
2	危険度判定の実施	☐被災状況を把握し、判定の実施の要否を決定する。 ☐県へ支援を要請する。 ☐実施本部、判定拠点を設置する。 ☐判定実施計画を作成する。 ☐住民へ判定実施を広報するとともに、住民相談窓口を設置する。 ☐判定資機材を準備する。 ☐判定士へ参集を要請し、受け入れる。 ☐判定を実施し、その結果を集計する。

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 被災建築物応急危険度判定の実施にあたっては、「被災建築物応急危険度判定必携(2010年12月全国被災建築物応急危険度判定協議会)」及び「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(2017年3月福岡県)」に基づき、適切に実施する。

■ 【参考】〜〜

- ・ 被災建築物応急危険度判定
「被災建築物応急危険度判定必携(2010年12月全国被災建築物応急危険度判定協議会)」
「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(2017年3月福岡県)」

受援業務内容整理表

⑱ 被災宅地危険度判定士

担当部・課	建築都市部都市計画課
連絡先（内線）	092-643-3715（内線4652）

（受援の目的）

被災宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。
（※ 被災宅地危険度判定士は、要請により他都道府県から派遣され、又は国土交通省から派遣の調整が行われる。）

■ 基本事項

業務名		危険度判定
実施時期		☒ 初期期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☐ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 危険度判定の実施支援 - 被災状況を把握する。 - 支援実施計画（応援判定士の派遣、判定資機材の提供等）を作成する。 - 応援判定士を派遣する。 2. 応援判定士の派遣要請 - 被災市町村で判定士（宅地）が不足する場合は、県内の判定士に協力を依頼する。 - 県内で判定士（宅地）が不足する場合は、他都道府県に判定士（宅地）の派遣を要請し、又は国土交通省に派遣の調整を要請する。 3. 応援要員の受入れ調整 - 応援判定士の派遣申出を取りまとめ、県内市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。
	被災市町村	1. 危険度判定の実施（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 2. 応援判定士の派遣要請 - 判定士が不足する場合は、県に応援判定士の派遣を要請する。 3. 応援判定士の受入れ - 応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し、提供する。 - 応援判定士が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。
受援上の留意点		- 事前に判定士の活動拠点や宿泊場所の候補となる施設を確認しておく。 - 平時から危険度判定士の登録者の確保を図る。
必要な資機材		判定資機材 （登録証、判定調査表、ヘルメット、筆記用具、ガムテープ、雨具 等）
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ 被災宅地危険度判定士の資格を有する者
応援者の活動場所		県又は被災市町村が指定する被災地域等
応援者に求める業務		- 応援判定士の派遣 - 危険度判定の実施

項目		内容
1	応援判定士の派遣	☐被災地のニーズを把握する。 ☐応援判定士の派遣要請（九州・沖縄ブロック被災宅地危険度判定連絡協議会、国土交通省、地方整備局）があったときは、応援都道府県と管内市町村で連携し、応援判定士を派遣する。 ☐派遣状況を適正に管理し、現地支援本部等に派遣状況を報告する。
2	危険度判定の実施	☐被災状況を把握し、判定の実施の要否を決定する。 ☐県へ支援を要請する。 ☐実施本部、判定拠点を設置する。 ☐判定実施計画を作成する。 ☐住民へ判定実施を広報するとともに、住民相談窓口を設置する。 ☐判定資機材を準備する。 ☐判定士へ参集を要請し、受け入れる。 ☐判定を実施し、その結果を集計する。

○ 被災宅地危険度判定の実施に当たっては、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（2014年3月被災宅地危険度判定連絡協議会）」及び「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（2014年3月被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき、適切に実施する。

- ・ 被災宅地危険度判定
「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（2014年3月被災宅地危険度判定連絡協議会）」
「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（2014年3月被災宅地危険度判定連絡協議会）」

受援業務内容整理表

⑳ 災害廃棄物（がれき等）の処理

担当部・課	環境部廃棄物対策課
連絡先（内線）	092-643-3363（内線3453）

（受援の目的）

災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害するがれき等の災害廃棄物を早期に処理する。

■ 基本事項

業務名		災害廃棄物の処理
実施時期		☐ 初動期（発災から概ね3日間） ☒ 応急対応期 ☒ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	1. 情報収集 ・ がれき等の発生量の算定及び運搬ルートの検討を行うため、県災害対策本部より、建物の被害状況、道路・橋梁の被害等に関する情報を収集する。 ・ 広域的な処理体制を迅速に構築するため、被災市町村より、がれき等発生量、収集運搬車両の不足状況、処理施設の被災状況や仮置場設置状況に関する情報収集を行う。 2. 応援要請及び全体調整 ・ 被災市町村からの要請に基づき、県内市町村や協定を締結した関係団体等に対して、広域的な応援要請をするともに、受援に係る全体調整を行う。 ・ 被災市町村や県内市町村のみでがれき等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、他都道府県や国に支援を要請するとともに、受援に係る全体調整を行う。 3. 仮置場や処理施設の設置・管理＜市町村から災害廃棄物処理の事務委託を受ける場合＞ ・ 仮置場や処理施設を設置し、適切に管理する。
	被災市町村	1. がれき等の発生量及び処理可能量の算出 ・ 市町村災害対策本部から建物の被害状況に関する情報収集を行った上で、がれき等の発生量を算出し、県に対し情報提供を行う。 ・ 処理施設の被災状況、道路・橋梁の被害、収集運搬車両の不足状況等に関する情報収集を行った上で、がれき等の処理施設の処理可能量を算定し運搬方法を確保し、県に対し情報提供を行う。 2. 仮置場の確保及び管理等 ・ あらかじめ定めている候補地から選定し、周辺住民と調整の上、仮置場を確保する。 ・ 害虫対策、有害物質の漏洩対策及び火災対策等を実施し、仮置場を適切に管理 ・ 住民及び解体業者・処理業者に対し、仮置場の場所、開設日・時間、受入対象物及び条件等について広報を実施する。 3. 応援要請 ・ 被災市町村のみで対応できない場合は、県に対し、県内市町村や協定を締結した関係団体による応援について要請を行う。 4. がれき等の処理の実施 ・ 可能であれば、被災市町村（一部事務組合を含む。）の廃棄物処理施設及び運搬車両により、災害廃棄物（がれき等）の処理を実施する。 ・ 性状が産業廃棄物に類似するものは、産廃業者等へ処理委託する。
受援上の留意点		● 応援者（廃棄物処理施設）の受入れ条件（運搬車両の派遣の可否、受入可能量、受入可能車両の積載量、廃棄物の荷姿、受入困難物等）を把握しておく必要がある。
必要な資機材		・ 作業用重機、運搬車両、廃棄物処理施設（中間処理施設、最終処分場）
応援側への求め		
応援者に求める要件		○ がれき等の多くは産業廃棄物に性状が似ているため、産業廃棄物処理業者の協力が必要である。
応援者の活動場所		県又は被災市町村が指定する被災地域や仮置場等
応援者に求める業務		【処理に関する支援】 ・ がれき等の収集運搬及び処理の実施 【人的支援】 （県への派遣） ・ 被災市町村等からの情報収集 ・ 応援者との連絡調整 ・ 仮置場や処理施設の管理（県が被災市町村から事務委託を受ける場合） （市町村への派遣） ・ 被災現場や応援者からの情報収集 ・ 県及び関係機関との連絡調整 ・ 被災現場や仮置場における支援

■ 応援者が従事する業務の内容

	項目	内容
1	【処理に関する支援】 がれき等の収集運搬及び処理の実施	□ 県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業者等と調整し、がれき等の収集運搬（建物解体含む）及び処理を実施
2	【人的支援】 （県への派遣） 被災市町村や応援者からの情報収集及び関係機関との連絡調整	□ 県災害対策本部より、建物の被害状況、道路・橋梁の被害等に関する情報を収集 □ 被災市町村より、がれき等発生量、収集運搬車両の不足状況、処理施設の被災状況や仮置場設置状況等に関する情報を収集 □ 市町村からの要請に基づき、県内各市町村や協定を締結した関係団体等に対して、広域的な応援要請の手続きを実施するとともに、必要に応じて、受援に係る連絡調整を行う。 □ 必要に応じて、被災市町村や県内市町村で他都道府県や国に応援を要請し、受援に係る連絡調整を行う。
3	【人的支援】 （県への派遣） 仮置場や処理施設の管理 （県が被災市町村から事務委託を受ける場合）	□ 仮置場において、搬入車両の受付、分別方法及び防虫・火災対策に係る指導等を実施 □ 県民や事業者等に対し、広報誌等をつうじて、仮置場やごみ収集等に関する情報について広報を実施
4	【人的支援】 （市町村への派遣） 被災現場や応援者からの情報収集及び関係機関との連絡調整	□ 市町村災害対策本部より建物の被害状況等に関する情報を収集 □ 処理施設の被災状況、道路・橋梁の被害、収集運搬車両の不足状況等に関する情報を収集 □ がれき等の発生量及び処理施設の処理可能量を算定し、県に情報提供 □ 被災市町村で対応できない場合は、県に対し、県内市町村や協定を締結した関係団体に係る応援要請の手続きを行う。 □ 必要に応じて、応援者との連絡調整を行う。
5	【人的支援】 （市町村への派遣） 被災現場や仮置場における支援	□ 仮置場において、搬入車両の受付、分別方法及び防虫・火災対策に係る指導等を実施 □ 住民や事業者等に対し、広報誌や広報車、防災無線等をつうじて、仮置場やごみ収集等に関する情報について広報を実施

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 災害廃棄物処理にあたっては、環境対策及びモニタリングにより、廃棄物処理現場における労働災害の防止、地域住民の生活環境への影響を防止する。
- 災害廃棄物処理にあたっては、分別や破碎を行った後、できるかぎりリサイクルに努める。
- 応援都道府県は、管内市町村や事業者と災害廃棄物の受入れ調整を行うにあたっては、事前に市町村等の協力を得て、受入れ可能な廃棄物の種類・量等を調査しておく必要がある。
- その他、福岡県災害廃棄物処理計画に基づいた処理に留意。

■ 【参考】～～～～～

- ・ 「福岡県災害廃棄物処理計画」（福岡県、平成27年度策定）
- ・ 「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」（県と福岡県産業廃棄物協会、福岡県環境整備事業協同組合連合会、福岡県建造物解体工業会、福岡県清掃事業協同組合連合会、平成29年2月締結
（福岡県産業廃棄物協会とは平成15年に締結しており、他都道府県における災害廃棄物処理の応援に関する事項を追加）

受援業務内容整理表

② 土木職員等					
<table border="1"> <tr> <td>担当部・課</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td>連絡先（内線）</td> <td>XXX-XXX-XXXX（内線）</td> </tr> </table>		担当部・課	関係各課	連絡先（内線）	XXX-XXX-XXXX（内線）
担当部・課	関係各課				
連絡先（内線）	XXX-XXX-XXXX（内線）				
（受援の目的）					
道路、鉄道、港湾、漁港、海岸、河川、砂防施設、林地、治山施設、林業用施設、農地・農業用施設、集落排水施設等の緊急点検、被災施設等の復旧に必要な資機材の供給や職員の派遣等を行い、施設等を早期に復旧するとともに、被害の拡大及び二次災害を防止する。					
■ 基本事項					
業務名	社会基盤施設の緊急対策、応急復旧及び復旧				
実施時期	■ 初動期（発災から概ね3日間） ■ 応急対応期 ■ 復旧期（仮設住宅期）				
受援側の業務内容	<table border="1"> <tr> <td>本県</td> <td> 1. 要員及び資機材の確保 ・ 管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 ・ 被災市町村から応援要請があった場合は、県内の被災していない市町村と調整し、必要な要員及び資機材を確保する。 ・ 緊急対策、応急復旧及び復旧において県内で要員・資機材を確保できない場合は、他都道府県や関係省庁等へ支援を要請する。 2. 緊急対策（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 3. 応急復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 4. 復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） </td> </tr> <tr> <td>被災市町村</td> <td> 1. 要員及び資機材の確保 ・ 管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 ・ 自市町村内で必要な要員及び資機材を確保できない場合は、近隣市町村又は県に応援を要請する。 2. 緊急対策（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 3. 応急復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 4. 復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） </td> </tr> </table>	本県	1. 要員及び資機材の確保 ・ 管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 ・ 被災市町村から応援要請があった場合は、県内の被災していない市町村と調整し、必要な要員及び資機材を確保する。 ・ 緊急対策、応急復旧及び復旧において県内で要員・資機材を確保できない場合は、他都道府県や関係省庁等へ支援を要請する。 2. 緊急対策（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 3. 応急復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 4. 復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載）	被災市町村	1. 要員及び資機材の確保 ・ 管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 ・ 自市町村内で必要な要員及び資機材を確保できない場合は、近隣市町村又は県に応援を要請する。 2. 緊急対策（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 3. 応急復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 4. 復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載）
本県	1. 要員及び資機材の確保 ・ 管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 ・ 被災市町村から応援要請があった場合は、県内の被災していない市町村と調整し、必要な要員及び資機材を確保する。 ・ 緊急対策、応急復旧及び復旧において県内で要員・資機材を確保できない場合は、他都道府県や関係省庁等へ支援を要請する。 2. 緊急対策（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 3. 応急復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 4. 復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載）				
被災市町村	1. 要員及び資機材の確保 ・ 管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 ・ 自市町村内で必要な要員及び資機材を確保できない場合は、近隣市町村又は県に応援を要請する。 2. 緊急対策（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 3. 応急復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載） 4. 復旧（「■ 応援者が従事する業務の内容」に記載）				
受援上の留意点	● 受援するに当たり、業務範囲及び受援体制の整備を明確にし、市町村の技術者状況を把握しておくことが必要 ● 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（テックフォース）、他県技術者等からの連絡窓口及び被害状況等の情報を一元管理する部署の決定。 ● 被災地を管轄する県土整備事務所・農林事務所が必要とする業務内容の的確な把握（時期を誤ると人員を割かれ、初動体制の遅れにつながる。） ● 応援者受入れに向けた事前の準備（作業スペース、作業用パソコン等の事前準備）				
必要な資機材	・ 緊急対策用資機材（双眼鏡、ハンマー等の点検用具、デジタルカメラ等の記録用具などの点検器具及び、バリケード、カラーコーン等の規制用資材） ・ 応急復旧用資機材（トラック、クレーン付トラック、油圧ショベル等の重機、土のう（大型含む）、袋詰め玉石、ブルーシート、木杭等の資材） ・ 復旧用資機材（トラック等の重機、山砂等の資材）				
受援側への求め					
応援者に求める要件	○ 土木職、農業土木職、林業職等の職員				
応援者の活動場所	県又は被災市町村が指定する被災地域等				
応援者に求める業務	・ 社会基盤施設の緊急対策 ・ 社会基盤施設の応急復旧 ・ 社会基盤施設の復旧				

受援業務内容整理表

② 水道の応急復旧（水道技術職員）

担当部・課	県土整備部水資源対策課水道整備室
連絡先（内線）	092-643-3376（内線4352）

（受援の目的）

災害発生後に漏水箇所等の調査や復旧工事を行い、被災地における水道の迅速な復旧を図る。
（基本的に（社）日本水道協会の相互応援の枠組みにより実施）

■ 基本事項

業務名	社会基盤施設の応急復旧	
実施時期	■初動期（発災から概ね3日間） ■応急対応期 □復旧期（仮設住宅期）	
受援側の業務内容		
本県		1. 情報収集及び連絡調整 ・被災市町村と連携し、被害状況を確認し、必要な復旧作業及び資機材を把握する。 ・県内の水道施設の被害・復旧状況を取りまとめ、厚生労働省に報告する。 2. 復旧状況の確認 ・被災市町村と連携し、漏水状況等から復旧状況を確認する。
	被災市町村 （水道事業者）	1. 漏水箇所・施設被害状況の把握 ・被災市町村で管路や水道施設で被害を受けた箇所を確認・点検し、必要な復旧作業及び資機材を把握する。 2. 物資・人員の要請 ・被害状況により、被災市町村が自ら復旧作業を行うことが難しい場合は県もしくは（社）日本水道協会へ応援要請を行う。 3. 復旧体制の整備 ・復旧拠点の運営に係る人員を確保する。 ・復旧資機材、作業人員の受入れ体制を整備する。 ・復旧人員の割当てなど復旧計画を作成する。 4. 物資・人員の受入れ ・復旧用資機材の集積拠点に要員を待機させ、資機材を受け取る。 ・復旧作業の応援人員の待機場所の確保、復旧人員の割当て等を行う。 5. 復旧拠点への物資搬送・復旧作業 ・復旧拠点に復旧用資機材を搬送する。 ・確保した人員、資機材により復旧工事を実施する。 6. 復旧状況の確認 ・県と連携し、漏水状況等から復旧状況を確認する。
受援上の留意点	● 水道の応急復旧については（社）日本水道協会を主体とする復旧支援体制を基本とし、県、各団体はその支援が円滑に遂行されるよう協力する。	
必要な資機材	・水道管、接合部材、掘削機材、土留資材 等	
応援側への求め		
応援者に求める要件	○ 特になし	
応援者の活動場所	県又は被災市町村が指定する被災地域等	
応援者に求める業務	・ 資機材及び人員の調達・手配 ・ 復旧工事の実施	

受援業務内容整理表

②③	下水道の応急復旧（専門職員）
----	----------------

担当部・課	建築都市部下水道課
連絡先（内線）	092-643-3728（内線4727）

（受援の目的）

災害等により被災した下水道施設の機能の早期復旧を図る。
（基本的に「下水道事業における災害時支援に関するルール（（公社）日本下水道協会）」及び「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」（以下、これらを合わせて「ルール」という。）により実施）

■ 基本事項

業務名		社会基盤施設の応急復旧
実施時期		■ 初動期（発災から概ね3日間） ■ 応急対応期 □ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容		
	本県	【ルールに基づく災害対策本部業務】 1. 下水道対策本部の設置 ルールに基づき、下水道対策本部を立ち上げる。 2. 体制の確保 被災自治体から支援要請があった場合は、ルールに基づき、必要な要員及び資機材の支援を要請する。 3. 被災状況、復旧状況の把握、報告 県内の下水道施設（流域、公共下水道）の被害状況や復旧の進捗状況を把握、整理し、国土交通省へ報告する。 【福岡県としての業務】 1. 体制の確保 被害の規模や状況により、人員に不足が生じる場合はルールに基づき設置された下水道対策本部に対し、支援を要請する。 2. 被害状況、復旧状況のとりまとめ、報告 県流域下水道ならびに県内自治体の被害状況をとりまとめ、関係各所に報告する。 3. 緊急点検・緊急措置 流域下水道施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。また、二次災害等が生じる恐れがある場合は緊急措置を実施し安全対策を講じる。 4. 一次調査、応急復旧 流域下水道施設の被害内容を具体的に調査し、機能が失われている場合は暫定的に機能を確保するために、応急復旧を行なう。 5. その他 被害の規模や状況により応急復旧後（二次調査、災害査定、本復旧）も支援が必要な場合が考えられる。
	被災市町村	1. 体制の確保 被害の規模や状況により、人員に不足が生じる場合はルールに基づき設置された下水道対策本部に対し、支援を要請する。 2. 被害状況、復旧状況のとりまとめ、報告 管理する下水道施設の被害状況をとりまとめ、関係各所に報告する。 3. 緊急点検・緊急措置 管理する下水道施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。また、二次災害等が生じる恐れがある場合は緊急措置を実施し安全対策を講じる。 4. 一次調査、応急復旧 被害内容を具体的に調査し、機能が失われている場合は暫定的に機能を確保するために、応急復旧を行なう。 5. その他 被害の規模や状況により応急復旧後（二次調査、災害査定、本復旧）も支援が必要な場合が考えられる。
受援上の留意点		● 執務室の確保（下水道は県内広域（8流域）） ● 宿泊地（施設）の確保 ● 業務に使用する車両の確保（点検調査、復旧業務） ● 飲食物の確保、配布（下水道は県内広域（8流域））
必要な資機材		● 調査、復旧にかかる資機材（測量器具、記録連絡器具、照明機材、排水機材、車両関係、管調査機材、管・マンホール使用機材、保安用機材、前線基地設営機材 等） ● 宿泊に必要な資機材（毛布、寝袋等） ● 机上業務に必要な資機材（パソコン、プリンター等）

応援側への求め	
応援者に求める要件	○ 土木、機械、電気職等被害箇所の調査や復旧工事など復旧活動に必要な職員
応援者の活動場所	県又は被災市町村が指定する被災地域等
応援者に求める業務	・ 要員及び資機材の確保 ・ 下水道施設の点検調査、復旧業務の実施

■ 応援者が従事する業務の内容

	項目	内容
1	要員及び資機材の確保	□九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルールに基づき、下水道対策本部等から要請のあった応援要員又は資機材を、応援都道府県及び管内市町村と連携して確保し、派遣又は供給する。
2	下水道施設の点検調査、復旧業務の実施	□施設の緊急点検、緊急措置、一次調査、応急復旧等を実施する。 □状況により、二次調査、災害査定資料作成、本復旧に係る業務を実施する。
3	下水道災害対策本部業務の支援	□下水道災害対策本部に係る業務の実施

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 下水道の復旧についてはルールにより、支援・受援を実施する。これらが今後改定された際には、最新のルール等によるものとする。

■ 【参考】～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

・ 「下水道事業における災害時支援に関するルール」（（公社）日本下水道協会、平成28年12月改定） ・ 「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」（平成29年8月改定）
--

受援業務内容整理表

②④ 用地担当職員

担当部・課	県土整備部用地課
連絡先（内線）	092-643-3649（内線4465）

(受援の目的)

復旧期において、社会基盤施設（仮設道路等）の災害復旧に必要な土地を迅速に取得等するため、補償金算定や地権者との用地交渉等の用地取得業務に従事する用地職員を確保し、施設等の早期復旧を図る。

■ 基本事項

業務名	社会基盤施設の復旧
実施時期	☐ 初期（発災から概ね 3 日間） ☐ 応急対応期 ☒ 復旧期（仮設住宅期）
受援側の業務内容	
本県	1. 用地職員の確保 ・ 復旧期において、社会基盤施設の復旧に係る用地取得業務に必要な用地職員を確保する。 ・ 復旧期において、県内で要員を確保できない場合は、不足する用地職員の派遣を他都道府県等へ要請する。 2. 用地取得業務 （「 ☒ 応援者が従事する業務の内容」に記載）
被災市町村	—
受援上の留意点	・ 特になし
必要な資機材	・ 特になし
応援側への求め	
応援者に求める要件	○ 用地職員（用地業務経験者）
応援者の活動場所	県が指定する被災地域等
応援者に求める業務	・ 用地取得業務

■ 応援者が従事する業務の内容

項目		内容
1	用地取得業務	☐ 被災地の現状を把握する。 ☐ 災害復旧事業を所管する部署と連携し、用地取得計画を検討する。 ☐ 関係機関との協議を行う。 ☐ 土地及び建物等の補償金の算定を行う。 ☐ 土地の権利者等と用地交渉を行い、迅速な用地の取得等を図る。

■ 本業務実施上のポイント・注意点

- 迅速な用地取得等に向けて、災害復旧事業を所管する部署や関係機関等と連携・相互協力し、進捗管理を徹底することにより、事業効果の早期発現を目指す。

[illegible]

--

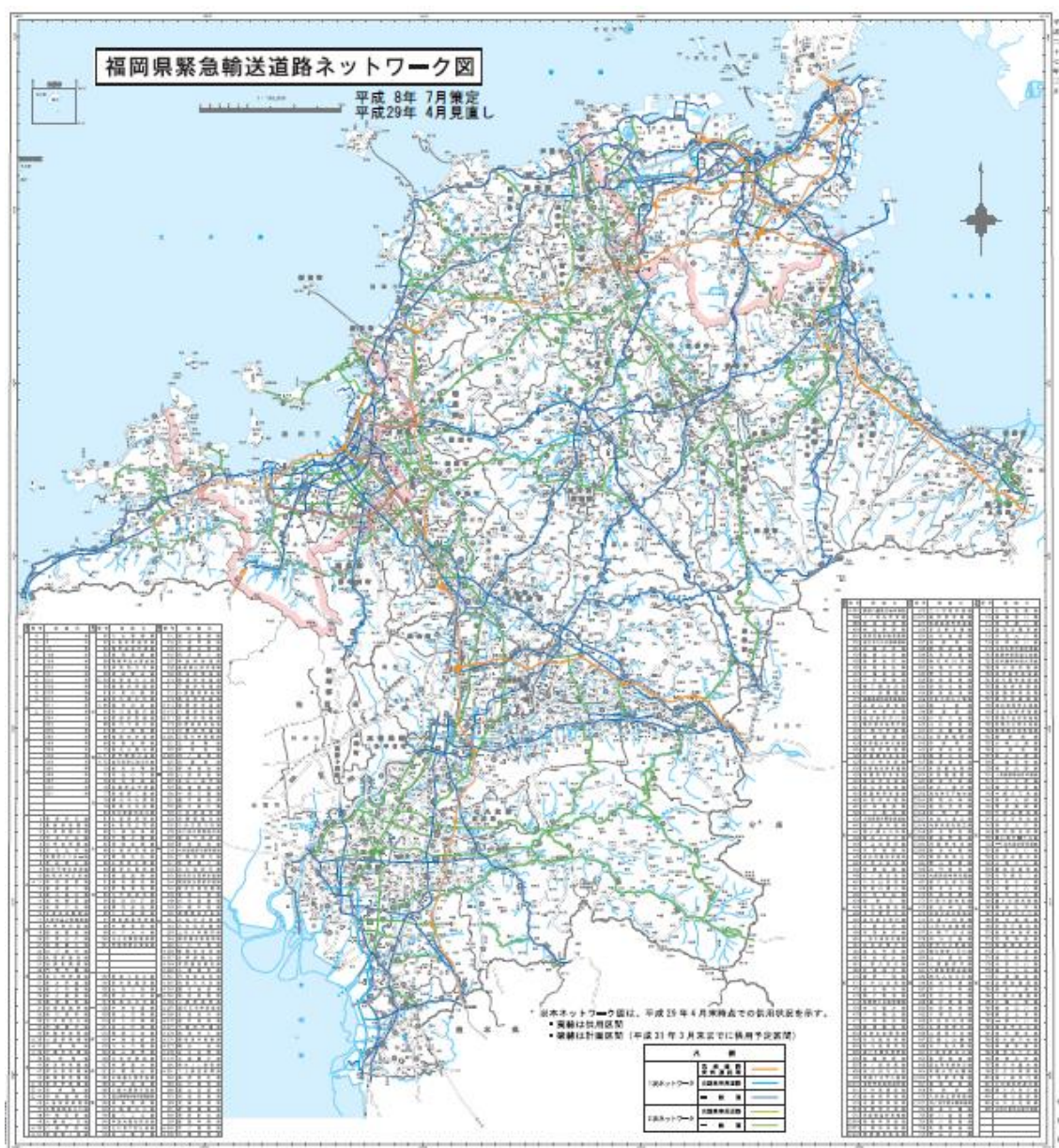
【資料編 7 その他】

7-1 緊急交通路指定想定路線一覧

路線名	備考
九州自動車道 (九州縦貫自動車道鹿児島線)	
大分自動車道 (九州横断自動車道長崎大分線)	
関門自動車道	
東九州自動車道	
東九州自動車道 (椎田道路)	
西九州自動車道 (福岡前原有料道路)	
福岡都市高速道路	
北九州都市高速道路	
有明沿岸道路	
国道 202 号今宿バイパス	「糸島市東」から佐賀県境までの間
国道 3 号黒崎バイパス	

※ 被災状況や道路損壊状況によって、路線の全部又は一部を指定する場合のほか、他の路線を指定する場合もある。

7-2 緊急輸送道路ネットワーク図



※福岡県地域防災計画（資料編）から引用

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場一覧（県指定）

区分	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考（広さ） ㎡mx長さ
福岡	休暇村志賀島グラウンド	福岡市東区大字勝馬1803-1	(財)国民休暇村協会	100×60
	平和台陸上競技場	福岡市中央区城内1-4	舞鶴公園管理事務所	192×118
	柏陵高校グラウンド	福岡市南区柏原4-47-1	県立柏陵高校	150×110
	百道中央公園	福岡市早良区百道浜3丁目2	公園管理事務所	110×90
	小戸公園	福岡市西区小戸2丁目2700	公園管理事務所	270×210
	今津埋立場跡地	福岡市西区大字今津2286	西部埋立場管理事務所	110×110
	西部運動公園	福岡市西区飯盛荒木385	公園管理事務所	150×70
	筑前高校グラウンド	福岡市西区大字千里111-1	県立筑前高校	175×100
	玄界島漁港埋立地	福岡市西区大字玄界島	市漁港協同組合玄界支所	33×40
	能古島運動広場	福岡市西区大字能古725	西区役所地域振興課	115×55
	早良高校グラウンド	福岡市早良区大字小笠木403	県立早良高校	165×165
	東福岡高校グラウンド	福岡市東区香椎駅東4-65-7	東福岡高校	200×100
	小呂島ヘリポート	福岡市西区大字小呂島	小呂島漁協	30×30
	背振ダム	福岡市早良区大字板屋357-13	市水道局 高宮浄水場	110×70
	福岡市消防学校	福岡市早良区西入部1-15-10	市消防局	178×98
	筑紫野中学校グラウンド	筑紫野市針摺東4-6-1	市教育委員会	101×130
	日本たばこ産業九州工場	筑紫野市上古賀2-1-1	日本たばこ産業九州工場	25×60
	福岡農業高校グラウンド	太宰府市大佐野250	県立福岡農業高校	140×80
	太宰府梅林アスレチックスポーツ公園	太宰府市大字太宰府743-3	市スポーツ課	80×00
	太宰府高校グラウンド	太宰府市高雄3-4114	県立太宰府高校	110×110
	学業院中学校グラウンド	太宰府市観世音寺3-111-1	学業院中学校	80×90
	国分小学校グラウンド	太宰府市国分2-10-1	国分小学校	55×110
	太宰府西中学校グラウンド	太宰府市向佐野3-9-1	太宰府西中学校	72×156
	日本経済大学グラウンド	太宰府市五条3-11-25	日本経済大学	65×110
	北谷運動公園	太宰府市大字北谷941-1	市スポーツ課	75×120
	太宰府歴史スポーツ公園	太宰府市吉松4-1-1	市スポーツ課	100×100
	太宰府ゴルフ倶楽部	太宰府市石穴3467-39	太宰府ゴルフ倶楽部	60×90
	太宰府小学校グラウンド	太宰府市連歌屋1-2-1	太宰府小学校	60×100
	総合公園多目的グラウンド	大野城市大字乙金618-12	大野城市	100×170
	御陵中学校グラウンド	大野城市中1丁目20-1	御陵中学校	125×70
	平野中学校グラウンド	大野城市つつじヶ丘4-1-1	平野中学校	150×90
	総合スポーツセンターグラウンド	春日市大字6丁目28	春日市	110×65
	白水大池公園多目的広場	春日市大字下白水209	春日市	120×90
	県営春日公園球技場	春日市原町3-1-4	県那珂県土整備事務所	60×150
	春日運動広場	春日市平田台5-1	春日市	90×125
	西野球場	春日市白水ヶ丘2-104	春日市	104×104
	日の出小学校グラウンド	春日市日の出町3-1-10	日の出小学校	60×110
	城山中学校グラウンド	宗像市陵厳寺1丁目13-1	市教育委員会	80×80
	河東中学校グラウンド	宗像市城西ヶ丘6丁目15-1	市教育委員会	100×100
	宗像ユリックス芝生広場	宗像市久原400	(公財)宗像ユリックス	70×100
	玄海中学校グラウンド	宗像市江口965	市教育委員会	63×125
	地島小学校グラウンド	宗像市地島428	市教育委員会	33×39
	鐘崎漁村広場	宗像市鐘崎776-4	宗像市	76×100
	大島運動場	宗像市大島771-3	宗像市	100×100
	神興小学校グラウンド	福津市東福岡6-4-1	市教育委員会	8,940㎡
	上西郷諸学校グラウンド	福津市内殿591-4	市教育委員会	5,419㎡
	福岡小学校グラウンド	福津市西福岡2-4-1	市教育委員会	9,701㎡
	神興南小学校グラウンド	福津市津丸950	市教育委員会	8,593㎡
	福岡南小学校グラウンド	福津市日蔭野4-11-2	市教育委員会	10,330㎡
	勝浦小学校グラウンド	福津市勝浦2255	市教育委員会	5,138㎡
	福岡女子商業高校グラウンド	那珂川市片縄北1-4-1	福岡女子商業高校	130×106
	南畑小学校グラウンド	那珂川市大字理金544	那珂川市	56×66
	岩戸北小学校グラウンド	那珂川市恵子1-1	那珂川市	60×80
	片縄小学校グラウンド	那珂川市片縄北1-15-1	那珂川市	70×90
	安德小学校グラウンド	那珂川市松木2-134	那珂川市	50×76
	安德北小学校グラウンド	那珂川市五郎丸1-11	那珂川市	56×120
	安德南小学校グラウンド	那珂川市上梶原1-1-1	那珂川市	66×130
	那珂川中学校グラウンド	那珂川市仲3-19-1	那珂川市	70×70
	那珂川南中学校グラウンド	那珂川市上梶原1-2-1	那珂川市	60×100
	那珂川北中学校グラウンド	那珂川市片縄西3-26-1	那珂川市	120×90
	宇美東小学校グラウンド	宇美町宇美東3-7-1	町教育委員会	80×55
	桜原小学校グラウンド	宇美町桜原1-1-1	町教育委員会	90×70
	井野小学校グラウンド	宇美町大字井野419-9	町教育委員会	70×55
	宇美中学校グラウンド	宇美町宇美5-4-1	町教育委員会	75×60
	宇美東中学校グラウンド	宇美町若草2-1-1	町教育委員会	100×80
	総合スポーツ公園	宇美町ゆりが丘1-2-1	町教育委員会	105×68
	篠栗北中学校グラウンド	篠栗町大字津波黒498	篠栗北中学校	98×180
	県社会教育総合センターグラウンド	篠栗町大字金出3350-2	県社会教育総合センター	70×143
	勢門小学校グラウンド	篠栗町大字尾仲671	勢門小学校	90×100
	篠栗中学校グラウンド	篠栗町大字篠栗4697	篠栗中学校	100×104
	総合運動公園多目的グラウンド	篠栗町大字若杉1091	町教育委員会	150×100

区分	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考（広さ） ㎡mx長さ
福岡	志免中央小学校グラウンド	志免町志免中央1-8-1	志免中央小学校	90.7×117
	志免東小学校グラウンド	志免町志免東1-1-1	志免東小学校	101×109
	志免西小学校グラウンド	志免町別府2-4-1	志免西小学校	92×189
	志免南小学校グラウンド	志免町大字古原556	志免南小学校	62×88
	志免中学校グラウンド	志免町片縄4-3-1	志免中学校	126×155
	志免東中学校グラウンド	志免町志免東4-4-1	志免東中学校	150×142
	須恵町民健康広場	須恵町大字上須恵1170	町教育委員会	89×95
	新宮中学校グラウンド	新宮町下府2-5	新宮中学校	100×124
	相島小学校／相島埋立地	新宮町大字相島322-3	町教育委員会	100×110
	杜の宮グラウンド	新宮町杜の宮2-13	町教育委員会	100×140
	市立球技場	古賀市中央2-866-2	古賀市	105×77
	古賀中学校グラウンド	古賀市久保107	古賀市	100×120
	古賀北中学校グラウンド	古賀市千鳥4-4-1	古賀市	130×120
	古賀東中学校グラウンド	古賀市篠内564-1	古賀市	100×140
	小野公園	古賀市薦野1840-2	古賀市	100×100
	古賀グリーンパーク	古賀市青柳町587-1	古賀市	150×90
	総合グラウンド	久山町大字久原3632	久山町	90×130
	山田小学校グラウンド	久山町大字山田210	山田小学校	90×140
	久山中学校グラウンド	久山町大字久原3553-3	久山中学校	90×120
	久原小学校グラウンド	久山町大字久原3473-3	久原小学校	70×90
	福岡魁誠高校グラウンド	粕屋町長者原東5-5-1	福岡魁誠高校	100×150
	粕屋中央小学校グラウンド	粕屋町若宮2-2-1	粕屋中央小学校	110×70
	粕屋中学校グラウンド	粕屋町大字仲原1707	粕屋中学校	140×125
	粕屋東中学校グラウンド	粕屋町大字江辻430	粕屋東中学校	120×180
	粕屋西小学校グラウンド	粕屋町大字仲原2445	粕屋西小学校	80×80
	仲原小学校グラウンド	粕屋町仲原1-16-1	仲原小学校	100×92
	大川小学校グラウンド	粕屋町戸原東3-5-1	大川小学校	106×60
	粕屋町役場	粕屋町駕与丁1-1-1	粕屋町	150×110
	粕屋中央スポーツ公園	粕屋町戸原東1-1	町教育委員会	150×110
	駕与丁グラウンド	粕屋町駕与丁3-1010	町教育委員会	100×80
	福岡中学校グラウンド	福津市花見が丘2丁目10-1	市教育委員会	92×155
	福岡東中学校グラウンド	福津市津丸663	市教育委員会	53×115
	福津市総合運動公園芝生広場	福津市上西郷779-1	市総合運動公園管理公社	55×145
	津屋崎中学校グラウンド	福津市津屋崎1丁目5-16	市教育委員会	100×110
	津屋崎小学校グラウンド	福津市津屋崎8丁目4-1	市教育委員会	60×90
	あんずの里運動公園	福津市勝浦1706-1	福津市	65×93
	前原小学校グラウンド	糸島市前原東2-2-6	前原小学校	75×120+50×70
	前原南小学校グラウンド	糸島市前原南1-17-1	前原南小学校	80×110
	加布里小学校グラウンド	糸島市神在1112	加布里小学校	60×120
	波多江小学校グラウンド	糸島市波多江駅北4-12-1	波多江小学校	80×90
	長糸小学校グラウンド	糸島市川付847	長糸小学校	50×100
	雷山小学校グラウンド	糸島市蔵持810-1	雷山小学校	50×60
	怡土小学校グラウンド	糸島市高祖814	怡土小学校	80×90
	前原中学校グラウンド	糸島市篠原西2-2-1	前原中学校	110×140
	前原東中学校グラウンド	糸島市井田658	前原東中学校	100×120
	前原西中学校グラウンド	糸島市荻浦578-1	前原西中学校	110×120
	曽根運動場	糸島市曽根68-1	糸島市	70×120+80×90
	二丈中学校グラウンド	糸島市二丈深江	二丈中学校	110×145
	福吉中学校グラウンド	糸島市二丈福井	福吉中学校	80×110
	曲り田スポーツ公園	糸島市二丈石崎	糸島市	90×90
	福吉しおさい公園	糸島市二丈吉井4232-20	糸島市	65×70
	志摩中学校グラウンド	糸島市志摩小金丸1836	志摩中学校	100×200
	引津小学校グラウンド	糸島市志摩御床2165-1	引津小学校	100×80
	姫島小中学校グラウンド	糸島市志摩姫島976	姫島小中学校	100×70
	可也小学校グラウンド	糸島市志摩初198	可也小学校	70×70
	糸島市下水管理センター	糸島市荻浦692	糸島市	16,000㎡
北九州・遠賀	門司陸上競技場	北九州市門司区不老町1丁目1番	市産業経済局	65×65
	新門司海浜公園	北九州市門司区大字猿喰	門司区役所	170×90
	海上保安学校門司分校	北九州市門司区白野江3丁目3番	海上保安学校	100×50
	門司西海岸	北九州市門司区西海岸1丁目3番	市港湾空港局	450×160
	新小文字病院	北九州市門司区門司区大里新町2-5	新小文字病院	21×21
	馬島	北九州市小倉北区大字馬島	小倉北消防団第9分団	130×60
	藍島	北九州市小倉北区大字藍島本村港	小倉北消防団第10分団	20×20
	浅野	北九州市小倉北区浅野三丁目10	市港湾空港局	36×36
	勝山公園	北九州市小倉北区城内3番	小倉北区役所	80×60
	三萩野公園	北九州市小倉北区三萩野三丁目1番	小倉北区役所	90×72
	北九州空港	北九州市小倉南区空港北町6番	北九州空港事務所	2500×60
	三菱マテリアル	北九州市小倉南区大字新道寺	三菱マテリアル（株）九州事業所	75×120
	陸上自衛隊小倉駐屯地	北九州市小倉南区北方5丁目1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地	120×60
	響南運動場	北九州市若松区東小石町3番	市市民文化スポーツ局	100×75

区分	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考(広さ) 巾mx長さ
北九州・遠賀	響灘埋立て地	北九州市若松区響町3丁目	市港湾空港局	20×20
	グリーンパーク広場	北九州市若松区大字竹並1006番地 他	グリーンパーク緑地管理事務所	120×120
	白島石油備蓄基地	北九州市若松区大字安屋3666番地6	櫛白島石油備蓄	15×12
	大谷球場	北九州市八幡東区大谷一丁目2番	市市民文化スポーツ局	70×50
	東田(北九州イノベーションギャラリー)	北九州市八幡東区東田二丁目2番11号	北九州イノベーションギャラリー	50×40
	永大丸中央公園	北九州市八幡西区北筑1丁目8番	八幡西区役所	75×60
	産業医科大学グラウンド	北九州市八幡西区医学生ヶ丘1番	産業医科大学	70×50
	本城運動場	北九州市八幡西区御開4-16-1	市市民文化スポーツ局	120×70
	鞘ヶ谷陸上競技場	北九州市戸畑区西鞘ヶ谷20番	市市民文化スポーツ局	90×60
	九州工業大学グラウンド	北九州市戸畑区仙水町1-1	九州工業大学	90×60
	中間北中学校グラウンド	中間市岩瀬3丁目4-1	中間北中学校	110×90
	中間中学校グラウンド	中間市大字垣生510	中間中学校	120×60
	中間西小学校グラウンド	中間市弥生2丁目1-1	中間西小学校	120×80
	中間小学校グラウンド	中間市長津1丁目26-1	中間小学校	110×80
	中間東小学校グラウンド	中間市中尾4丁目2-1	中間東小学校	100×70
	底井野小学校グラウンド	中間市大字上底井野825	底井野小学校	99×50
	芦屋競艇場	芦屋町大字芦屋3540	芦屋町	200×100
	芦屋港湾	芦屋町西浜町	県港湾課	500×80
	芦屋小学校グラウンド	芦屋町白浜町3786	町教育委員会	70×100
	芦屋東小学校グラウンド	芦屋町浜口町5-55	町教育委員会	80×100
	山鹿小学校グラウンド	芦屋町大字山鹿2853	町教育委員会	60×100
	芦屋中学校グラウンド	芦屋町中の浜10-74	町教育委員会	90×100
	芦屋町総合運動公園グラウンド	芦屋町大字山鹿239	町教育委員会	80×120
	祇園町遠賀川緑地	芦屋町遠賀川河川敷	遠賀川河川事務所	55×113
	吉田小学校グラウンド	水巻町吉田東3丁目5-1	吉田小学校	120×100
	頃末小学校グラウンド	水巻町頃末北4丁目13-1	頃末小学校	100×60
	水巻中学校グラウンド	水巻町中央17-1	水巻中学校	120×130
	みどりんぼーく	水巻町猪熊1丁目10番	水巻町	90×96
	水巻遠賀川緑地	水巻町遠賀川河川敷	遠賀川河川事務所	29×200
	島門小学校グラウンド	遠賀町大字鬼津	島門小学校	80×80
	遠賀中学校グラウンド	遠賀町大字別府	遠賀中学校	90×110
	遠賀総合運動公園	遠賀町大字広渡	町教育委員会	100×200
	遠賀南中学校グラウンド	遠賀町大字上別府	遠賀南中学校	80×110
	岡垣中学校グラウンド	岡垣町野間3-1-1	岡垣中学校	130×100
	岡垣町民総合グラウンド	岡垣町中央台6-204-2	町教育委員会	150×100
	山田小学校グラウンド	岡垣町東山田1丁目16-1	山田小学校	100×60
	岡垣東中学校グラウンド	岡垣町山田峠2丁目5番1号	岡垣東中学校	100×180
	吉木小学校グラウンド	岡垣町吉木西1-17-5	吉木小学校	100×82
	内浦小学校グラウンド	岡垣町大字原865	内浦小学校	63×91
京 築	中山グラウンド	行橋市大橋2-11-1	市教育委員会	140×140
	養島小学校グラウンド	行橋市大字養島841-1	市教育委員会	80×80
	今元中学校グラウンド	行橋市大字今井896-1	市教育委員会	100×80
	仲津中学校グラウンド	行橋市大字稲童3104	市教育委員会	80×70
	泉中学校グラウンド	行橋市西泉5-7-1	市教育委員会	100×140
	椿市小学校グラウンド	行橋市大字長尾530	市教育委員会	70×70
	行橋南小学校グラウンド	行橋市南大橋2-5-1	市教育委員会	100×140
	今川小学校グラウンド	行橋市大字宝山857	市教育委員会	80×80
	中京中学校グラウンド	行橋市大字天生田545	市教育委員会	80×85
	長峽中学校グラウンド	行橋市大字延永6	市教育委員会	100×100
	行橋総合公園グラウンド	行橋市大字文久3759	市教育委員会	253×117
	新田原グラウンド	行橋市大字稲童852	市教育委員会	127×148
	みやこの苑グラウンド	行橋市大字二塚584	行橋市	120×106
	角田小学校グラウンド	豊前市大字中村943-1	角田小学校	50×70
	角田中学校グラウンド	豊前市大字中村392	角田中学校	60×90
	山田小学校グラウンド	豊前市大字四郎丸417-2	山田小学校	60×50
	八屋小学校グラウンド	豊前市大字八屋2232-1	八屋小学校	90×70
	八屋中学校グラウンド	豊前市大字赤熊1363-1	八屋中学校	150×80
	宇島小学校グラウンド	豊前市大字赤熊750	宇島小学校	75×65
	三毛門小学校グラウンド	豊前市大字三毛門976-1	三毛門小学校	90×70
	千束小学校グラウンド	豊前市千束75	千束小学校	50×70
	千束中学校グラウンド	豊前市大字吉木1122-1	千束中学校	100×80
	黒土小学校グラウンド	豊前市大字久路土1191-1	黒土小学校	70×100
	天地山公園多目的運動公園	豊前市大字大村1186	豊前市	150×225
	横武小学校グラウンド	豊前市大字薬師寺221-1	横武小学校	60×80
	合岩小学校グラウンド	豊前市大字下河内81-9	合岩小学校	50×70
	合岩中学校グラウンド	豊前市大字下河内33	合岩中学校	50×70
	南部グラウンド	豊前市大字下川底81-5	豊前市	90×70
	岩屋活性化センターグラウンド	豊前市大字大河内301-3	岩屋活性化センター	50×70
	南原小学校グラウンド	荻田町富久町1-4-9	南原小学校	50×70
	白川小学校グラウンド	荻田町大字稲光357	白川小学校	90×70

区分	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考（広さ） 巾mx長さ
京 築	臨海総合グラウンド	荻田町長浜町46	荻田町	100×100
	犀川小学校グラウンド	みやこ町犀川本庄620	犀川小学校	100×65
	犀川中学校グラウンド	みやこ町犀川本庄763	犀川中学校	75×100
	犀川運動公園運動場	みやこ町犀川末江500-3	町教育委員会	100×200
	勝山運動公園	みやこ町勝山宮原378-1	町教育委員会	90×90
	豊津グラウンド	みやこ町豊津1113	町教育委員会	135×120
	吉富小学校グラウンド	吉富町大字広津665	吉富小学校	80×107
	吉富中学校グラウンド	吉富町大字直江612	吉富中学校	150×153
	寒田小学校グラウンド	築上町大字寒田1219	寒田小学校	50×60
	上城井小学校グラウンド	築上町大字本庄1688	上城井小学校	60×60
	下城井小学校グラウンド	築上町大字袈裟丸379	下城井小学校	50×70
	築城小学校グラウンド	築上町築城388	築城小学校	100×100
	築城町椎田グラウンド	築上町大字高塚787-1	町教育委員会	120×100
	総合グラウンド	上毛町安雲837-1	町教育委員会	16,018㎡
	大池公園多目的運動広場	上毛町東下1272-1	町教育委員会	90×100
	唐原小学校グラウンド	上毛町上唐原1265	唐原小学校	70×40
筑 豊	遠賀川河川敷運動場	直方市殿町7-1地先	直方市	280×90
	直方第二中学校運動場	直方市大字頓野 4097-2地先	市教育委員会	290×130
	西部運動公園	直方市大字上新入2429-1	市教育委員会	80×120
	頓野公園	直方市大字頓野2535-7	直方市	87×80
	福智山ろく花公園駐車場	直方市大字永満寺1463-5	直方市	80×40
	陸上自衛隊飯塚駐屯地	飯塚市津島282	防衛庁	300×200
	遠賀川河川敷	飯塚市上岩	遠賀川河川事務所	200×70
	労働福祉事業団総合せき損センター	飯塚市伊岐須550-4	労働福祉事業団	120×68
	遠賀川飯塚地区河川防災ステーション	飯塚市芳雄町16-7	遠賀川河川事務所	25×20
	筑穂グラウンド	飯塚市長尾1340	飯塚市	100×80
	筑穂中学校グラウンド	飯塚市長尾903-1	市教育委員会	100×80
	大分小学校グラウンド	飯塚市大分1985-1	市教育委員会	120×90
	筑穂多目的グラウンド	飯塚市大分1985-53	飯塚市	185×100
	穂波グラウンド	飯塚市平恒1-6	飯塚市	90×120
	旧穂波東中学校敷地外グラウンド	飯塚市南尾240	市教育委員会	60×110
	若菜小学校グラウンド	飯塚市若菜249-2	市教育委員会	60×70
	高田小学校グラウンド	飯塚市高田701-1	市教育委員会	30×50
	旧築市小学校グラウンド	飯塚市築市163-1	市教育委員会	70×60
	椋本小学校グラウンド	飯塚市椋本16-2	市教育委員会	〃
	穂波東小学校グラウンド	飯塚市平恒1021-1	市教育委員会	〃
	穂波西中学校グラウンド	飯塚市椿250-1	市教育委員会	〃
	庄内中学校グラウンド	飯塚市綱分1000-1	市教育委員会	130×60
	庄内小学校グラウンド	飯塚市有安1-22	市教育委員会	90×80
	庄内グラウンド	飯塚市有安1-2	飯塚市	160×90
	庄内工業団地グラウンド	飯塚市有安958-18	飯塚市	200×90
	頼田グラウンド	飯塚市鹿毛馬2288	飯塚市	95×150
	筑豊緊急物資輸送センター	飯塚市平恒169-1	福岡県トラック協会	100×50
	健康の森公園多目的広場	飯塚市吉北120-9	飯塚市	100×50
	庄内野球場	飯塚市有安830-6	飯塚市	100×50
	田川市民球場	田川市大字伊田2745-2	市教育委員会	90×90
	猪位金学園グラウンド	田川市大字位登509番地	市教育委員会	110×110
	田川中学校グラウンド	田川市大字糺1959番地	市教育委員会	100×100
	鎮西中学校グラウンド	田川市大字伊田2024番地	市教育委員会	100×100
	中央中学校グラウンド	田川市中央町3番71号	市教育委員会	100×100
	田川市総合グラウンド	田川市大字伊田2550-1	NPO法人田川市体育協会	110×120
	田川市こがね丘陵上競技場グラウンド	田川市大字伊田2550-1	NPO法人田川市体育協会	100×250
	成道寺公園	田川市白鳥町10番21号	市都市計画課	100×100
	下位登運動公園	田川市大字位登1600番地1	市都市計画課	100×100
	弓削田中学校グラウンド	田川市大字弓削田1222番地	田川市教育委員会	90×100
	後藤寺中学校グラウンド	田川市大黒町11番地69号	田川市教育委員会	90×100
	伊田中学校グラウンド	田川市大字夏吉197番地の1	田川市教育委員会	90×100
	金川中学校グラウンド	田川市大字糺258番地	田川市教育委員会	90×100
	田川市猪位金球場グラウンド	田川市大字猪国538	NPO法人田川市体育協会	100×110
	糺小規模公園	田川市大字糺3365番地1	市都市計画課	70×100
	弓削田小学校グラウンド	田川市大字弓削田499番地	田川市教育委員会	60×90
	大藪小学校グラウンド	田川市大字川宮1645番地の2	田川市教育委員会	60×70
	金川小学校グラウンド	田川市大字糺1771番地	田川市教育委員会	60×100
	夏吉小規模公園	田川市大字夏吉2665番地1	市都市計画課	60×60
	後藤寺小学校グラウンド	田川市宮尾町1番9号	市教育委員会	50×200
	石炭記念公園	田川市伊田2734番地の1	市都市計画課	50×50
	轟尾小規模運動場	田川市大字伊田1939番地1	市都市計画課	60×60
	旧猪位金小学校グラウンド	田川市大字猪国2559番地	市教育委員会	60×100
	大浦小学校グラウンド	田川市大字奈良1616番地	市教育委員会	50×70
	田川小学校グラウンド	田川市栄町4番23号	市教育委員会	40×100

区分	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考(広さ) ㎡mx長さ
筑豊	鎮西中学校グラウンド	田川市大字伊田1946番地の1	市教育委員会	50×90
	伊田小学校グラウンド	田川市大字伊田4390番地	市教育委員会	50×60
	田川市猪位金球場駐車場	田川市大字猪国538	NPO法人田川市体育協会	30×40
	御蔵小規模公園	田川市大字夏吉1177番地3	市都市計画課	40×50
	嘉麻市立上山田小学校運動場	嘉麻市上山田502-36	市教育委員会	120×90
	稲築西小学校グラウンド	嘉麻市口春615	市教育委員会	100×75
	稲築東小学校グラウンド	嘉麻市平1429-1	市教育委員会	100×80
	稲築中学校グラウンド	嘉麻市口春629	市教育委員会	110×75
	稲築東中学校グラウンド	嘉麻市平1536	市教育委員会	125×125
	嘉徳養護学校グラウンド	嘉麻市鴨生328	市教育委員会	75×50
	稲築志耕館高校グラウンド	嘉麻市岩崎1318-1	稲築志耕館高校	220×80
	嘉麻市碓井野球場	嘉麻市上臼井775	市教育委員会	110×110
	嘉麻市碓井グラウンド	嘉麻市下臼井1041	市教育委員会	145×145
	嘉麻市千手グラウンド	嘉麻市千手1253-1	市教育委員会	3,084㎡
	嘉麻市泉河内グラウンド	嘉麻市泉河内617	市教育委員会	1,822㎡
	嘉麻市足白グラウンド	嘉麻市馬見587	市産業振興課	3,306㎡
	嘉麻市宮野グラウンド	嘉麻市宮吉533	市教育委員会	8,990㎡
	嘉徳中学校グラウンド	嘉麻市上西郷376	市教育委員会	16,373㎡
	嘉麻市嘉徳野球場	嘉麻市大隈町659	市教育委員会	100×100
	牛隈小学校グラウンド	嘉麻市牛隈2233	市教育委員会	100×100
	嘉麻市嘉徳総合運動公園	嘉麻市上西郷1482-1	市教育委員会	70×100
	福岡県消防学校	嘉麻市牛隈1794	福岡県	83,700㎡
	第1町民グラウンド	桂川町大字土師1969-1	桂川町	100×100
	桂川小学校グラウンド	桂川町大字土居552	桂川町	80×90
	東小学校グラウンド	桂川町土師28-1	桂川町	70×110
	桂川町総合グラウンド	桂川町大字吉隈430-53	桂川町	120×140
	小竹南小学校グラウンド	小竹町大字勝野3540	町教育委員会	60×90
	小竹西小学校グラウンド	小竹町大字新多466-1	町教育委員会	90×100
	小竹北小学校グラウンド	小竹町大字御徳1375	町教育委員会	85×100
	小竹中学校グラウンド	小竹町大字御徳656	町教育委員会	100×100
	町総合運動公園内グラウンド	小竹町大字勝野1757	小竹町	113×100
	町民グラウンド	鞍手町大字小牧2226	町教育委員会	160×90
	豊翔館グラウンド	鞍手町大字木月2406	町教育委員会	110×100
	旧鞍手南中学校グラウンド	鞍手町大字新北993-1	鞍手町	80×120
	宮田中学校	宮若市宮田4705-1	宮田中学校	50×90
	宮田西中学校グラウンド	宮若市芹田9	宮田西中学校	70×90
	宮田光陵中学校グラウンド	宮若市磯光1317-1	宮田光陵中学校	150×100
	宮田南小学校グラウンド	宮若市宮田3461	宮田南小学校	40×50
	宮田北小学校グラウンド	宮若市龍徳1464	宮田北小学校	50×50
	笠松小学校グラウンド	宮若市下有木837	笠松小学校	50×50
	宮田小学校グラウンド	宮若市磯光1888-6	宮田小学校	50×70
	宮田東小学校グラウンド	宮若市磯光567	宮田東小学校	50×50
	若宮中学校グラウンド	宮若市金丸417-1	若宮中学校	65×110
	若宮小学校グラウンド	宮若市福丸304-1	若宮小学校	70×90
	市民グラウンド	宮若市高野501	宮若市	60×80
	若宮西小学校グラウンド	宮若市宮永11-1	若宮西小学校	55×110
	山口小学校グラウンド	宮若市山口2580	山口小学校	40×85
	吉川小学校グラウンド	宮若市脇田394-1	吉川小学校	60×180
	若宮南小学校グラウンド	宮若市三ヶ畑420	若宮南小学校	60×100
	宮若市総合運動公園	宮若市乙野	宮若市	176×96
	採銅所小学校運動場	香春町採銅所6095	採銅所小学校	7,223㎡
	香春小学校運動場	香春町香春751	香春小学校	9,367㎡
	勾金小学校運動場	香春町高野758	勾金小学校	5,560㎡
	中津原小学校運動場	香春町中津原812	中津原小学校	7,800㎡
	香春中学校運動場	香春町香春152	香春中学校	8,555㎡
	勾金中学校運動場	香春町高野1431	勾金中学校	10,180㎡
	香春町総合運動公園	香春町高野1390	町教育委員会	14,304㎡
	添田小学校グラウンド	添田町大字添田1333	添田町	3,385㎡
	添田町サンスポーツランド	添田町大字庄952	添田町	6,430㎡
	英彦山運動公園	添田町大字津野1500	添田町	12,000㎡
	金田小学校グラウンド	福智町金田962	福智町	7,776㎡
	金田中学校グラウンド	福智町神崎918	福智町	5,360㎡
	金田球場	福智町神崎1056-1	福智町	10,350㎡
	金田ふれあいスポーツ公園多目的広場	福智町神崎1098-1	福智町	14,799㎡
	ふれあいイベント広場	福智町金田1159-1	福智町	4,956㎡
	上野小学校グラウンド	福智町上野2622	福智町	100×80
	市場小学校グラウンド	福智町市場334	福智町	100×100
	赤池中学校グラウンド	福智町市場336	福智町	100×100
	赤池グラウンド	福智町赤池976-7	福智町	125×80
	彦山川中元寺川合流点河川敷	福智町彦山川河川敷	遠賀川河川事務所	50×400

区分	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考(広さ) 巾mx長さ
筑豊	赤池球場	福智町赤池970-8	福智町	50×80
	方城中学校グラウンド	福智町伊方3862	福智町	100×96
	伊方小学校グラウンド	福智町伊方3922	福智町	77×75
	弁城小学校グラウンド	福智町弁城1936	福智町	70×70
	方城グラウンド	福智町伊方4478-4	福智町	130×80
	糸田小学校グラウンド	糸田町糸田町3256	糸田小学校	100×59
	糸田中学校グラウンド	糸田町糸田町2349	糸田中学校	100×108
	町民グラウンド	糸田町糸田町3786	糸田町	120×180
	鷹峰中学校グラウンド	川崎町大字川崎517	鷹峰中学校	40×40
	池尻中学校グラウンド	川崎町大字池尻1150	池尻中学校	40×50
	川崎小学校グラウンド	川崎町大字田原714	川崎小学校	80×90
	川崎東小学校グラウンド	川崎町大字川崎248	川崎東小学校	80×110
	真崎小学校グラウンド	川崎町大字安真木4917	真崎小学校	40×50
	川崎町民運動公園グラウンド	川崎町大字川崎1338	町教育委員会	200×100
	池尻小学校グラウンド	川崎町大字池尻923	池尻小学校	100×40
	大任中学校グラウンド	大任町大字今任原30	大任中学校	50×100
	大任小学校グラウンド	大任町大字大任3038	大任小学校	50×50
	今任小学校グラウンド	大任町大字今任原4110	今任小学校	50×50
	赤村住民センターコミュニティ広場	赤村大字内田1188	村教育委員会	80×100
	赤小学校グラウンド	赤村大字赤4581-1	赤小学校	100×100
	赤中学校グラウンド	赤村大字赤4577	赤中学校	100×130
	宮ノ陣橋上流グラウンド	久留米市宮ノ陣町五郎丸字屋敷	国土交通省	50×100
	附中グラウンド	久留米市南1丁目3-1	福岡教育大学	70×100
	久留米商業高校グラウンド	久留米市南1丁目1-1	久留米市	70×100
	南筑高校グラウンド	久留米市御井町1360-5	久留米市	70×100
	善導寺小学校グラウンド	久留米市善導寺町与田450	久留米市	50×50
筑後北部	屏水中学校グラウンド	久留米市山本町耳納1069-1	久留米市	50×70
	草野小学校グラウンド	久留米市草野町矢作496-1	久留米市	50×60
	安武小学校グラウンド	久留米市安武町武島776-1	久留米市	50×60
	荒木小学校グラウンド	久留米市荒木町荒木1500	久留米市	50×60
	筑邦西中学校グラウンド	久留米市大善寺宮本385-1	久留米市	50×70
	荒木中学校グラウンド	久留米市荒木町荒木1918-1	久留米市	70×70
	小森野橋下流河川敷	久留米市小森野町1232	国土交通省	50×40
	久留米大学ヘリポート	久留米市東瀬原町干満601	久留米大学	28×25
	北野中学校グラウンド	久留米市北野町塚島277	久留米市	70×110
	北野小学校グラウンド	久留米市北野町中520-1	久留米市	50×50
	弓削小学校グラウンド	久留米市北野町高良1801	久留米市	60×50
	大城小学校グラウンド	久留米市北野町大城121-1	久留米市	40×45
	金島小学校グラウンド	久留米市北野町八重亀164	久留米市	40×50
	北野町体育センターグラウンド	久留米市北野町今山74	久留米市	40×80
	田主丸中学校グラウンド	久留米市田主丸町田主丸65-1	久留米市	100×50
	ふれあい広場	久留米市城島町檜津743-2	久留米市	19, 496㎡
	城島町駐車場	久留米市城島町檜津740	久留米市	60×80
	西牟田小学校グラウンド	久留米市三瀬町西牟田4407	久留米市	85×81. 3
	久留米西部河川防災ステーション	久留米市大善寺町藤吉434	久留米市	2, 500㎡
	水沼の里2000年記念の森	久留米市三瀬町玉満1978	久留米市	14, 000㎡
	浮羽工業高校グラウンド	久留米市田主丸町田主丸395-2	福岡県	8, 100㎡
	南陵中学校グラウンド	朝倉市平塚1508-6	市教育委員会	80×86
	あまぎ水の文化村 グリーンスポーツゾーン	朝倉市矢野竹861-2	朝倉市	165×165
	秋月小学校グラウンド	朝倉市長谷山50	市教育委員会	70×78
	甘木中学校グラウンド	朝倉市堤1430-1	市教育委員会	120×140
	杷木球場	朝倉市杷木池田873	市教育委員会	110×90
	杷木中学校グラウンド	朝倉市杷木池田822-1	市教育委員会	80×140
	旧松末小学校グラウンド	朝倉市杷木星丸1175	市教育委員会	50×90
	杷木小学校グラウンド	朝倉市杷木林田626	市教育委員会	100×79
	旧久喜宮小学校グラウンド	朝倉市杷木久喜宮865-1	市教育委員会	50×70
	旧志波小学校グラウンド	朝倉市杷木志波4669-1	市教育委員会	50×70
	朝倉光陽高等学校グラウンド	朝倉市杷木古賀1765	県教育委員会	100×205
	比良松中学校グラウンド	朝倉市宮野2030	市教育委員会	90×130
	田中の浜グラウンド	朝倉市田中宇崩岸520-231	市教育委員会	90×130
	朝倉東小学校グラウンド	朝倉市須川2680	市教育委員会	80×120
	大福小学校グラウンド	朝倉市大庭3594	市教育委員会	90×130
	朝倉球場	朝倉市宮野2003-1	市教育委員会	120×130
	立石中学校グラウンド	小郡市吹上1045	立石中学校	122×100
	大原中学校グラウンド	小郡市小郡772	大原中学校	175×103
	小郡中学校グラウンド	小郡市寺福童668	小郡中学校	158×85. 6
	陸上自衛隊小郡駐屯地	小郡市小郡2277	陸上自衛隊小郡駐屯地	120×70
	小郡小学校グラウンド	小郡市小坂井288	小郡小学校	86×83
	味坂小学校グラウンド	小郡市八坂456-1	味坂小学校	63×47
	御原小学校グラウンド	小郡市ニタ316	御原小学校	80×37. 6

区分	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考(広さ) m×長さ
筑後北部	のぞみが丘小学校グラウンド	小都市希みが丘5-2-17	のぞみが丘小学校	84×88
	立石小学校グラウンド	小都市吹上968-2	立石小学校	100×40
	三国小学校グラウンド	小都市カ武1012	三国小学校	85×57
	大原小学校グラウンド	小都市大保1394	大原小学校	160×91.7
	東野小学校グラウンド	小都市小郡2409-4	東野小学校	80×80
	宝城中学校グラウンド	小都市八坂26-1	宝城中学校	115.7×95
	三国中学校グラウンド	小都市美鈴が丘5-15-1	三国中学校	160×169
	三輪小学校グラウンド	筑前町新町400	町教育委員会	80×50
	三輪中学校グラウンド	筑前町久光1600	町教育委員会	80×100
	町営三輪グラウンド	筑前町高上597-1	町教育委員会	80×90
	第二野の花学園グラウンド	筑前町三箇山1164-24	第2野の花学園	50×60
	三並小学校グラウンド	筑前町三並1354-1	町教育委員会	80×50
	中牟田小学校グラウンド	筑前町中牟田145-1	町教育委員会	130×63
	東小田小学校グラウンド	筑前町東小田436-1	町教育委員会	80×80
	夜須中学校グラウンド	筑前町東小田3539-1	町教育委員会	100×80
	筑前町多目的運動公園	筑前町下高場2717	筑前町	70×120
	旧小石原小学校グラウンド	東峰村大字小石原868-1	東峰村	70×90
	小石原グラウンド	東峰村大字小石原868-16	村教育委員会	70×150
	東峰学園グラウンド	東峰村大字福井2296-4	東峰学園	60×100
	宝珠山グラウンド	東峰村大字福井950-1	村教育委員会	100×100
	本郷小学校グラウンド	大刀洗町大字本郷4669-1	町教育委員会	40×80
	大堰小学校グラウンド	大刀洗町大字守部465	町教育委員会	50×80
	大刀洗中学校グラウンド	大刀洗町大字本郷515	町教育委員会	80×150
	大刀洗町運動公園	大刀洗町大字本郷4120-1	町教育委員会	140×200
	千年小学校グラウンド	うきは市吉井町千年263-1	千年小学校	80×80
	吉井小学校グラウンド	うきは市吉井町1088	吉井小学校	70×80
	福富小学校グラウンド	うきは市吉井町福益666-1	福富小学校	60×90
	江南小学校グラウンド	うきは市吉井町八和田774-1	江南小学校	70×60
	吉井体育センターグラウンド	うきは市吉井町983-1	うきは市	90×60
	浮羽究真館高校グラウンド	うきは市吉井町生葉658	浮羽究真館高校	120×100
	ｽﾎﾟｰﾂﾌｧｲﾝﾄﾞ 多目的ﾌﾞﾛｯｸ	うきは市吉井町千年1166	うきは市	60×100
	浮羽体育センター野球場	うきは市浮羽町朝田421-1	うきは市	80×80
	大春トリムセンター	うきは市浮羽町山北783	うきは市	100×100
	大石小学校グラウンド	うきは市浮羽町古川468-3	大石小学校	88×45
	浮羽中学校グラウンド	うきは市浮羽町東隈上344-1	浮羽中学校	130×110
	御幸小学校グラウンド	うきは市浮羽町朝田412	御幸小学校	60×100
	山春小学校グラウンド	うきは市浮羽町山北783-6	山春小学校	50×90
	妹川地区運動公園	うきは市浮羽町妹川2231-1	うきは市	50×70
	真美野運動広場	うきは市浮羽町小塩785	小塩地区自治協議会	50×70
	旧・姫治小学校グラウンド	うきは市浮羽町新川3934	うきは市	40×50
	田竈自治協議会グラウンド	うきは市浮羽町田竈1151-1	田竈地区自治協議会	20×40
	浮羽ライスセンター	うきは市浮羽町高見2318	JAにじ	40×60
	吉井中学校グラウンド	うきは市吉井町福永58	吉井中学校	120×100
	筑後川千年分水路	うきは市吉井町千年1166	うきは市	130×500
	JAにじ園芸流通センター	うきは市吉井町福益417-1	JAにじ	80×90
	JAにじ果樹選果場(本所西側)	うきは市吉井町357-4	JAにじ	30×100
	船越運動公園(駐車場)	うきは市吉井町長柄18-1	うきは市	80×120
筑後南部	笹林公園	大牟田市笹林町1-1-1	大牟田市	80×55～80
	記念グラウンド	大牟田市黄金町1-123	大牟田市	190×85
	岡山小学校グラウンド	八女市鶴池302	岡山小学校	130×63
	福島中学校グラウンド	八女市本村430	福島中学校	85×107
	南中学校グラウンド	八女市馬場540	南中学校	107×90
	川崎小学校グラウンド	八女市山内769	川崎小学校	95×73
	八女市サッカー場	八女市本2736-8	八女市	98×159
	長峰小学校グラウンド	八女市吉田654-1	長峰小学校	88×98
	福島高校グラウンド	八女市吉田1581-2	福島高校	100×90
	八女農業高等学校グラウンド	八女市本町2-160	八女農業高等学校	125×80
	八幡小学校グラウンド	八女市新庄385	八幡小学校	70×90
	立山球場	八女市本2759-1	八女市	90×90
	岡山球場	八女市蒲原1680-1	八女市	90×90
	西中学校グラウンド	八女市前古賀132	西中学校	120×70
	酒井田ドクターヘリポート	八女市酒井田246	八女市	20×20
	豊岡運動場	八女市黒木町本分1590-2	八女市	90×100
	グリーンピア八女多目的運動公園	八女市黒木町木屋10905	西洋フード・コンパスタグループ(株)	62×62
	サンスポーツランド黒木	八女市黒木町北木屋1180-3	八女市	90×90
	笠原東交流センター	八女市黒木町笠原9836-1	八女市	30×35
	輝翔館中等教育学校グラウンド	八女市黒木町桑原10-2	輝翔館中等教育学校	130×70
	黒木小学校グラウンド	八女市黒木町桑原26	黒木小学校	70×60
	黒木西小学校グラウンド	八女市黒木町本分38-1	黒木西小学校	70×60
	黒木中学校グラウンド	八女市黒木町北木屋60	黒木中学校	110×80

区分	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考（広さ） 巾mx長さ
筑後南部	げんき館おおぶち	八女市黒木町大淵3998	八女市	95×50
	笠原運動公園	八女市黒木町笠原3566	八女市	50×70
	串毛運動場	八女市黒木町土窪1419-1	八女市	60×60
	大淵運動場	八女市黒木町大淵2691-1	八女市	70×45
	田代運動公園	八女市黒木町田代1193-1	八女市	55×95
	黒木支所ドクターヘリポート	八女市黒木町今1249	八女市	21×21
	上陽北浜学園小中学校グラウンド	八女市上陽町北川内910	上陽北浜学園小中学校	130×70
	旧横山小学校グラウンド	八女市上陽町上横山4486	八女市	50×50
	春の山公園	八女市上陽町北川内1121-5	八女市	100×100
	久木原グラウンド	八女市上陽町久木原1732	八女市	60×45
	旧上辺春小学校グラウンド	八女市立花町上辺春1080	八女市	50×80
	筑南中学校グラウンド	八女市立花町白木6680	筑南中学校	70×100
	立花運動場	八女市立花町谷川1138	八女市	80×90
	立花小学校グラウンド	八女市立花町谷川1058	立花小学校	70×50
	矢部第1運動場	八女市矢部村北矢部字鬼塚	八女市	90×60
	矢部小学校グラウンド	八女市矢部村北矢部10516-1	矢部小学校	70×60
	高巣公園ドクターヘリポート	八女市矢部村北矢部9452-3	八女市	14.5×17.5
	星野中学校グラウンド	八女市星野村9500-3	星野中学校	70×80
	小野地域交流センター	八女市星野村2408	八女市	40×40
	星野体育センター	八女市星野村10780-35	八女市	75×90
	平和の広場ドクターヘリポート	八女市星野村10821-1	八女市	20×20
	星野小学校グラウンド	八女市星野村12065	星野小学校	40×70
	筑後川総合運動公園グラウンド	大川市大字大野島2923・2794の9の地先	大川市	200×100
	大川中央公園グラウンド	大川市大字上巻385	大川市	100×100
	大和B&G海洋センターグラウンド	柳川市大和町鷹ノ尾106	市教育委員会	80×90
	有明総合グラウンド（いこいの家広場）	柳川市大和町大坪366	市教育委員会	100×100
	三橋グラウンド	柳川市三橋町正行431-2	市教育委員会	100×100
	学童農園（むつごろうランド）	柳川市橋本町389	市教育委員会	95×95
	羽犬塚中学校グラウンド	筑後市大字羽犬塚80	羽犬塚中学校	101×180
	筑後中学校グラウンド	筑後市大字水田1046-1	筑後中学校	120×137
	筑後北中学校グラウンド	筑後市大字蔵敷724	筑後北中学校	180×101
	八女高等学校グラウンド	筑後市大字和泉251	八女高等学校	22,510
	八女工業高等学校グラウンド	筑後市大字羽犬塚301-4	八女工業高等学校	80×100
	市民の森公園	筑後市大字和泉地内	筑後市	24,000
	井原堤水辺公園	筑後市大字西牟田地内	筑後市	16,400
	溝口ふれあい広場	筑後市大字溝口地内	筑後市	6,927
	筑後広域公園（南北駐車場、多目的広場）	筑後市大字津島地内	福岡県	38,460
	筑後広域公園（芝生広場）	筑後市大字尾島地内	福岡県	330×170
	木佐木小学校グラウンド	大木町大字八町牟田623	木佐木小学校	80×70
	大木町運動公園グラウンド	大木町大字上牟田口128-1	町教育委員会	102×114
	大莞小学校グラウンド	大木町大字奥牟田250	大莞小学校	80×50
	大木中学校グラウンド	大木町大字上八院1234	大木中学校	90×110
	大溝小学校グラウンド	大木町大字前牟田753	大溝小学校	80×80
	上庄小学校グラウンド	みやま市上庄61	上庄小学校	70×60
	下庄小学校グラウンド	みやま市下庄1373	下庄小学校	100×60
	大江小学校グラウンド	みやま市大江1726	大江小学校	100×70
	南小学校グラウンド	みやま市太神801	南小学校	90×70
	清水小学校グラウンド	みやま市大草1596-1	清水小学校	75×60
	水上小学校グラウンド	みやま市長田3228-2	水上小学校	75×70
	本郷小学校グラウンド	みやま市本郷1314	本郷小学校	65×60
	東山中学校グラウンド	みやま市長田3371	東山中学校	100×70
	瀬高中学校グラウンド	みやま市下庄1885	瀬高中学校	200×75
	山川中学校グラウンド	みやま市尾野1690	山川中学校	70×80
	旧山川東部小学校グラウンド	みやま市尾野1943-1	市教育委員会	50×50
	旧山川南部小学校グラウンド	みやま市重富121	市教育委員会	50×80
	みやま市山川農村広場	みやま市立山1444-9	市教育委員会	80×90
	高田中学校グラウンド	みやま市岩津326	高田中学校	120×120
	桜舞館小学校グラウンド	みやま市舞鶴257-1	桜舞館小学校	50×50
	旧竹海小学校グラウンド	みやま市海津966	市教育委員会	50×80
	岩田小学校グラウンド	みやま市原1041	岩田小学校	50×80
	三川小学校グラウンド	みやま市下楠田1443	三川小学校	80×130
	江浦小学校グラウンド	みやま市江浦611	江浦小学校	40×70
	開小学校グラウンド	みやま市黒崎開582	開小学校	60×70
	みやま市立農村運動広場	みやま市濃施650-1	市教育委員会	75×90
	広川球場	広川町大字新代1519-1	広川町	80×80
	広川中学校グラウンド	広川町大字久泉837	広川町	200×85
	広川町運動公園	広川町大字久泉306	広川町	70×55

7-4 海上輸送基地一覧

港名 (管理者)	施設名	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (t)	備考
北九州港 (北九州市)	浅野 1 号岸壁	200.0	-7.5	6,000	国際拠点港湾
北九州港 (北九州市)	新門司 4・5 号岸壁	230.0	-7.5	16,800	国際拠点港湾
博多港 (福岡市)	箱崎ふ頭 5 号岸壁	240.0	-12	30,000	国際拠点港湾
博多港 (福岡市)	中央ふ頭 5 号岸壁	269.0	-10	70,000	国際拠点港湾
博多港 (福岡市)	中央ふ頭 9 号岸壁	130.0	-7.5	5,000	国際拠点港湾
苅田港 (福岡県)	本港 10 号岸壁	370.0	-10	10,000	重要港湾
苅田港 (福岡県)	南港 7 号 D 岸壁	200.0	-7.5	5,000	重要港湾
宇島港 (福岡県)	宇島 5 号岸壁	90.0	-5.5	2,000	地方港湾
宇島港 (福岡県)	宇島 7 号岸壁	130.0	-7.5	5,000	地方港湾
芦屋港 (福岡県)	芦屋 5 号岸壁	90.0	-5.5	2,000	地方港湾
三池港 (福岡県)	三池港公共岸壁	340.0	-10.0	10,000	重要港湾

7-5 航空隊進出拠点一覧

名称	施設名	敷地面積 (㎡)	備考
北九州空港	北九州市小倉南区空港北町	1,600,000	福岡県緊急消防援助隊受援計画から引用
福岡空港	福岡市博多区青木 457-1	3,495,376	福岡県緊急消防援助隊受援計画から引用

<様式>

様式 1 人的ニーズ調査票（紙版・データ版）

※ 各市町村に EXCEL データを配布

様式 1

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

被災都道府県窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E-MAIL		E-MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

--

様式2 物資ニーズ調査票（紙版）

※データが使用できない場合

様式2

受付No

受取職員印・サイン（ ）

記入・提出日： 年 月 日

物資ニーズ調査票

依頼元	(避難所名／市町村名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)



提出先	(提出先名)
	(担当者名) (電話番号)

物資内訳				納入先情報								
No	品目	数量		備考 (商品詳細、必要な人数の概要、緊急度合い、配達希望日、アレルギーの有無、要配慮者の有無 等)	施設名称	所在地	受入れ担当者	連絡先	大型車 進入可 否	フォーク リフト 有無	搬入可 能時間 (From)	搬入可 能時間 (To)
		個数	単位									
記入例 1	食料	100,000	食	・調理が簡単なもの (アルファ化米等)	〇〇県〇〇市〇〇 体育館	〇〇県〇〇市〇〇 00-00	〇〇、〇〇	TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000	可	無	0:00	5:00

◎ 可能な限り内容を明記すること。また、随時内容を更新し提出すること（充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること）。

様式2 物資ニーズ調査票（データ版）

様式2

■ブル型支援要請データ					作成日		作成者		注意事項：物資調達・輸送調整等支援システムにブル型支援要請データを転送を行う際にはEXCELファイルからCSV形式に保存したデータを転送下さい。※(2-3、EXCELファイルをCSVファイルに保存する手順、pdf)参照														
No	県立製造所名	県立・要請元情報 (支払予定額) _所属	県立・要請元情報 (支払予定額) _担当者	県立・要請元情報 (支払予定額) _連絡先	県立・要請元情報 (支払予定額) _E-mail	緊急災害対策本部 部_所属	緊急災害対策本部 部_担当者	緊急災害対策本部 部_連絡先	緊急災害対策本部 部_Fax	緊急災害対策本部 部_E-mail	要請情報_要請 品目	要請情報_要請 数量	要請情報_単位	要請情報_備考	納入先情報_施設 名称	納入先情報_所在地	納入先情報_受 入担当者	納入先情報_連絡 先	納入先情報_大 型車進入可否	納入先情報_ホ ール・クレーン有無	納入先情報_搬 入可能時間 (From)	納入先情報_搬 入可能時間(To)	納入先情報_備考
例	埼玉県	災害対策本部	埼玉県	048-123-4567	048-123-9999 saitama@sai gai.go.jp						食料	36000	枚		埼玉スタジアム	埼玉県さいたま市緑区中野田500	埼玉三郎	048-123-5678	否	有	0:00	5:00	
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
21																							
22																							
23																							
24																							
25																							
26																							
27																							
28																							
29																							
30																							

※ 各市町村に EXCEL データを配布

様式 3 拠点施設状況報告書

様式 3

拠点施設状況報告書（第 報）

		発信機関		送信者 (電話番号)	
1	拠点区分	救助活動拠点 ・ 広域物資輸送拠点 ・ その他 ()			
2	報告日時	年 月 日 時 分			
3	報告手段	電話 ・ F A X ・ メール ・ その他 ()			
4	施設名				
5	施設利用の可否	施設利用が可能 ・ 施設利用不可 (施設利用不可の理由：)			
6	施設職員の状況	参集可能 ・ 参集不可能 (参集見込： 時 分頃)			
7	施設 の 状 況	建物の状況	安全 ・ 要注意 ・ 利用不可 ・ 建物無し (状況：)		
		敷地の状況			
		ライフライン	電気	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可 ・ 未整備	
			水道	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可 ・ 未整備	
			電話	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可 ・ 未整備	
			ガス	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可 ・ 未整備	
			トイレ	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可 ・ 未整備	
		道路状況	通行可能 ・ 通行不可 ・ う回路の有無 (有 ・ 無)		
		住民避難の状況	避難所等の利用 (避難場所開設 ・ 避難所開設 ・ 利用なし) 避難住民の有無 ()		
8	利用可能な通信手段	手段 () 番号 ()			
9	連絡事項				

※ この報告書は、県災害対策本部からの施設状況確認依頼を受けて施設管理者又は市町村災害対策本部が作成する。

※ 発信者側からの送付が困難な場合は、県災害対策本部側で聞き取った内容を記載する。

様式4 拠点施設開設要請書

様式4

拠点施設開設要請書

年 月 日

〇〇〇〇 様

福岡県災害対策本部長
(福岡県知事)

(災害名)の発生に伴い、「福岡県災害時受援計画」に基づく(救助活動・広域物資輸送)拠点の開設及び運営支援を下記のとおり要請します。

記

1 開設要請日時

年 月 日 午前・午後 時 分

2 拠点として利用する施設

施設名：

所在地：

3 利用期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4 災害等の状況及び要請事由

5 特記事項

福岡県災害対策本部(班名)

担当者職・氏名：

電話：

E-mail：

様式5 拠点施設閉鎖要請書

様式5

拠点施設閉鎖要請書

年 月 日

〇〇〇〇（施設管理者）様

福岡県災害対策本部長
（福岡県知事）

年 月 日付けで要請し、開設した（救助活動・広域物資輸送）拠点について、拠点を利用した活動が終了したことから、下記のとおり閉鎖を要請します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 午前・午後 時 分

2 施設名

3 災害等の状況及び要請事由

4 特記事項

福岡県災害対策本部（班名）

担当者職・氏名：

電話：

E-mail：

様式6 拠点施設閉鎖（予定）報告書

様式6

拠点施設閉鎖（予定）報告書

年 月 日

福岡県災害対策本部長 様
(福岡県知事)

〇〇〇〇（施設管理者）

年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり（救助活動・広域物資輸送）拠点を閉鎖します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 午前・午後 時 分

2 施設名

3 特記事項

福岡県災害対策本部（班名）

担当者職・氏名：

電話：

E-mail：

様式 7 拠点施設開設に係る連絡先一覧（県有施設）

様式 7

拠点施設開設に係る連絡先一覧（県有施設）

年 月 日現在

【施設名： 】

1 緊急時（災害対策本部設置時）

名称	種別	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
県災害対策本部事務局	部署（担当者）			
	電話			
	F A X			
	E－m a i l			
	その他連絡手段			
県災害対策本部支部	部署（担当者）			
	電話			
	F A X			
	E－m a i l			
	その他連絡手段			
（施設名）	部署（担当者）			
	電話			
	F A X			
	E－m a i l			
	その他連絡手段			

2 平常時

名称	種別	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
防災危機管理局	部署（担当者）			
	電話			
	F A X			
	E－m a i l			
（施設名）	部署（担当者）			
	電話			
	F A X			
	E－m a i l			

様式8 拠点施設開設に係る連絡先一覧（市町村有施設）

様式8

拠点施設開設に係る連絡先一覧（市町村有施設）

年 月 日現在

【施設名： 】

1 緊急時（災害対策本部設置時）

名称		種別	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
福岡県 災害対策本部	本部 事務局	部署（担当者）			
		電話			
		F A X			
		E－m a i l			
		その他連絡手段			
	支部	部署（担当者）			
		電話			
		F A X			
		E－m a i l			
		その他連絡手段			
(市町村名) (施設名)		部署（担当者）			
		電話			
		F A X			
		E－m a i l			
		その他連絡手段			

2 平常時

名称		種別	第1順位	第2順位	第3順位
福岡県 防災危機管理局		部署（担当者）			
		電話			
		F A X			
		E - m a i l			
(市町村名) (施設名)		部署（担当者）			
		電話			
		F A X			
		E - m a i l			